

令和4年 朝日村議会

3月定例会会議録

令和4年 3月8日 開会

令和4年 3月18日 閉会

朝 日 村 議 会

令和4年朝日村議会3月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月8日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議	7
○議事日程の報告	7
○議席の指定	7
○追悼演説	7
○黙 禱	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○常任委員の選任	10
○松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙	10
○諸般の報告	11
○発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで及び議案第 1号から議案第38号までの上程	12
○議案提案説明	12
○議案内容説明	26
○散 会	27
○署名議員	29

第 2 号 (3月15日)

○議事日程	31
-------	----

○出席議員	3 1
○欠席議員	3 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 1
○事務局職員出席者	3 2
○開 議	3 3
○議事日程の報告	3 3
○会議録署名議員の指名	3 3
○諸般の報告	3 3
○発議第 1 号の上程	3 4
○発議第 1 号の議案提案説明	3 4
○発議第 1 号の議案内容説明	3 5
○発議第 1 号の質疑、討論、採決	3 5
○日程の追加	3 5
○議案第 9 号の訂正請求についての上程	3 6
○議案第 9 号の訂正理由の説明	3 6
○議案第 9 号の訂正内容の説明	3 7
○議案第 9 号の訂正請求についての採決	3 7
○日程の追加	3 8
○議案第 3 7 号の訂正請求についての上程	3 8
○議案第 3 7 号の訂正理由の説明	3 8
○議案第 3 7 号の訂正内容の説明	3 9
○議案第 3 7 号の訂正請求についての採決	3 9
○一般質問	4 0
清 沢 正 毅 君	4 0
高 橋 廣 美 君	5 1
林 邦 弘 君	6 1
中 村 文 映 君	7 2
齊 藤 勝 則 君	8 4
小 林 弘 之 君	9 8
塩 原 智 恵 美 君	1 1 2

羽多野 美 映 君	1 2 7
高 橋 良 二 君	1 4 1
○散 会	1 4 4
○署名議員	1 4 5

第 3 号 (3月18日)

○議事日程	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
○事務局職員出席者	1 4 8
○開 議	1 4 9
○議事日程の報告	1 4 9
○会議録署名議員の指名	1 4 9
○諸般の報告	1 4 9
○発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで及び議案 第1号から議案第38号までの質疑、討論、採決	1 5 0
○追加議案 議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の上程	1 8 1
○議案提案説明	1 8 2
○議案内容説明	1 8 2
○議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の質疑、討論、採決	1 8 3
○議員派遣について	1 8 6
○閉会中の継続調査の申出について	1 8 6
○村長挨拶	1 8 6
○閉 会	1 8 7
○署名議員	1 8 9

令和4年朝日村告示第8号

令和4年朝日村議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月3日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和4年3月8日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

不応招議員（なし）

令和4年朝日村議会3月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和4年3月8日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 4 常任委員の選任

第 5 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

第 6 諸般の報告

(付議事件)

第 7 発委第 1号 議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 発委第 2号 朝日村議会委員会条例の一部を改正する条例について

第 9 発委第 3号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則について

第10 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度朝日村一般会計補正予算(第10号)について)

第11 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度朝日村一般会計補正予算(11号)について)

第12 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第3号)について)

第13 議案第 1号 朝日村土地改良事業分担金賦課徴収条例の制定について

第14 議案第 2号 令和3年度朝日村例規内容見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第15 議案第 3号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例について

第16 議案第 4号 朝日村職員定数条例の一部を改正する条例について

第17 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第18 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 7号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の全部を改正する条例について
- 第20 議案第 8号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第 9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第10号 朝日村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第11号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第12号 朝日村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第13号 担い手研修施設（かたろう舎）設置条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第14号 朝日村女性・若者等活動促進施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第15号 朝日村火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第16号 鳥飼いの清水休憩所設置条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第17号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第18号 朝日村スクールバス設置条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第19号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例について
- 第32 議案第20号 朝日村農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例について
- 第33 議案第21号 西洗馬集荷所トイレ施設設置条例を廃止する条例について
- 第34 議案第22号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
- 第35 議案第23号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
- 第36 議案第24号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
- 第37 議案第25号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第12号）について
- 第38 議案第26号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第39 議案第27号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 第40 議案第28号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第41 議案第29号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第42 議案第30号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第43 議案第31号 令和3年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第44 議案第32号 令和4年度朝日村一般会計予算について
- 第45 議案第33号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第46 議案第34号 令和4年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第47 議案第35号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第48 議案第36号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第49 議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算について
- 第50 議案第38号 令和4年度朝日村下水道事業会計予算について
- 第51 発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで及び議案第1号から議案第38号までの議案提案説明
- 第52 発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで及び議案第1号から議案第38号までの議案内容説明
-

出席議員（10名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君

企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 浩 充 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	上 條 裕 子 君	書 記	石 田 和 香 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年朝日村議会3月定例会を開会します。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議席の指定

○議長（北村直樹君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選された議員の議席は、ただいま着席のとおり、羽多野美映議員の議席は1番に、小林弘之議員の議席は9番に指定いたします。

◎追悼演説

○議長（北村直樹君） 次に、日程に入ります前に、前朝日村議会社会文教委員会副委員長でありました上條俊策議員が、去る1月3日、ご逝去されました。誠に哀悼痛惜の念に堪えません。

ここに弔意を表するため、追悼演説を行いたいと思います。

議員を代表して、清沢正毅議員、お願いいたします。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 追悼の辞。

人の世が、いかにはかないものといいながらも、志半ばにしてこの世を去らなければならないことは、この上なく悲しくて、たまらないこととございます。

本日、朝日村議会3月定例会に当たり、皆様の同意を得て、議員を代表し、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

上條俊策議員は、本年令和4年1月3日、ご逝去されました。享年78歳でした。あえて俊策さんと呼ばせていただきます。

俊策さんは、朝日村に戻られてから、朝日村代表監査委員、朝日村公民館長等を歴任され、平成23年に議会議員に当選され、新人議員のときから議員の皆さんからの信頼も厚く、議長職の重責に就かれました。1期2年の任期を2期4年務め、当地区議会議長会の議長も務められました。

その間、議会改革に真摯に取り組み、その一つとしては、今も継続発行されている議会だよりの創刊にも着手されました。そして、議員2期目には、議会運営委員長としての責務も果たし、議員3期目の昨年10月に、長野県町村議会議長会より地方自治厚功労賞を受賞されました。

また、家庭にあっては、1984年（昭和59年）に株式会社オー・エス・ピーを設立され、経営者としての手腕も発揮し、朝日村商工業発展の一翼を担うとともに、朝日村商工会員として商工会事業の発展にも寄与され、私が言うまでもなく、俊策さんは、文字どおり寝食を忘れて、朝日村発展のためにご尽力されてまいりました。このことは皆さんもご承知のとおりであります。

俊策さんは、常に現状分析を的確にされ、森を見て木を見ずがごとく、広角的な視野と全体最適の考え方にに基づき、朝日村の抱える課題に正面から向き合ってこられました。そして、人と人との関係を大事にされる包容力を持ち、事に対する毅然とした姿勢は、私たちをはじめ、多くの方々に感銘と親しみを与えてくださいました。これからも長く、大所高所からご指導を賜りたいと思っておりましたのに逝ってしまわれ、惜別の念を禁じ得ません。

俊策さんが3期目に議員目標として掲げた「元気な安心の村 朝日をつくります」については、あと一步のところまで来ておりながら、志半ばで逝かれてしまい、さぞかし心残りであったと思います。

俊策さん、ご安心ください。残された私たち議員で、俊策さんの思いを深く心に刻み、職が続く限り、共通の目標として、その実現に邁進してまいります。そして、俊策さんにご教授いただいた多くの教訓を糧に、私たち議員も時代の変化を的確に捉え、判断がぶれること

なく、地方自治の責任ある議会活動に専念してまいる所存であります。

終わりに、俊策さん、清く澄んだ朝日村の満天の星の一つとして輝き続け、私たち朝日村議会の進むべき道を常に照らし続けていただくことをお願い申し上げ、ここに謹んで、上條俊策議員のご生前のご功績をたたえ、ご貢献に深謝し、心よりご冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。

令和4年3月8日、朝日村議会議員、清沢正毅。

○議長（北村直樹君） これで追悼演説を終わります。

◎黙禱

○議長（北村直樹君） この際、故上條俊策議員のご冥福を祈り、1分間の黙禱をささげたいと思います。

全員ご起立願います。

[全員起立]

○議長（北村直樹君） 黙禱。

[黙禱]

○議長（北村直樹君） ご着席ください。

[全員着席]

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 中村文映 議員

8番 齊藤勝則 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎常任委員の選任

○議長（北村直樹君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、社会文教委員に羽多野美映議員、小林弘之議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、社会文教委員に羽多野美映議員、小林弘之議員を任命することに決定いたしました。

◎松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

○議長（北村直樹君） 日程第5、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の朝日村議会における定数は6名です。現在、2名欠員となっておりますので、補欠選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に、羽多野美映議員、小林弘之議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました羽多野美映議員、小林弘之議員を松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました羽多野美映議員、小林弘之議員が松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されました。

当選された議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第6、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで
及び議案第1号から議案第38号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第7、発委第1号から日程第9、発委第3号まで並びに日程第10、承認第1号から日程第12、承認第3号まで及び日程第13、議案第1号から日程第50、議案第38号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第51、ただいま提出されました発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで及び議案第1号から議案第38号までの議案提案理由の説明を求めます。

最初に、発委第1号から発委第3号までの議案の提案理由の説明を求めます。

塩原議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 塩原智恵美君登壇〕

○議会運営委員長（塩原智恵美君） 発委第1号から発委第3号までの提案理由の説明をします。

発委第1号 議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度朝日村例規内容見直しに伴い、改正するものであります。題名の前に朝日村を追加するものでございます。

発委第2号 朝日村議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、委員会をオンライン開催する場合に必要な改正を行うとともに、字句等の見直しによる所要の改正を行うものであります。

オンライン開催する改正につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症のように1か所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定した開会方法の特例として、第13条、招集の次に第13条の2、委員会開会の特例を追加するとともに、第18条、秘密会を改正するものであります。

第13条の2第1項は、オンラインを活用した委員会開会の要件について規定するものです。委員会の開会場所への参集が困難である状況の下で、特例的・緊急避難的な対応の観点から、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延と大規模な災害等の発生等を要件としました必要最小限の改正で実施することを念頭とした改正内容です。

第2項は、委員会の円滑な運営を図る観点から、委員が参集できないオンラインの方法により出席することを申請、これに対する委員長の許可を明確化しました。本規定の許可は、出席そのものに対するものではなく、あくまでオンラインによる方法で出席することに対する許可の意であります。

第3項は、オンラインにより出席した委員は、委員会に出席したものとみなすことを規定するものです。委員会条例では、定足数や表決、記録など、出席委員に係る規定があり、オンラインによる方法で出席した場合も、これらの規定の出席委員に含まれることを包括的に明示しました。

第4項、オンラインによる委員会の具体的な運営方法については、議長が別に定めることを規定しております。別に定める例としては、要綱や規程、申合せなどが考えられ、条例改正後、検討していくこととしております。

第18条は、秘密会に関する規定であります。オンラインによる委員会は、秘密会の対象から除外することを明示するために改正を行うものです。当委員会においては、現実的にオンラインによる場合は、秘密性の担保が困難な場合が多く、秘密会を除外することとしたものであります。

発委第3号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、令和3年度朝日村例規内容見直しに伴い、字句の見直しによる所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明とします。

なお、今回の発委につきましては、3月1日にご説明申し上げております。

議員皆様のご賛同をお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 続いて、承認第1号から承認第3号まで及び議案第1号から議案第38号までの議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和4年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より議員、村民の皆様方には、コロナ対策をはじめ、村政に多大なるご理解、ご協力を賜り、感謝を申し上げます。

初めに、ロシアが起こしたウクライナへの侵略戦争に対して、いかなる理由・背景があろうとも誠に遺憾であり、強く抗議の意を発し、即刻の殺りく停止と撤兵を強く訴えます。

去る1月3日にご逝去されました元議員、上條俊策さんのご冥福を衷心よりお祈りいたします。上條俊策さんの政治スタンスは、長年議長や各委員長として、村政に対して常に是々非々で、心大きく取り組まれ、バランスの取れた判断をしてくださり、村の発展に大きく寄与されました。改めて感謝の意を表したいと思えます。

さきの補欠選挙により当選され、新たに羽多野議員と小林議員2名を迎えることができました。お二人には、村発展のためにご尽力をいただきたいと思えます。

新たなコロナウイルスのオミクロン株は、今年に入り、昨年の第5波と比較できないスピードで爆発的に感染者を増やしています。長野県では、1月27日にまん延防止等重点措置が発令され、感染防止に全県を挙げて取り組む体制とし、期間も3月6日まで2週間延長されました。朝日村においても、昨年1年間の感染者数は10名でしたが、今年に入り、約2か月間で30名の方の感染が判明し、感染力の強さを実感いたします。

2月5日より3回目のワクチン接種がスタートし、4月末までに対象者全員の接種を終了する予定で、今後の感染防止効果に期待をしております。今現在、医療従事者の皆さんをはじめ、エッセンシャルワーカーの皆さんの献身的な努力により、何とか社会経済活動が維持できていることに感謝と敬意を表したいと思えます。

旧役場庁舎ですが、閉庁になって約4年の歳月が流れ、取壊し神事後、2月1日より解体作業が始まりました。八十有余年の朝日村の中心であり顔でありましたから、一抹の寂しさを感じます。跡地は、新たな小野沢地区の防災拠点として生まれ変わると思えます。

朝日村の顔でもあるウインタースポーツですが、予報どおり厳寒の冬らしいシーズンを迎え、リンクづくり、雪づくりも順調に始まり、スケート場、スキー場は、ほぼ予定どおりの営業開始となりました。しかし、コロナ第6波により計画は総崩れとなっており、来シーズンこそはと期待をしております。

去る2月18日早朝より、消防団に緊急出動をお願いする事態が発生いたしました。前日の17日夕方、大尾沢第2水源から浄水場に入る水量が急激に低下し、水道使用のピークである

夜に給水が足りず、村内全域の断水を想定しなければならない事態となりました。夜半より、正副消防団長、工事関係者、各課長により緊急対策本部を立ち上げ、対応策の検討と村内各所への給水の調整等を講じて、何とか夜間のピークである午後11時まで持ちこたえ、断水を避けることができました。

調査の結果、配管途中にある接合ますから下の配管の詰まりが水量低下の原因で、応急対策として、18日早朝より、正副団長以下、各分団より36名の団員に緊急出動を依頼し、消防ホース30本を敷設し、水量の確保をいたしました。また、早朝から半日間にわたり、松本市上下水道局に給水車1台の出動を依頼し、ピストン輸送で浄水場に給水をお願いいたしました。改めて、松本市上下水道局、工事関係者、朝日村消防団に感謝を申し上げます。

新年度、浄水場の更新事業に着手いたしますが、あわせて、給水管の復旧工事を追加せざるを得なくなりました。

さて、令和4年度は、私が村長として4年目、区切りの年に入ります。P D C Aサイクルでいきますと、CからAのタイミングに当たりますので、3年間の振り返りと公約の進捗に触れ、新年度どのようなむらづくりを行うのか、施政方針を述べたいと思います。

振り返りますと、1年目は令和の年号とともに始まり、副村長の起用と期半ばでの大幅な人事の刷新、第6次総合計画と付随計画制定、コンプライアンス問題の解決等、農業に例えますと、畑の土づくりの年でありました。そして、年度の終盤には、コロナ感染が国内でも始まり、緊急事態宣言が発出され、卒業式等各種行事に影響が出だし始めました。

2年目は、各種コロナ対応に追われる中、畑に畝をつくり、多くの種をまきました。主な種は、第3次男女共同参画計画、行政改革大綱、協働のむらづくりの制定、スキー場の在り方検討、消防関係の改革、内部監査や人事評価制度の導入、買物バス運行、向陽台団地第3期着手、公民館講堂の改修、庁内のD Xとして電子決裁、ペーパーレス、テレワーク等の推進であります。

3年目は、待望であったコロナワクチン接種を5か月間実施し、新たな種まきとして、観光・農業・ゼロカーボン等のビジョン作成に着手、教育大綱制定、各種防災機能の充実、そして、前年度まいた種の発芽と成長を見守り、花のつぼみが見え隠れするまでに育ってまいりました。

選挙公約は9つの大項目を挙げ、小項目を34設けました。現時点で、小項目の実行率は約50%、新年度のテーマを推進しますと、約70%となります。この間、新米村長として、職員と共に夢中でコロナ禍を突き進んできた感じで、まだ道半ばでございます。新年度4年目は、

まいた種の成長を見守りつつ、幾つかの花が咲き出すのではと期待をしております。

今後、村の経営をしていく上で、2つの共通認識を深めなければなりません。

1つは、浄水場の事故を報告いたしました。全てのインフラ、全ての施設が老朽化を迎え、更新するサイクルに入ったということでもあります。後ほど、新年度当初予算をご提示いたしますが、健全財政を維持しつつも、徐々にインフラや施設を更新せざるを得ませんので、大型予算編成となりました。

2つ目は、コロナ禍が当面続きます上にウクライナ情勢が加わり、原油等エネルギー関係の高騰、インフレ進行、株価下落と大変厳しい経済状況となります。このような事態を念頭に置き、9つの公約に沿って新年度の重点施策を述べたいと思います。

特に強調した施策は、子育て支援や移住・定住促進の充実であり、中長期的には農業を守る政策に着手をいたします。

第1に、安心・安全なむらづくりといたしまして、笑顔あふれ安心して暮らせるむらづくりを目指します。まずは、3回目のワクチン接種を4月末までに終了させる等、コロナ支援策を継続してまいります。

鎖川右岸の防災機能を強化するため、西洗馬地区に拠点となる防災センターを建設する準備に入ります。同時に、針尾地区の整備計画も検討に入ります。

安全のために、不要となりました曾倉沢ため池の取壊し方法の設計に着手をいたします。自主防災会への加入促進を集落支援員中心に実施し、針尾・小野沢地区に展開をいたします。同時に、災害時に高齢者を援助する体制も明確にしてまいります。

旧役場跡地に拠点避難地整備を行い、有事の際の防災活動の拠点として、地域の皆さんの暮らしを守る環境づくりを進めます。

朝日村の医療体制の在り方検討を継続いたします。検討委員会準備委員会では、高齢者への訪問診療や往診等、村民の医療ニーズを的確に捉えた対応が重要との方針が出ましたので、検討委員会を正式に発足させ、5年先ぐらいをめぐりに対応を協議してまいります。

安心・安全のインフラ整備として、古見バイパスの用地取得と着工準備への支援活動を行うほか、橋梁長寿命化と主要道路舗装修繕に取り組みます。

第2に、全ての世代に福祉を届ける。この項では、行政からのアウトプットは全て村民の福祉につながらなければならない、この信念の下、新年度は特に以下のテーマを推進いたします。

子供や働き盛りの親への支援として、小学校における給食費の無償化と高校生の通学費の

補助をいたします。親子で安心して遊べる環境づくりとして、縄文むら公園を朝日村の歴史文化に触れられる公園にリニューアルをいたします。通学路の安全対策として、引き続き県道における歩道の整備を県に対して要望活動をしてまいります。

高齢者や学生への支援として、JA店舗の廃止に伴う影響の検討や新たな公共交通網構築を進め、利便性向上に向けて取り組んでまいります。

第3に、基幹産業の農業を守るですが、朝日村の長期的重要課題は、将来の農業・農地を守ること、ひいては朝日村を守ることにつながります。農業ビジョンを制定し、10年、20年、30年先のあるべき姿を見据え、必要な政策を展開してまいります。

農業者育成プログラムをつくり、新規就農者を積極的に募り、Uターン、Iターンをしやすくする環境を整えます。そのためには、村が研修の場や指導者等を用意し、農業者を育成してまいります。個人で土地や機械を新たに投資して農業を始めることは困難な時代です。グループ化や法人化の後押しをし、少しでも農業にチャレンジをできる楽しい農業ができるよう支援をしてまいります。

気候変動も重なり、葉菜一辺倒から、代替となる生産品目を育てていく農業にも支援をしてまいります。整備が遅れていました農業振興地域整備計画の見直しに着手し、優良農地の維持確保に努めます。

令和3年度に着手いたしました古見原排水路整備事業ですが、新年度、工事に着工いたします。年々大雨が増え、増水で畑が流される心配も解消できるものと思います。農業をデータで管理し効率化を図るスマート農業の研究に着手をしてまいります。

第4に、観光商工業の活性化ですが、元気で活力あるむらづくりのため、村への移住促進やUIターンを進めるためにも、人流を多くすることや雇用の場を増やすことが必要です。昨年は、武居城公園の茶室の利用を積極的に進め、交流人口の増加や知名度の向上が図られました。新年度も観光ビジョンに沿って、各施設の有効活用を進めます。

マレットゴルフ場ともくもく体験館の利活用が進みません。マレットゴルフ場は廃止の答申も出ましたので、両施設とも今後の方向づけをしてまいります。

企業誘致の関係ですが、原新田下原地区の国営事業の制限が令和5年に解除されるため、下原地区の工業団地化を図る準備活動をしてまいります。また、鎖川を生かした小水力発電の可能性を現在調査中で、双方とも進展がありましたら、議会、地元の皆さん、地権者の皆さんに情報をお伝えできるものと思います。

第5に、人口維持対策ですが、第6次総合計画や人口ビジョンを達成するための重要ファ

クターは、人口減少を最小限に食いとどめることです。そのための施策として、若者定住につながる村営住宅建設を進めたいと思います。旧おひさま保育園を解体し、唯一村有の宅地である跡地を利用することが村の利益につながります。まん延防止等重点措置が解除されましたので、本郷地区と下洗馬地区にそれぞれ説明会を開催して、計画に同意をいただくよう活動してまいります。また、今までの説明会上、課題でありました避難地がなくなることへの不安を解消するために、敷地の一画を避難地として残す案を提示してまいります。

民間によるテレワーク施設が本格的に立ち上がります。テレワーカーとして移住を促進する定住促進事業を立ち上げてまいります。

向陽台に次ぐ住宅団地の開発に着手をいたします。候補地として、中組バイパス沿いを念頭に入れ、その一画に村営の道の駅的な商業施設が併設できないか検討を進めてまいります。

第6に、行政の見える化について。見える化とは、村の重要施策はどうなっているのか、村民の知りたいことが分かる、行政として村民にお知らせしたいことが分かる、その仕組みづくりが重要と思います。現在、広報、回覧板、LINE、ホームページ、告知放送など、様々な手段で村の情報をお伝えしていますが、今後、ユーチューブやローカルFM等の新しい情報媒体の活用検討を行うとともに、情報発信ツールの整理も行ってまいります。

後ほども述べますが、見える化にはDXツールが欠かせませんので、村民へのDX講座を計画してまいります。

第7に、村政のスピードと質の向上ですが、村民へのサービス等福祉の向上は、提供スピードと中身の質が問われます。長年不在であった副村長の起用や、課長、係長の権限強化と経営感覚の向上により、判断するスピードとアウトプットの質の向上が図られてきたと思います。コンプライアンスの確保のために内部監査制度を立ち上げ、職員による仕事の質のクロスチェックを行っています。その中で、仕事のベースとなる各種条例や各種内部規則のタイムリーな改廃がなされていない事例が多く判明し、今議会で多くの条例改正をお願いしたいと思います。継続して、今後も内部監査の質の向上を図ってまいります。

第8に、未来への投資として、第6次総合計画を踏まえ、その先の未来を見据えた村営運営は、明るい活力ある朝日村存続のためにも必要不可欠です。そのために、人口・観光・農業・ゼロカーボン等の各ビジョンを明確にし、取り組んでまいります。

ゼロカーボンに関するテーマを積極的に推進してまいります。気候変動による自然災害が多発していますが、要因である温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を2050年までに実質ゼロにすることが、長野県のゼロカーボン戦略として示されています。二酸化炭素を出さないと

いうことは、物を燃やさないということですから、可燃ごみを極力少なくするために、例えば生ごみを可燃ごみに出さなければ、私の調査では、燃やすごみの重量は半分になります。村内中の生ごみを集め、堆肥にして家庭に戻す、こんなプロジェクトも検討する価値があります。

そのほか、すぐできることとして、公用車をEV車に随時切り替える、コンポストや太陽光発電の支援を継続する、新たに蓄電池の普及などがあります。

未来に健康な森を残すための施策を展開いたします。新たに森林経営管理制度の本格導入と、松くい虫対策として自主転換事業の推進を図ります。出た伐採木を利用して、木質バイオマス発電による育林と農業の循環型事業ができないかの検討を始めたいと思います。ゼロカーボンのテーマとしても大変魅力的です。

大尾沢浄水場の更新に着手をいたします。将来につながるインフラ整備として巨額な投資となりますから、フューチャーデザイン的な考え方の下、浄水場の規模・性能について、今年度、再検討してまいりました。

村民へのDX推進として、DX普及推進体制を構築してまいります。例を申し上げますと、現在納税の確定申告をしていただいておりますが、スマホによる申請ができるようになりましたが、村民の皆さんが実際に使いこなすまでに至っておりません。

また、令和7年までに行政の20項目をデジタル化し、住民の利活用を進める国の方針が示されました。デジタル化が加速する一方、主体である村民の利活用が課題となります。そこで、スマホの使い方教室を企画する等、DXを使いこなすための推進体制をつくりたいと思います。

国土調査未着手は、長野県下で6自治体、いよいよ朝日村も国土調査に着手してまいります。今年度は全体計画を立てましたが、大きな課題は、公図と現況の違いが多いこと、登記簿と実際の面積に差が大きいことです。国土調査終了まで約30年ほどかかる大事業となります。

第9に、対話集会として、村民の声を村政へは地方自治の一丁目一番地です。それが村政への参画となり、開かれた自治につながります。今年度は、コロナが落ち着いた時期に2回の出前村政ができたのみでした。新年度は、コロナの様子を見て、様々なスタイルでの対話をしたいと思います。

ワクチン接種会場にいますと、村長さん聞いてというような話をされる方がおられます。村長との相談部屋を接種会場や役場に設けたら、一つの活動になるかもしれません。

最後に、教育委員会関係では、公民館駐車場の舗装を行いたいと思います。今まで未着手の経過を伺うと、全面舗装により新田地区への雨水の影響がある、熊久保遺跡の意向調査が必要などなどありましたが、舗装の工法や遺跡の試掘の結果、影響は少ないと分かりました。

小学校の長寿命化計画を実施する時期を迎えましたので、公共施設個別実施計画に沿って、今後数年にわたり、校舎の改修に入ります。

新たに進めるコミュニティスクールの土台となる学校運営協議会が発足し、地域と学校が一体となって学校運営をする仕組みがスタートいたします。病児・病後児保育の受入れ体制を松本市と協定を結び、4月より受入れが可能となります。

長年検討してまいりました公民館活動の在り方ですが、内容や実施時期について、時代に即した見直しを図りたいと思います。世界とのコミュニケーション能力強化として、児童や村民向けの英語教室等に引き続き力を入れてまいります。

新年度も村政経営の基本的な考え方は、「福祉あふれる元気で明るいまらづくり」と「みんなが村政に参画しよう」を基本に据え、第6次総合計画の目指す姿として、「人・自然・産業が輝き、夢・希望・笑顔あふれる朝日村」の実現に向け、取り組んでまいります。

朝日村発展のために、議員の皆さんをはじめ、村民の皆さんのご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました案件につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました案件は、専決処分3件、条例21件、施設の独占的利用3件、予算14件の計41件でございます。

まず初めに、承認第1号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第10号）の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,680万円としたものでございます。

主な内容は、村議会議員補欠選挙、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の費用を計上するものでございます。

次に、承認第2号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第11号）の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,050万円としたものでございます。

主な内容は、PCR検査業務などの新型コロナ対策経費の増額、除雪費の増額でございます。

次に、承認第3号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分に

つきましては、既定の予算の収益的支出に350万円を追加し、総額を1億2,057万3,000円とするものでございます。

主な内容は、大尾沢水源水位低下緊急対応費用の増額でございます。

次に、議案第1号 朝日村土地改良事業分担金賦課徴収条例の制定につきましては、土地開発事業全般の分担金を賦課徴収するため、朝日村土地改良事業分担金賦課徴収条例を制定するものでございます。

次に、議案第2号 令和3年度朝日村例規内容見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、令和3年度に行いました例規見直しにより、内容の変更を伴わない字句の修正等、軽微な一部改正を行うもので、改正条例は112条例でございます。

次に、議案第3号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、附属機関の別表に委員会等を加除するために改正をするものでございます。

次に、議案第4号 朝日村職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度朝日村例規集内容の一斉見直しに伴い、定数の内訳について改正するものでございます。

次に、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員に係る制度改正に合わせ、改正するものでございます。

次に、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第7号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の全部を改正する条例及び議案第8号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例及び議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度朝日村例規集内容の一斉見直しに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第10号 朝日村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例につきましては、近隣の状況を踏まえた利率等の変更及び法律改正による償還方法の追加を行うものでございます。

次に、議案第11号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年度地方税制の一部改正に伴い、改正するものでございます。

次に、議案第12号 朝日村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良事業分担賦課部分について、別の条例で制定することに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第13号 担い手研修施設（かたろう舎）設置条例の一部を改正する条例及び議

案第14号 朝日村女性・若者等活動促進施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理者による管理を取りやめることに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第15号 朝日村火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、字句の見直しと様式を条例から削除することに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第16号 鳥飼いの清水休憩所設置条例の一部を改正する条例につきましては、使用時間、使用料金等の見直しに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第17号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、審議会の明確化及び字句の見直しに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第18号 朝日村スクールバス設置条例の一部を改正する条例につきましては、例規見直し及び引用規定の変更に伴い、改正するものでございます。

次に、議案第19号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例及び議案第20号 朝日村農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例及び議案第21号 西洗馬集荷所トイレ施設設置条例を廃止する条例につきましては、例規見直しに伴い条例を廃止するものでございます。

次に、議案第22号から議案第24号までの公の施設を長期かつ独占的に利用させることにつきましては、地方自治法に基づき、担い手研修施設（かたろう舎）、朝日村農産加工施設針尾加工場及び朝日村女性・若者等活動促進施設を長期かつ独占的に利用させることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第25号から議案第31号までは補正予算でございます。

初めに、議案第25号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,000万円とするものでございます。

歳入の主なものは、村税3,596万1,000円、地方交付税1億5,875万6,000円、国庫支出金2,645万6,000円、繰入金マイナス3,320万2,000円、村債マイナス3,560万円でございます。歳出の主なものは、財政調整基金積立金3億809万4,000円、転出転入手続ワンストップ化システム改修委託料272万8,000円、そのほか、決算見込み精算によるものでございます。

次に、議案第26号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ5,378万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,773万円とするものでございます。

主なものは、保険給付費、財政調整基金の増額に伴うものでございます。

次に、議案第27号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ730万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,002万円とするものでございます。

主なものは、国・県支出金の歳入決算見込み精算、介護保険支払準備基金積立金を減額とするものでございます。

次に、議案第28号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ282万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,013万2,000円とするものでございます。

主なものは、保険料等負担金の決算見込み精算に伴うものでございます。

次に、議案第29号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ147万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,202万2,000円とするものでございます。

主なものは、地下タンク撤去工事等の決算見込み精算に伴うものでございます。

次に、議案第30号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入に181万円を追加し、総額を1億4,610万7,000円、収益的支出を70万6,000円減額し総額を1億1,986万7,000円、資本的収入を693万7,000円減額し、総額を5,498万9,000円、資本的支出を470万円減額し、総額を9,473万4,000円とするものでございます。

主なものは、減圧弁設置工事、古見災害復旧工事、古見災害復旧事業等の決算見込み精算に伴うものでございます。

次に、議案第31号 令和3年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入に2万9,000円を追加し、総額を3億717万円、収益的支出を103万9,000円減額し、総額を2億6,918万1,000円、資本的収入に560万円追加し、総額を2億722万4,000円、資本的支出に90万円追加し、総額を2億8,290万円とするものでございます。

主なものは、受益者負担金の増額、その他決算見込み精算に伴うものでございます。

次に、議案第32号から第38号までは新年度予算でございます。

まず初めに、議案第32号 令和4年度朝日村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,800万円とするものでございます。前年度対比29.1%の増で、過去3番目の大型予算編成となっております。

増額の主な内容について若干申し上げます。

歳入では、村税が前年度対比3億8,057万3,000円の増でございます、村内電力事業者の

設備増強工事完了による固定資産税の増額を見込んでございます。

地方交付税は、前年度対比1,350万円の増額を見込んでございます。

国庫支出金は、前年度対比4,691万4,000円の増でございまして、新型コロナワクチン接種事業や大型建設事業に伴う補助金の増額となっているものでございます。

村債は、前年度対比2億7,030万円の増でございまして、投資的事業の増に伴うものでございます。

次に、歳出では、総務費が前年度対比1億512万9,000円の増でございまして、主なものとして、デジタル社会の実現に向けた税・住基証明コンビニ交付事業3,535万6,000円、行政システム標準化オンライン化などのDX関連事業3,373万2,000円、地域おこし協力隊・集落支援員事業1,325万1,000円、公用車への環境配慮型自動車の導入550万円、公共交通新規路線検討による松本市地域公共交通協議会負担金167万4,000円、U I J ターン移住支援金160万円等でございます。

民生費は、前年度対比297万1,000円の減でございまして、主に法に基づいて支出する社会保障費のほか、新たなものとして、子育て支援センター施設建物状況調査232万1,000円、病児・病後児保育事業などが主なものでございます。

衛生費は、前年度対比2,585万4,000円の増でございまして、ごみ処理、健康事業のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,330万2,000円、新エネルギー普及促進事業補助金の拡充、これは蓄電池でございますが、220万円などが主なものでございます。

農林水産事業は、前年度対比90万5,000円の増でございまして、継続事業で行う圃場整備等の土地改良事業のほか、松くい虫防除対策関連事業は、前年度対比1,459万円増の3,559万円、曾倉沢ため池廃止事業260万円、農業振興地域整備計画策定などが主なものでございます。

商工費は、前年度対比2,033万2,000円の増でございまして、朝日村地域活性化商品券配布事業4,646万1,000円、新型コロナ対応朝日村中小企業振興資金預託金600万円、朝日村観光協会運営支援関連事業1,443万3,000円、観光施設維持改修事業525万円が主なものでございます。スキー場特別会計繰出金は、償還がほぼ終了したことにより、2,710万2,000円減の1,279万9,000円となっております。

土木費は、前年度対比3億4,055万8,000円の増でございまして、古見原配水改良事業6,930万円、針尾幹2号線ほか舗装修繕事業6,835万円、御道開渡橋長寿命化事業5,985万円、古見3号線・西洗馬7号線道路改良事業5,347万円、旭ヶ丘団地村営住宅建て替え事業3,160

万4,000円、空き家対策等対策計画策定500万円などが主なものでございます。

また、下水道事業会計負担金は、1億2,756万5,000円増の2億7,926万5,000円としております。

消防費は、前年度対比1億1,773万1,000円の増でございます。拠点避難地整備事業5,300万円、防災センター建設事業1,900万円、小野沢地区浸水想定区域排水計画策定500万円などが主なものでございます。

また、松本広域連合消防費負担金が、1,884万9,000円増の9,700万4,000円となっております。

教育費は、前年度対比1億2,354万7,000円の増でございます。小学校プール棟改修事業9,350万円、小学校給食費無償化事業1,159万円、小学校普通教室棟改修事業、これは実施設計であります。1,200万円、高校生通学支援補助500万円、縄文むら公園リニューアル事業450万円などが主なものでございます。

次に、特別会計等でございます。

初めに、議案第33号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,040万円とするものでございます。

主なものは、保険給付費3億911万7,000円でございます。

次に、議案第34号 令和4年度朝日村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,440万円とするものでございます。

主なものは、保険給付費5億1,679万2,000円でございます。

次に、議案第35号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,180万円とするものでございます。

主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5,110万3,000円でございます。

次に、議案第36号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,580万円とするものでございます。

主なものは、リフト施設等の施設管理費1,208万9,000円でございます。

次に、議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算につきましては、事業会計予算額の収益的収入を1億4,445万7,000円、収益的支出を1億1,360万1,000円、資本的収入を1億7,190万3,000円、資本的支出を2億1,928万4,000円、当年度純利益を2,933万7,000円、資金減少額を96万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、大尾沢浄水場建設事業1億3,800万円でございます。

次に、議案第38号 令和4年度朝日村下水道事業会計予算につきましては、事業会計予算

額の収益的収入を4億4,412万2,000円、収益的支出を2億6,342万5,000円、資本的収入を4,026万3,000円、資本的支出を2億8,275万4,000円、当年度純利益を1億7,801万円、資金増加額を133万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、ストックマネジメント全体計画策定事業2,400万円でございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者が補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件等を追加提案させていただく予定でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第52、発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで及び議案第1号から議案第38号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時58分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時59分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年朝日村議会3月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和4年3月15日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

(付議事件)

第3 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、即時撤退を求める決議について

第4 発議第1号の議案提案説明

第5 発議第1号の議案内容説明

第6 発議第1号の質疑・討論・採決

第7 一般質問

(追加付議事件)

追加日程第1 議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例
訂正請求について

追加日程第2 議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算訂正請求について

出席議員(10名)

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條浩充君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

事務局職員出席者

議会事務局長	上條裕子君	書記	石田和香君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 小林 弘之 議員

10番 塩原 智恵美 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎発議第1号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第3、発議第1号を上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎発議第1号の議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第4、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、即時撤退を求める決議についての提案理由を説明いたします。

去る2月24日、ロシアはウクライナへ国際社会の警告を無視して軍事侵略を開始し、今なお厳しい戦闘が行われ、その結果、民間人を含む多数の死傷者が発生し、多くのウクライナ人が隣国への避難を余儀なくされています。このロシアの侵略行為は、明らかに国連憲章と国際法への重大な違反行為であり、世界平和を脅かす許すことができない犯罪行為であります。さらに、プーチン大統領の核兵器使用を示唆する発言や原子力発電施設の攻撃などの行為は、唯一の戦争被爆国として、断じて容認できません。

また、当村には、国内最大級の500キロボルトという超高压電圧、最大電力400万キロワットを扱う送電用変電所、東京電力新信濃変電所があり、加えて、周波数変換設備を有します。こうした特異性から、有人による24時間監視体制がしかれ、国の重要拠点が置かれている村であることから、断じて容認できません。

よって、朝日村議会は、世界の恒久平和を願い、ロシアによるウクライナ侵略に強く抗議するとともに、ウクライナからの即時完全撤退を強く求めるものであります。

日本政府におかれましては、国際社会との綿密な連携により、毅然たる態度でロシアに対して軍の完全撤退を求めるとともに、平和的解決に向けた外交努力及びウクライナに対する非軍事分野における人道支援に万全を期すよう強く要請するものであります。

決議案への議員の皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

◎発議第1号の議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第5、発議第1号の議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第6、発議第1号の質疑、討論、採決を行います。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、即時撤退を求める決議についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（北村直樹君） お諮りします。3月8日、村長から提出された議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例について、3月15日付訂正請求がありました。

議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例訂正請求についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例訂正請求についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第9号の訂正請求についての上程

○議長（北村直樹君） この際、追加日程第1、議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例訂正請求についてを議題といたします。

◎議案第9号の訂正理由の説明

○議長（北村直樹君） 村長から、議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例訂正請求の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 議案提案説明をいたします。

議案第9号でございますが、改正前の条例は昭和28年制定、そして、その10年後、昭和39年、改定が国のほうからなされておりますが、そのときの文言によりまして、この前、塩原智恵美議員のほうからも提案がありましたが、文言のうち、収入及び支出の状況という項ですが、現在に合う「歳入歳出予算の執行状況」というふうな文言に訂正をしたいと思います

ので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

◎議案第9号の訂正内容の説明

○議長（北村直樹君） お諮りします。訂正理由の内容説明を全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、訂正理由の内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時08分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時13分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎議案第9号の訂正請求についての採決

○議長（北村直樹君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例訂正請求についてを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例訂正請求についてを許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（北村直樹君） お諮りします。3月8日、村長から提出された議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算について、3月15日付訂正請求がありました。

議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算訂正請求についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算訂正請求についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第37号の訂正請求についての上程

○議長（北村直樹君） この際、追加日程第2、議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算訂正請求についてを議題といたします。

◎議案第37号の訂正理由の説明

○議長（北村直樹君） 村長から、議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算訂正請求の理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 会期中、大変お忙しい中、2度目の議案訂正をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議案第37号でございます。債務負担行為をすることができる事項ということで、期間及び

限度額の記載漏れがございましたので、これを訂正するものでございます。申し訳ありませんが、ご審議のほどお願いいたします。

◎議案第37号の訂正内容の説明

○議長（北村直樹君） お諮りします。訂正理由の内容説明を全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、訂正理由の内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時16分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時21分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎議案第37号の訂正請求についての採決

○議長（北村直樹君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算訂正請求についてを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算訂正請求について、許可することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第7、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいたします。

また、時間5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおきください。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 最初に、3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、2問の質問をさせていただきます。

1問目でございますが、村長の村政経営についてでございます。

小林村長は、選挙公約に9つの大項目と34の小項目を掲げ、「福祉あふれる元気で明るいむらづくり」と「皆で村政に参加しよう」を基本理念として村政経営に携わってこられました。そして、令和4年が村長としての区切りの年となります。

3月定例会初日に施政方針で述べられておりましたが、今までの3年間を振り返ると、小項目の実行率は約50%、まだ道半ばであると、そして、最終年となる令和4年度のテーマを推進すると70%となると自己採点をされておられます。令和4年度の重点施策について、9つの公約に沿って具体的な事業を分かりやすく示され、村長の区切りとなる最終年度に向けての強い意気込みの一端を伺うことができました。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1つ目、選挙公約で掲げた項目の達成率を、新年度事業予算完遂したとしても70%の達成率と自己採点された理由は何なのか。最終年度であれば少なくとも90%以上、あるいは

100%目指すべきではないのかと考えますが、なぜ新年度事業予算でそこまで目指さないのかを伺います。

2点目、令和2年にスタートした第6次総合計画で、目指す姿として「人・自然・産業が輝き、夢・希望・笑顔あふれる朝日村」の実現が小林村長の最終着地点であると私は認識しております。小林村政で作成され、10年計画でありますから、当然その実現に向けて、村政経営に継続的に取り組むべきであると期待いたしますが、次へのステップについて、現時点での村長のご意向を伺います。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 清沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、公約の実施率で、新年度70%と採点した理由のお尋ねでございますが、4年目を迎えるに当たり、3年間の棚卸しをし、実施率を数値で捉えてみたかったということが、まず最初のことでございます。そして、その数値を捉えてみましたところ、50%の着手率であったということで、まだまだ半分だなという思いをいたしました。

それから、任期中には、これだけはやはりやらなくちゃいけないというテーマを今回挙げてありますが、それを足し算すると70%になるということでもあります。

ご質問の、なぜ90%以上を目指さないのかということでございますが、私も初めてのこういう経験で、実際に行政を始めてみますと、公約より先にやらなければならない緊急テーマがあまりにも多過ぎたということでございます。いろんなテーマ、やってきたテーマについては、施政方針の中でも述べておりますので割愛いたしますが、いずれにいたしましても、コロナ対応と職員の働き方改革、こういったものも並行して進めてまいりましたので、職員の皆さんには100%以上の能力を発揮していただいたというふうに思っております。

4年目は、進行中のテーマに対しまして、チェックとアクションのサイクルを回さなければなりません。ここでちゃんとした仕事をするには、ヒト・モノ・カネ、当然かかりますので、これ以上新たなテーマに取り組むにはマンパワーが足りないと、現状では、という判断の下に、現在70%でまずはやるかという決断に至りました。

それと、次に、第6次総合計画実現に向けて継続していくべきで、次期へのステップの意向はというお尋ねでございますけれども、今、非常に厳しい時代を迎えているという認識、

また、施政方針の中でも触れましたが、全てのインフラ設備が老朽化していること、そして、社会情勢は、コロナに輪をかけてウクライナ情勢が加わって経済情勢が一段と不透明となってきたこと、それと、ベースにある人口減少の問題、こういったもの、そして、農業が抱えている大きな課題、挙げてみたら切りがないわけですが、新年度予算が承認されてゴーがかかりましたら、この1年間一生懸命取り組んで、時期が来たら次のことを考えてみたいというふうに思っております。

ちょっと的を射た答弁になるか分かりませんが、今、現状はそんなところを考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

確かに、大体の回答は私も予測できていたんですけども、3年で、でも50は少ないかなというふうに思いますけれどもね。ただ、村長がおっしゃったように、公約の先に、第1年目でたしか台風19号があって、長野県の中でも相当被害が出た。2期目以降はコロナの対策で本当に翻弄されてきた。こういう中で、公約の実行率、優先するものが非常に多過ぎたという部分で、50という控え目にされてきたと思います。

ただ、今回の施政方針の中でも、かなり9項目を題材としていろいろ説明していただいて、具体的な内容もいろいろ理解させていただいているんですが、まだコロナが続いている、こんな状況でございますし、それから、いろんなインフラ関係の整備だとか、社会情勢も相当変わってきている、こういう中で新しい生活環境の中で、いかにどう村政経営を進めていくか、そういったところは大変重要な部分だというふうに思いますが、そんなに辛く採点しなくてもいいのかなとも思いますけれども、ただ、やっぱりもう最終年度に入っているというところであれば、それを完遂するための思い入れを今回の新年度の事業予算にやっぱり盛り込んでいっていただく、そういう強い意思表示を、施政方針の中でも伺いましたが、やっぱりそこを一番期待するところでございます。

第6次の総合計画、これは、小林村政が始まって作成されて、10年計画ということでございます。やっぱりここが目指す朝日村の姿の終着点であるなというふうに思いますので、質問させていただいたのは少なくとももう既にそんな質問を村長にされていて、答えは、とにかく今は目の前の課題を遂行することが一番だというふうに答えはされておりましたが、そ

この総合計画の目指す姿のところ近づけていっていただくために、さらにやっぱりご自分の意向を次へのチャレンジ、相当強く持っていただければありがたいなと思っているんですが、もう一度伺いますけれども、その辺についての、大きな課題がいっぱいありますから、先ほど、次期への課題については時期が来たらまた考えますと、そうおっしゃられておりますが、もう一度その点についてちょっとご決意を、どんなふうに思っているかをお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 決意、決意ということですがけれども、同時に、私の机の後ろには一覧表を貼ってありまして、やりたいテーマをずらっと書いてあります。これは、私の公約のほか、今、何が必要かということを私なりに書いたテーマを貼ってあるんですが、初年度は、まだまだどういったものか、行政を進めるにはどういったことかということがよく分からない段階では、19のテーマが後ろに貼ってあります。それは、職員に指示をして、達成できたものも幾つか当然ありますけれども、公約とか、今、大型のテーマで推進しているものを含めて、新たに19。そして2年目は、数えてみたら72あります。

そのテーマは全部完結するわけじゃなくて、引き続き次の年に行くテーマなんですが、3年目は92テーマあります。これは、自分なりに、こんなことも足りない、こんなことも足りないと足し算していったらそうなったわけでして、非常にこういったテーマも新たに盛り込みながらやっていくには、非常に、さっき言ったヒト・モノ・カネ、かかりますので、それをやっぱり優先順位をつけてやっていくということで、まだまだやることいっぱいあるなということでもあります。

ですから、さっきも申し上げましたが、この1年一生懸命やってみて、ある時期が来たら、もう一回やらなきゃこれは終わらんと思うか、もういいやと思うか分かりませんが、もうちょっと時間かけて一生懸命やってみたいと思います。

以上です。あんまりいい答えじゃないですけども。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

今、伺いましたけれども、1年目のテーマが非常にプラスアルファで、1年、2年、3年

と相当な項目が出てきて、それに対して邁進していましたということでございます。今回、1年頑張ってもらったということなんですが、村長の今の言葉にもういやという言葉がありました、それはぜひ撤回をしておいていただきたいなというふうに思います。

施政方針の中でも、あるいは先ほどお話ありましたけれども、まだ3年で道半ばというのは、やっぱり謙遜されているのかなというふうに思いました。第4年度の中では、まいた種の生長を見守りつつ、幾つかの花が咲き出すのではないかとというふうに表現をされておりましたが、私は、やっぱり最終年度であれば、刈取りと確かな収穫、それまでを目指すのが本来の姿かなというふうに考えます。最終年度のスタートに当たって、やっぱり公約の実現と、それから第6次の目標に向かっての確かな収穫に向かって、意欲的に取り組んでいただきたいなということを期待したいと思います。

第6次の目指す朝日村実現へのさらなる挑戦、こういったところも期待をして、1問目の質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

協働の村づくり推進についてでございます。

何度か私も一般質問でこれについてさせていただいてきていますが、協働の村づくり指針が昨年7月に制定をされて、半年以上が経過をされている中で、昨年の、私も監査委員でございますが、村の監査委員による定期監査の指摘事項にもありますように、指針は制定されているんですが、行政と住民との目的目標が共有化されていない。

確かに、コロナ感染防止対策が優先で、その機会を設定できなかったことは理解をできませんが、できるだけ早い機会に懇談会開催に努めていただきたいという指摘をされております。

依然としてコロナ感染拡大状態が続いております。その機会を持つに至っていないのかなというふうには理解しておりますが、したがって、令和4年度事業での展開になると理解をしています。それで、本年度に示された事業予算案を見ると、今年度は外部講師を依頼し、地域ワークに取り組み、浸透拡散を図るとされております。

これについて、以下の質問をさせていただきます。

1つ目ですが、協働の村づくりを進めるに当たって、行政として人的支援を図るため集落

支援員制度を導入して、昨年7月に2名、今年の2月に新たに1名採用されて、3名体制で活動が展開されております。

まずは、地域コミュニティづくり、絆づくりからも最重大課題として捉えている地区未加入者の地区加入促進として、地区自主防災会の構築を切り口に、地区自主防災会への加入促進を10月から取り組んでこられました。針尾地区については、2月採用でしたので、3月から動き始めたというふうに聞いておりますが、他の地区、西洗馬、古見地区、この地区の現状の未加入者の加入促進状況、これをお伺いいたします。

結果として、依然未加入の世帯がある場合、今後の地区自主防災会構成と未加入者世帯への対応をどのように考えられているのか、これについて1点目、お伺いします。

2点目ですが、来年度協働のむらづくり事業の展開として、外部講師依頼で地域ワークに取り組み、住民への浸透拡散を図るとありますが、この中での集落支援員は、どのように関わりを持って、どのように役割を果たしていくのか、その辺のお考えを伺いたしたいと思います。

3点目ですが、地区自主防災会が実現されたとしても、この自主防災会と現状の地区区画と地区運営、これとは切り離して考えるのか、それとも、自主防災会が新たな地区区画となるのか、どのようにお考えになっているのか、これについて3点目です。

4点目ですが、丸2年に及ぶコロナ禍の中で、生活様式が大きく変わりつつあります。例えば、地区常会をやらなくても済んでしまっている、あるいは地区の人々が顔を合わせなくても問題なく地区運営がされている、こういった状況の中で、地域コミュニティにも変化が生じつつある現環境下を行政はどのように分析をされておられるのか、そして、今後の協働の村づくりのアクションに変化が考えられているのか、その点について、4点お伺いをさせていただきます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 清沢正毅議員ご質問の協働の村づくり推進について、私からは、初めのご質問の自主防災会への加入促進状況と、未加入世帯がある場合の地区自主防災会構成と未加入世帯への対応、そして、3番目のご質問の自主防災会と現状の地区区画、地区運営の在り方について回答させていただきます。

初めに、自主防災会への加入促進状況と、未加入世帯がある場合の地区自主防災会構成と未加入世帯への対応について回答させていただきますが、自主防災会の見直し等が先行して

おります古見区、西洗馬区につきましては、古見区は、地区未加入者が132軒ありましたが、20軒の加入があり、現在59軒と加入協議中であります。また、西洗馬区は、地区未加入者が22軒ありましたが、15軒の加入がありました。

針尾、小野沢区では、2月から集落支援員による作業が進んでおります。現在は、住民基本台帳と地区で管理しているお助け台帳の照合により、地区未加入者の絞り込みを進めております。入二区では、住民基本台帳と地区で管理しているお助け台帳の照合により、お助け台帳を更新中であります。

未加入世帯がある場合の地区自主防災会構成と未加入世帯の今後の対応につきましては、新年度の地震総合防災訓練では、見直しをされた自主防災会が中心となった訓練の実施を予定しております。

このように、未加入世帯に対しましては、実際の訓練を通して自主防災会への加入の必要性をご理解いただき、防災面での自主防災会への加入の必要性について納得いただく説明、協議を続けてまいりたいと考えております。

次に、自主防災会と現状の地区区画、地区運営の在り方について回答させていただきます。

自主防災会と行政区画、地区運営は別物と考えております。令和2年度の行政区画審議会から村への答申では、地区自主防災会と地域組織の今後の在り方について様々な課題がある中、早急に取り組むべき課題として、「自主防災組織への全住民加入を」でありました。

行政区画、地区は、その地域住民等によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体、地縁団体であり、法律上は、いわゆる権利能力なき社団として位置づけられ、法律の規定によらない団体であり、村が強制的、統一的に加入を推進することができない団体であります。

しかしながら、住民の生命・財産を守る村といたしましては、災害時に住民の皆様が地域ごとに自らの手で自らの生命・財産を守る組織である自主防災会への加入を進めることは、最重要と考えております。したがって、行政区画である地区への加入と自主防災会への加入は両輪であると考えております。

村の朝日村第6次総合計画で、基本理念を「住民の参画による協働の村づくり」とし、「住民と行政とが目標を共有し、適切な役割分担と協働により、地域課題の解決やむらの発展に取り組む村づくりを進めます」と定めております。自主防災会への加入、地区への加入推進は、住民の参加による協働の村づくり推進によるものと考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうからは、2つ目と4つ目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、2つ目の清沢議員からのご質問でございます。

来年度協働の村づくりの事業展開として行います地域ワークでございますけれども、こちらに集落支援員はどのように関わり、どのような役割を担当していくのかというご質問でございます。

来年度、協働の村づくり事業で計画しております地域ワークにつきましては、この協働の村づくりを推進するため地域の課題を抽出し、村民の皆さん自ら課題解決を図る取組をモデル的に行いまして、村民の皆さんへ協働の村づくりの活動事例として周知拡散を図ってまいりたいと考えております。参加いただきます村民の皆さんや抽出する課題につきましては、他の地域で住民活動の取組に関わってきました外部講師の皆さんと、今後、検討してまいりたいと思います。

また、集落支援員さんの関わり方につきましては、今後、地域の課題解決を図るために、集落支援員さんは地域の皆さんのサポート役として、地域の課題解決を図る取組を行っていくこととなりますので、今年度はこの地域ワークに参加をしていただき、地域の課題を解決するための現状分析、また、課題解決の手法を学んでいただいて、今後の活動につなげていきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

続きまして、4つ目のご質問でございます。

地域コミュニティの変化、環境変化を行政としてどう分析しているのか、今後の協働のむらづくりのアクションに変化が考えられるのかというご質問でございます。

地区の状況につきましては、人口減少により役員などの担い手が少なくなる中、高齢化や地区未加入者も増加しまして、地域の課題がますます増加していく中で、現在の担い手に負担が集中している状況になっていると思います。また、近年は、地域づくりの基本でもある地区常会が減少し、コロナ禍の中ではさらに減少している状況にあり、村全体で地区活動が停滞している状況にあると捉えております。

このような状況を踏まえて、村では協働のむらづくり指針の中で、地区の活動の継続と安定化のため、人的支援、資金的支援を行うこととしておりますが、それぞれの地区の状況や活動、課題にも違いがあるため、村では、詳細な地区の状況把握や分析は現在のところでき

ていない状況でございます。

こうしたことから、まずは集落点検を行い、それぞれの地区の状況、また、活動課題等について整理をして、地区の状況の把握と分析を今後行ってまいりたいと考えております。

この集落点検につきましては、地区ごとに事前に用意した設問に答えていただく形で実施を予定していきまして、地区の人口や世帯の推移、高齢者の数やその状況、常会の開催状況や協働で利用や管理している施設の状況、地区で続いている伝統行事や祭り、地区内の道路や危険な場所の状況、地区の課題などの調査を考えております。

この集落点検につきましては、集落支援員が各地区の常会に参加して、聞き取りにより行うことが最も有効な手段であります。コロナ禍で住民の皆さんが集まる機会が設定できない状況もございますので、地区の役員の方々へのアンケート形式で実施する方法も、現在検討しております。調査の結果につきましては、集落支援員が集計と分析を行い、その情報を村と各地区、村全体で共有を図ってまいりたいと考えております。

また、その結果に基づき、村の支援策、今後の地区活動の活性化、また、地区が抱える課題の解決を図るための集落支援員のサポート活動、それと、行政と地区が行う協働のむらづくり事業など、具体的な活動計画に今後つなげていきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

ちょっと再質問でございますけれども、自主防災会の加入状況、促進状況、先ほど総務課長からご報告いただきました。まだ未加入になっている軒数は、まだまだあるわけですが、3番のところ、お答えをいただいたんですが、自主防災会と地区区画、これは全く別物で考えていますというご回答をいただいたんですが、ただ、今後の災害時の自主防災会の活動って非常に重要だというふうにはおっしゃっていましたが、これと地区の運営が、今、非常に難しいなというふうに理解しているところがあるんですが、今回、未加入者については、今後地区への加入も、今回自主防災会には入ります、だけれども、先ほど、地区区画と自主防災会は別物だと総務課長はおっしゃっていましたが、じゃ、自主防災会に入った人は、地区のほうの未加入についてはどのように考えられているのかとか、そういったことについては、集落支援員さんに多分結果を聞いていると思うんですけれども、それは別物だ

とおっしゃっているんですが、地区加入は、じゃ、しないというふうな意向を持っているのか、自主防災会に入ったら地区加入も一緒ですよというふうに今回加入された人たちは理解しているのか、その辺についてはどのように総務課としては把握されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 2回目のご質問についてご回答させていただきます。

集落支援員さんが今回地区に未加入の方のところに訪問しまして、自主防災会の在り方について説明して、自主防災会には入っていただきたいということで説明等行っているところなんです、その中で幾つかございまして、地区には入らないけれども自主防災会という組織自体を知らなかったというような方が結構多くいらっしゃいました。ということで、この機会に自主防災会には入りましょうというようなことでした。

また、残念ながら、自主防災会にも、もちろん地区にも、一切今後も入る予定はないというようなことで、門前払いをされたところもございまして。

ということで、今回、取組の中で、自主防災会の存在を知らなくて、自主防災会に入っていた方につきまして、特に自主防災会を通じて地区の人たちと触れ合うきっかけづくりとなって、それが絆となって、最後は地区へ、村としては強制的に加入できないわけですが、地区へ加入をいただくというように促していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 協働のむらづくりの一番のやっぱり原点には、地域コミュニティの活性化というふうに思います。それに向けて、未加入者が非常に大きな課題だということ、継続的にいろいろ進めてきていただいて、今回は自主防災会を切り口ということで展開をしてくれているんですが、まだまだ未加入者がいる。と同時に、地区の運営と自主防災会はまた別物だと。

ただ、場所によっては、ほとんどの地域が自主防災会と地区運営、地区区画が一緒になっていますから、そういったところは大きな問題、大きな問題というか、問題はないと思いますけれども、やっぱり防災会と地区区画が食い違っているところ、これは学校周辺ですとか

公民館周辺とかいろんなところにあるんですが、この辺について、やっぱり協働の村づくりには地区の活動というのがある程度原点になってくる。

先ほど、総務課長が、任意団体で村の強制もできない、そういうところでありますので、強制力を持ってどうのこうのということとはできないというのは理解できるんですけども、私が言いたいのは、協働の村づくりを4年度進めていきますけれども、やっぱり原点になるのは地区区画なり地区運営だというふうに私は思っていますので、現在のコロナ禍の中で非常に難しい地区コミュニティ活動、難しいと思うんですけども、ここの地区運営というのを考えていくと、いろんなところに影響してくるのは、例えば公民館の分館の活動だとか、役割を少なくしていけば、もしかしたら地区運営ができるとか、いろんなそういう絡み、ほかの絡みにも影響してくると思うんですね、地区の区画をどうするか、運営をどうするか。それで自主防災会はまた別だと言っていますので、そういう協働の村づくりには、本当に全て地区の原点にした動きの中で、公民館活動も分館の活動も自主防災会も、いろんなところへ影響してくる、それで役割もどうすべきかというところの課題も出てくる。

全てが協働の村づくりの一つになっていくというふうに思いますので、新たな4年度の中では、それについて地域ワークをしたり、講演会でそれぞれ共有化をしていきたいと思いますというふうには、先ほどお話をいただいています、早め早めにいろいろ、横の課題も一緒に含めながら、ひもづけして、本当に協働の村づくりが実現できる朝日村地区運営、地区コミュニティ、こういったものにするにはどうしたらいいかというところを、やっぱりしっかり考えていってもらいたいなど。早めにそういったものは、ジャブを入れていながら、完遂できるように取り組んでいただきたい。

そのための一番要になるのが集落支援というふうに理解していますので、集落支援員さんの本当に有意義な活動はどうあるべきか、もう大体3月までに古見地区だとか西洗馬地区はある程度自主防災会加入促進だとかそういったのはめどがついてきていると思いますので、令和4年度については、先ほど企画財政課長が話をされていましたが、地区支援員さんの活動というのは非常に要になってくる、こういうふうに思いますので、そちらのほうのウエートをできるだけ高くしてもらって、早めに協働のむらづくりのための再構築といいますか、課題を整理して、共有化をして、どういうところに向かっていくべきか、と同時に、今変わってきている生活環境の中を分析しながらも、あるべき姿を見つけていただくための積極的な運営となるように、令和4年度を期待させていただいて、私の質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

1問目であります。多様な農業への支援体制についてであります。

既に農業ビジョンの中に盛り込まれている部分もありますが、この困難な時代を生き抜くために提言をしたいと思います。

農業政策といえば、近年は大規模な専業農家の育成に焦点を当てた政策が主流であり、期待どおりの新規就農者の確保には至っておりません。当村は、農業立村として、過去大きな成果を挙げてきました。この政策は、決して間違っていないかと思いますが、真に足腰の強い地域農業を確立するためには、多種多様な、家族経営から大規模な農業法人までというような農家が混在する裾野の広い農村をつくる必要があると思います。

折しもロシアのウクライナへの軍事侵攻は、今後、さらなる原油価格の上昇と家計への影響は必至であると思います。このような私たちを取り巻く環境は、これから大変厳しい将来が予測されます。各家庭では、いかに生活防衛をするかという議論が沸き起こってくるでしょう。そんなとき、できるだけ自給自足はできないかという話になり、野菜をつくろうとなったときどうするか。そこで、提案です。

今まで、ややもすれば敷居が高かった農業分野への参入を可能にする支援が必要と考えます。

1つ、初めて農業をやってみたい人向けの農業塾を開設し、講習会を行う。

2つ目、指導していただく農家さんへの村からの支援。

3つ目、耕作放棄地、圃場整備の一部、新道開通後の残地等、耕作可能な状態にして提供する。

以上のような支援は考えられないか、当局のお考えをいただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員ご質問の多様な農業への支援体制についてお答えいたします。

今年度、村では、10年、20年、30年後を見据えた村農業施策の指針でございます農業ビジョンを現在策定中でございます。ビジョンでは、議員ご提案の多様な農業への支援は重要な課題と捉えており、誰もがチャレンジできる農業の実現を目指したいと考えております。

多様な農業には、家族経営や農業法人による葉野菜農業や小物野菜や有機農業を主とする農業、半農半Xやデュアルライフ、二地域居住、また、定年就業による農業や家庭菜園など、様々なスタイルがございます。また、野菜栽培による農業体験を通じ、農業への理解を深め、野菜づくりをしていただくような機会を企画してまいるなど、新たな人材を取り込むことも力を入れていきたいと考えているところでございます。

それでは、議員ご提案の3点についてお答えいたします。

初めて農業をやってみたい人向けの農業塾を開設し、講習会を行う及び指導をしていただく農家さんへの村からの支援という点についてご回答いたします。

村では、農業の担い手育成のための研修制度を令和4年度内に整備したいと考えています。農業の規模や内容に応じた講座や研修会、圃場による農作業の実践等を実施し、様々な農業参加者への支援を実施する予定でございます。

議員ご提案の農業塾に近い形での研修制度を想定し、葉野菜、小物野菜など、それぞれに対応した就農支援ができればと考えてございます。また、指導者につきましては、専属の指導者確保ができれば一番よいと考えますが、しかし、議員ご提案の農家さんや農業法人等に指導いただくという方法もあるかと存じます。

今後、実際に農家さんや農業法人が受け入れていただけるのか、研修費用はどうするかなど、関係者のご意見をお聞きしながら、支援内容を含め、研究してまいります。

耕作放棄地、圃場整備の一部、また、新道開通後の残地等、耕作可能な状態にして提供することについてでございますが、耕作放棄地や残地等は、地権者の合意に基づき貸すことができれば提供も可能だとは思っています。しかし、耕作可能な土地状態にするということについては、多額の費用も要しますし、行政が農地を直接再生するという事は難しいというふうにご考えてございます。

全国の自治体の状況等を調べますと、耕作放棄地における農地の所有者、出し手でございますね。出し手と耕作者、受け手への補助制度や荒廃農地の発生防止及び再生作業にかかる経費、この経費というのは、草刈りであったり、障害物の除去であったり、抜根整地であったり、農業の再生の生活のことだったり、様々なことがございますけれども、そういったものの一部を補助する制度を実施している自治体もございます。まとまった面積を地域ぐるみで再生、利活用する場合には、国等の交付金もございます。

今後も農地として守っていくということは本当に重要と捉えています。地権者の理解を得ながら、耕作しない、できない場合には、農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談いただき、貸借を進めるなど、農地を活用いただくような支援策を今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

村長の議案の提案説明の中に、基幹産業の農業を守るという部分で、グループ化や法人化の後押しをすると、この部分で、農機具等を貸せたりするというような部分がありました。

これは、農協などとタイアップしながらやっていくという、そのような捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員2問目のご質問にお答えいたします。

村長が方針の中で農業の重要性と、また、グループ化・法人化、また、農機具の貸し借りの関係でございますが、基本的に、農業ビジョンでも考えてございますが、非常にグループ化であったり法人化というのは重要だと思っております。今、国が進めているのは、やはり大きな農業を積極的に進めているというのが国の勧めでございますので、そういったこともやはり基本的にあると思います。

今現在、農業ビジョンをつくる中で、農家さんたちに法人化であったり、共に一緒にやるという仕組みについて、どうですかというご質問をさせていただいております。そんな中、

今、葉野菜でやられている農家の皆さんは、ちょっと今の中では、グループとしてやるということは少しお考えでないというようなご意見がございました。

そうはいつでも、将来を見据えた中で、その必要性というものは、私たちも農家の皆さんも考えてございますので、一緒に共々グループ化であったり法人化については積極的に検討できるような仕組みで考えて、将来的には少し数を増やしていきたいというのが私たちの思いでございます。

また、農機具につきましても、一度、地方創生事業の中で検討させていただいて、うまくはいかなかった部分はございますが、農協さん等も含めて、やはりこの農機具を買うとなると何千万という費用がかかりますので、それをいきなり新規就農者に借金をしてやるというのは、なかなか難しい農業になってしまいますので、やはりこういったところもカバーできるような仕組みを農協と、また、村が検討しながらやっていくということで考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 今、課長の答弁では、中規模または大規模に近い農家を目指す、そういった部分というふうに捉えております。

私、この一般質問の中では、特に裾野の広いという部分で、そういう農業に手厚くといいますか、その参入に手を貸してほしいというような部分でお願いするというか、提案をしている部分があります。

また、村長の提案の中に、その辺の、例えば道の駅的な商業施設を考えていると、こういうこともありましたので、それに対しては、裾野の広い、初めてやる、また、小規模の農家さんの出荷先というような部分で考えれば、非常に大きな道が開けるんじゃないかなというふうに思うわけです。

それから、今、大農家さん、なかなか一気にはいけないという部分があるんですが、環境審議会の答申にもありました、生ごみの堆肥化とか、それを含めた有機農業と、こんな部分もありました。そういった部分に参入するには、やはり小規模といいますか、できる範囲のところでは有機農業をやっていく、そして、その道を開いてやるということからいけば、やっぱり裾野を広くする、その部分で有機農業をやったらどうかというふうに思うんですが、こ

の辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 小規模農家をどうやって育成していくかということだと思っておりますが、先ほど課長の答弁のほうでは、議員もおっしゃられたように、中規模から大規模のイメージでの話が最後ありました。今、私ども、アグリ・チャレンジセンターというものを継続してやっていく必要があるという中では、この小規模流通、小規模農家の野菜を月に3万円でもいいから出荷するにはどういう流通の仕組みが必要かということで、ご存じの野菜バスという制度を積極的に村も支援をしております。

これが県の補助金を得るプロジェクトでスタートして、最終年度が去年度でありました。ですから、今年もう一回そういった野菜バスの流通ルートをもう一回復活させていくのかというのが、今、喫緊の重要課題となっております。

ですから、行政としましても、そういった小規模で今はやりの珍しい西洋系の野菜をつくるだとか、そういったものが生産者と消費者をダイレクトで結ぶような、昔からそういう流通ルートというのは研究されていますけれども、あえてそういったところには、やっぱり支援をしていきたいというふうに思っています。

ですから、そこへの支援としたら、やはり先ほどの、どうやったら農家が、またはどうやったら作物ができるかという講習会、または、今もうスタートしておりますけれども、みんなでもってこういった野菜をここを産地化、ブランド化しようよというような動き、それと、やはり国・県のSDGs的な考え方にもある有機栽培、そういったものを講習会等々を通じて、やはり息長く支援をしております。

それと、先ほどのちょっと1個前の質問に戻りますが、今、朝日村の農家の生産主力年齢が69歳、ほぼ後半になってきています。あと10年すれば、もう本当に働けない人が増えてきます。ですから、この10年で先ほどのようなことも、やはりグループ化ですとかみんなでもって農業をやるですとかというような、やはりそういったものは、こつこつと土壌をつくっていく必要があると考えております。

いろいろ農業は課題が多過ぎて、数え上げたら切りがないくらいの多い課題を一つ一つ丁寧に取り組んでいくことが大事かなと現在思っています。ですから、小規模流通というものをもう一回、野菜バスの事業が潰れないように、どうしたらいいかなんていうようなことも

喫緊の課題であります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

小規模から中規模、大規模まで、それぞれの道を考えているということで答弁をいただきました。

最後に、農地に多様な農業者が集まって、古くから伝わる農地でのコミュニケーションというんですか、それが復活して、今、希薄になりつつある地域コミュニティの活性化、これにつながるというなと思うわけです。

コロナ禍とかウクライナ問題、このようなところで、人々の行動が変わってきていると、そんなことで、足元の地域課題を農業を通じて考え、見直す必要があるというふうに思うんですが、こんな大きなというか、テーマでお聞きするんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 新しい切り口の提案ありがとうございます。

思い起こせば私の親の時代、まだ軽トラもないし、いろんな機械もない時代、本当におふくろたちは、土手に座っているいろいろ近所の方たちとしょっちゅうしゃべっているというような、その光景が今でも思い浮かびますけれども、やはりあいつた何か作物作った場合に、今度病気入っちゃったが、どうだいというような、そういったコミュニケーション、そんなのできる時代が来れば、またそういう時代が来ればいいななんて、今、議員の提案を聞いて、ふと思った次第です。

やはり、それはそれでうんと何か効果があると思いますので、そんなことも考えに入れていきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

集落支援員さんを含めてとか、地区をどうするかというような、ハード面といたらおか

しいですけれども、そういうがちり固まった状態じゃなくて、やんわりと地域に溶け込んでいただくというような、さっき言った農業を通じてといいますか、そんなことを目指していければなというふうに思うところであります。

以上をもって1問目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

朝日村の森林資源の活用についてであります。

村の87%を占める森林の活用については、既に何回か議論がなされてきております。森林には水源涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収機能があり、地球温暖化の防止等、いわゆる多面的機能があります。

また、最近では、ウッドショックと言われるほど木材価格が高騰しており、今こそ朝日村の森林資源に光を当てるべきではないかと思えます。

そこでお聞きをいたします。

1つ目、森林経営管理制度がスタートし、森林所有者にアンケート調査を行った結果はどうか。

2問目、村外の、特に都市部の住民がうらやむ朝日村の森林資源を村民に知ってもらう啓蒙活動が必要ではないか。例えば、森に造詣の深い方の講演など。

3番目、専門家という立場で期待をした地域林政アドバイザーの役割は今後どうするのか。

以上、見解をお答えください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員2問目のご質問にお答えいたします。

朝日村の森林資源の活用についてでございます。

平成31年度にスタートしました森林経営管理制度につきましては、令和2年度に村実施方針を策定し、それに基づきまして現在進めているところでございます。今年度は、西洗馬地域の内山沢を中心としたモデル地域に今後の森林経営や管理についてアンケート調査を実施

いたしました。

そこで、議員ご質問のアンケート結果についてお答えいたします。

アンケートは、昨年12月25日から今年の1月31日までの間で実施し、発送数71件に対し回答は42件、回収率は約59%でございます。29名は、所有者不明や未回答ということでございます。この42件のうち、今後の森林整備について、整備を自力で行うという方が8件、村の仲介を希望する方が24件、整備する意向がない等の回答が10件ございました。

森林整備は、整備箇所がまとまることで経費も抑えられ推進できると考えていますので、令和4年度は、現状結果を踏まえまして、どのような方法で整備が可能となるか、私どももちょっと現地をしっかりと確認し、また、森林のそういった業者とも考えながら、引き続き検討していく予定でございます。

次に、村の森林資源を村民に知ってもらう啓蒙活動が必要ではないかというご質問につきましては、議員ご提案のとおり、村民への啓蒙活動が非常に重要と捉えております。本来森林は、国土の保全、水源涵養、また、地球温暖化に伴う温室効果ガス排出削減に大きな効果があり、国民一人一人が恩恵を受けるものと理解してございます。

しかし、森林所有者による整備意欲の低下、所有者不明森林や境界不確定森林の存在、林業における担い手不足等、森林整備を進めるに当たっては様々な課題が日本全国でございます。パリ協定の枠組みの下、国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水、浸水等の災害を引き起こさないよう、森林資源の適切な管理を推進するため、村民への啓蒙を図ってまいります。

議員ご提案の森林に関する講演、また、林業従事者の育成・確保に伴うチェーンソー講習会等への協力、また、小学生による森林整備活動や木工体験など、様々な角度から啓蒙してまいります。

なお、今年10月には、あさひプライムスキー場を会場に、松本地区育樹祭が開催される予定でございます。計画では、小学生に参加いただき森林整備を行う予定で、このような体験が計画的に実施できればと考えてございます。

次に、地域林政アドバイザーについてでございます。

令和2年度より国の地域林政アドバイザー制度を活用し、会計年度任用職員1名を採用し、森林経営管理制度及びマツクイムシ防除対策の推進等、ご尽力いただきました。本人のご都合により、昨年12月末をもって退任されております。

今後の地域林政アドバイザーの役割につきましては、林政の専門家をすぐに確保するとい

うことは、もう全国的に難しい状況でございますので、職員による林政研修への参加、近隣自治体との連絡調整等を行うとともに、県林業技術専門職員等から指導・助言をいただきながら事業を推進してまいりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 地域林政アドバイザーの役割ということで、今、林務のほうで1人体制ということは、非常に荷が重いような気もするわけですね。

これは提案ですけれども、できるかできないか、林業に特化した地域おこし協力隊というような人を採用して、ある程度のといいますか、任務に充てられないか。そして、行く行くその人、または、複数であれば人たちが、村の林業の担い手になっていければなというふうな期待もするわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員2回目のご質問にお答えいたします。

林政アドバイザーの関係でございますけれども、林政アドバイザーは、12月までご苦労いただきました職員の関係で申し上げますと、非常に森林経営管理制度をやるということでの林政アドバイザー制度でございますので、非常に研修も出ていたりしていただいた中でやっていました。そんな中で、やはりご本人は村の山をご存じの方だったものですから、そういった部分については、非常にいろいろなことを教えていただきましたので、ありがたい部分はございました。

そうはいつでも、やっぱりこの森林経営管理制度というものが新しい制度なものですから、それを学んでこられてやっていくということは、職員と全く同じ感覚というか、そういうレベルになってしましまして、なかなか、じゃ、その林政アドバイザーの皆さんに全てお任せしますというわけにはいかなかったという状態がございます。

ですので、やっぱり職員も少しずつ覚えながらやっていかないと、無理さしてしまうという点もございますので、この点については、やはり職員体制については、1人ということでは、また、こちらのほうは、また内部のほうで協議いただきながら、増員という部分も含め

ながら検討いただきますけれども、林政をやる職員も増えていただくことも検討しますし、県の皆様方にちょっとご協力いただきながら、指導・助言いただきながらやっていきたいと思っています。

地域おこし協力隊という部分も、山を好きだとかという部分については、非常にいいと思うんですけれども、やはり森林経営管理制度をやっていくという部分につきましては、相当な研修をやったり受けないといけないと思っていますので、そういったところがちょっとまた人を、そういった資格を持っているとかという部分で採用ができれば、そういったことで活用していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 最初からあれでしたが、朝日村の87%を占める森林、そういった資源が本当に年々重要だということが分かってきているんですね。例えば、今回、ウクライナ、ロシアの問題も含めても、あそこはもう木材の、日本にしてみれば輸入国ですよ。そういったところが、言ってみれば途絶えてしまうようなところもあるわけですよ。

そういうふうに、刻々と当村にとってはいい方向というんですか、そんなふうに時勢は動いているというふうに思うんですね。その辺を捉えて、ぜひ朝日村の森林をもう一度見直してもらいたいというふうに思います。

以上をもって、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

これより休憩に入ります。

再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（北村直樹君） ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、林 邦宏議員。

林 邦宏議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は2問について質問させていただきます。

1問目ですけれども、専決処分・大尾沢導水管仮復旧について。

この不具合は、渇水期の2月に発生し、2月17日の夜、消防団幹部団員に招集がかかり、大尾沢第二水源からの浄水場の導水管に不具合が発生し、取水ができず、朝日簡易水道が断水の危機になりそうだと、緊急に復旧しなければという仮復旧対策会議が開催された。

第二水源接合槽から浄水場までは最短距離で500メートル、その仮復旧にはビニールホースと各分団から消防ポンプのホースを借り受け対応する、仮復旧作業は翌18日の10時からと決定した。18日は36名の団員の協力を得て、10時から12時半までの作業で仮復旧となった。関係者の皆様お疲れさまでした。6日後の24日に350万円の補正予算を計上し、専決処分を執行した。

告知放送では、節水の呼びかけは都度されていたが、議会には一切の情報提供がなく、3月3日配付の3月定例議会の議案書で専決処分が執行されていたことを知った。

なぜ、行政はこういう手法で事業を進めるのか、行政の議会に対する姿勢は8日の定例議会の席で、議員から、専決処分でなく即日議決で執行すればよいのではとの詰問に、村長は、緊急を要し復旧資材の発注を急ぐためとの答弁でしたが、議会に情報報告する時間は存在し、専決処分執行に至らなかったのでは、私はそのように理解いたしております。

私は、導水管の不具合事故の情報を得て、2月27日に現地と仮導水管の布設状況を視察いたしました。

そこで質問です。この質問は4項目ございますけれども、私、一気に申し上げますけれども、答弁は1項目ごとをお願いしたいと思います。

1としまして、第二水源接続槽からは、90パイくらいのビニールホースで100メートルぐらい山林内を敷き回して、林道上に、そこから林道の脇沿いを10本の消防ホースで接続され、最短距離の山林内を消防ホース10本で針尾浄水場まで彩り豊かなカラーホースが敷設されて

いました。消防ホースの使用に当たり、衛生面ではどのような配慮を取られましたか。

2番目としまして、仮導水管の水量は少なく、林道脇沿いのホースはへこみ、ホース内容積の3分の1ぐらいの水量と思われましたが、この事象はどのように思われましたか。

3番目としまして、第二水源の右側、沢の水量は渇水期とは思えないほどの水量でした。600メートル下流の接合槽までの配管の状態と第二水源の取水機能はどのように思われていますか。

4番目といたしまして、ライフラインの飲料水、大尾沢湧水の朝日水道、4月から水道料金10%の値上げも控え、一日も早く安心・安全な水道行政をどのようなスピードで対応されますか。

よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、林 邦宏議員ご質問の、専決処分・大尾沢導水管仮復旧につきまして、お答えさせていただきます。

1番目のご質問の、消防ホース使用をするに当たっての衛生面についてであります。今回は、断水を防ぐための応急的な措置でありました。消防団にご協力いただいていたホースにつきましては、一定の時間、水を通して、ごみなどを取り除き、配水池へつなぎ込んでおります。

針尾水源地は、湧水であります。事故前から直接配水池につなぎ込まれ、塩素消毒を行って各家庭に給水されております。

ほかにも、毎月実施する9項目の検査などを定期的に行い、安全・安心な水を提供できるよう管理しております。

また、消防団の皆様には、平日にもかかわらず、ご協力いただいたことに、この場をお借りし感謝申し上げます。

続いて、2番目のご質問の水量につきましては、今現在、渇水期でもあり、第一水源、第二水源合わせて、現在1時間当たり24立方の流入で安定しております。ここ数日、天候などにより30立方を超えるときもございます。また、事故発生時は13立方ほどでしたので、現在の水量は、ここ数年の同じ時期の水量と比べても少ない状況であります。

詳しい原因は不明で、調査が必要と考えております。

今年、考えられることは、積雪の減少と例年になく厳しい寒さが続く冬だったことが要因だと思われまます。

3番目のご質問の沢の水量につきましては、先ほど申し上げましたように、針尾第二水源は湧水であります。沢の水量が多いのは雪解けも関係しているかと思われまますが、水源の水量と沢の水量との関係は現在のところ分かりませんので、お願いいたします。

取水機能につきましては、さきの質問でお答えしましたように、水量が少ない状態となっているため、渇水期後、豊水期、水が豊かになつたところの水量とも比べまして、比較させただきまして、問題があれば調査したいと考えております。

続いて、4番目のご質問の、この事故への対応ですが、3月10日、仮設管の敷設工事を実施しております。そして、昨日3月14日、敷設工事が終了いたしました。現在の詰まっている導水管につきましては、詰まりの原因を調査したいと考えておりまますが、埋設状況が不明のため対応方法を検討していきたくております。

また、導水管全体につきましては、改修計画の前倒しを検討し、かなりの金額がかかりますので、財源確保についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、1番目の衛生面の対応なんですけれども、消防ホースを接続されて一定時間流水を流したということなんですけれども、基本的には、私は、各分団から借り受けたという、そういう背景で、どういう状態で保管されていたものかどうかについては全く分からないと思うんです。ですから、やはり、ここは、今、世間でもどこでもやられていると思いますけれども、消防ホースの消毒は必要じゃなかったかなと、これはやはり、皆さんの口に入る貴重な飲料水ですから、最低でも消毒をして、大腸菌、それからサルモネラ菌とか、それから黄色ブドウ球菌とか、この辺を、存在しているかどうかは定かではありませんけれども、立場上そういうことをするのが、こういうものを使う基本的な処置じゃないかなと思つていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今の林議員のご質問ですが、まず、断水にさせないというところを最優先に考えさせていただきました。また、消防のホース、そういう衛生面も必要だったかもしれませんが、配水池、着水槽に入れて、消毒をして各家庭に出しておりますので、そこの消毒等のところは、そのところで消毒をするという考えで、消防ホースを使用させていただいたという応急的な措置をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、課長から答弁いただきましたけれども、私、個人的に考えますと、確かに、調整池ではそういう措置は講じているのは間違いないと思いますけれども、やはり、その消防ホースがどういう状態で保管されていて、それを借用していく、緊急ではあったといっても、それに対してはそれ相応の対応をするのが、村民に対して、もしくはこれを利用する利用者にとって最善の処置を、要するに対応すべきじゃなかったかなと思います。

それと、やはり、これはそんなに費用のかかることじゃないし、当然、これは浄水場も保管していたと思いますけれども、次亜塩素酸の酸素水で十分に対応して、大腸菌、それからサルモネラ菌とか黄色ブドウ球菌とか、それから、もう一つ期待できるのが高い消臭効果というようなことで、においはどうか知りませんが、やはりそういうことも、飲料水ですから必要なことであって、そういう処置はぜひ講じておいてほしかったと、これは私の思いです。これで、現在、それにおいて何もなかったということで、不幸中の幸いかなと思っております。

それから、あと、2項目めの、水量が少なかったということで、渇水期ということに関しては理解ができますけれども、やはり、この状態が本当に妥当であったのかどうなのか、それと、私、一番心配しているのは、経年劣化というのか、もう40年以上経過した、そういう取水設備もしくはそういう装置であるという施設であるということに重きを置くと、この辺は、しっかりとこの状態を検証していただいて、それなりの専門家なり、そういう判断をされる方がおられて、その方に、それが正常なのか、要注意なのか、異常なのか、この辺をしっかりと分析していただいて今後に備える必要があると思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの質問にお答えしますけれども、昨日、私も、大尾沢の第二水源まで上がって、見てきましたけれども、そうしましたら、あそこに、ご存じかと思いますが、まず、取水ますに入ってくる経路が2つあります。山際に、左側と右側に堰止めて、多分、昔はあそこが水が湧き出したところを堰止めたと思うんですけれども、堰止めた構造のものが2つあって、あそこの集水ますには2つの管が入っています。1本は、左側の管は水が生きていますけれども、右側の管は死んでいました、昨日見たら。今まで、渇水期になって初めて見たものですから、両方の管の状態が分かったわけですが、死んでいることが昨日分かりました。ですから、根本的にあそこの、いわゆる水源がどうなっているかというのは、専門家の目でもう一回見る必要があると昨日はつくづく感じてまいりましたので、今、議員のご指摘のとおり、今後、その辺も併せて調査をやりたいというふうに思っています。

私たち、水神祭の日に毎年行って、あそこの蓋を開けて、流水が、すごい水が流れているなどということを見てくるわけですが、昨日は本当に、その勢いはなく、やはり、今、渇水なんだなということを見てまいりました。

そういったことで、根本のところの調査をしたいと思います。ただ、あそこを調査した結果、何とかせにやならんといったときには、もう水源がなくなってしまうものですから、ちょっと、いろんな思いを、計画をめぐらせて、どういうタイミングでどういったことをやったらいいのかというのをこれから計画したいと思いますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） ご答弁ありがとうございました。

いずれにしても、ちょうど、こういう機会があったから、そういうことになったというふうにも考えられますけれども、いずれにしても、やはり、40年以上経過した、そういう施設が、相当、現状と、こちらの求めている要求とはかけ離れている、そういうことも考えられるものですから、その点も配慮して、ぜひ、この機会にそういう調査なり何なりを対応していただきたいと思います。

それから、あと、今後の中で、ぜひお願いしたのは、第二水源から、途中で接続槽があっ

て、その接続槽から、現在、応急処置で取水しているわけなんですけれども、今後、それをやるについては、それ相応に、そういう施設があったことによって、こういう急場が何とかカバーできたという実態ですし、今後もそういう形で、1つでなくて、あともう一つぐらいは余分につけていただいて、事があった場合の対応がスムーズに進むような、そういう処置も必要じゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 林議員の言われるように、接続槽、今は1か所ではありますが、また全体設計する際には、何メートルに1か所というような形で個数を増やせればと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今回、仮復旧で、当初、消防ホースを350万円の専決処分で資材を投入したということで、その投入した資材、いずれは要らなくなると思うんですけれども、それはどうされるんですか。破棄されるんですか、それとも再利用を考えているのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思いますけれども。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今の林議員のご質問なんですけど、廃棄ではなく、またこういう事態も招きかねませんので、置ける場所等ありましたら、そのまま水道のものとして管理をしていければと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今のご答弁で、それを再利用ということをお考えますと、多分、90パイぐらいのビニールホースじゃないかなと思います。当然、現在、全長で500メートルで、100

メートルがビニールホースでつながっていましたから、あと400メートル、イコール消防のホースで20本分に相当すると思いますけれども、それがそういうことになると、それ相応のボリュームになると思います。やはり、ご承知のとおり、ビニールホースというのは対オゾンとか、もろもろに対して非常に劣化が進みますから、もしそれを再利用するというようなことになると、しっかりとしたそういう保管場所に確保して、そういうところで保管していただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今の林議員のご質問で、ホース、ちょっと今、90ではなくて75パイのものが今設置されております。また、設置した業者とも話をさせていただき、保管場所、もし村のほうということではなくて、業者等で保管できるような、そういうことが可能ならば、保管しておいていただくような形も、メーカーのそういう保存期間もあると思いますので、そういったほうを考慮して、廃棄なのか、また、保管なのかというところも、こちらのほうで考えさせていただきたいと思います。できれば、ちょっと今、応急的な措置でありますので、新設してすぐ廃棄というのは、資材ももったいないと思いますので、その辺、設置した業者とも話し合っ、保管なのか廃棄なのかも含めて考えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） この施設、とにかくもう、経年劣化というのか、40年以上の経過ということで、どういうルートで、どういう形で埋設されるかということも定かでなければ、もうこの際一気に、取水箇所も含めて新設したらばどうなのかなと、過去のことはもう全てクリアしてという考え方もあります。幸いかな、北村地区は、要するに、辺地の適用箇所になっているものですから、これを新規にやれば辺地債に適合する事業になるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ちょっと乱暴な言い方だと思うんですが、今後、先ほども私申したとおり、本当の取水源の状況をよく調査をして、そして、いろんなことを方向づけしてまいりたいと思います。

ただ、本当にあそこの水源がいいのかというのは、何度も何度も繰り返し検討してまいりました。ただ、朝日村は、扇状地だといっても扇状地の上流にあるものですから、非常に地下水が乏しい、本当に水の少ない村だなというのを、今回、この渇水期というのを通じて、または、あそこの第二水源といいますか、今の浄水場の更新に当たって、いろいろ検討するに当たり、本当に村、水が、今ぎりぎりだなということを感じています。ですから、今の議員のご提案の、どこか新しいところを探しゃいいじゃねえかというのも、ひとつあるかもしれませんが、よく今の現状を調査して、そういったことも、もしかしたらあり得るかもしれませんが、今すぐにとすることはもう絶対無理ですので、今の施設をうまく使っていくということが、今の課題かと思っています。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、今、村長から答弁いただきましたけれども、何ですか、せつかくある、ああいう湧水の得られる場所、とにかくそういう場所を有効活用するためには、やはり、どのような対応をするか、しかも、単費の費用を最小限にするためにはどういう方法があるのか、その辺はしっかりと検討されて、そして、最良な方法をとって、今現在、朝日村ではヒューチャービジネス等をやっております、将来に憂いを残さないようなそういう水道行政をぜひとっていただきたいなと思います。これは私の要望です。

以上をもちまして、この質問は終了いたします。

○議長（北村直樹君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2問目は、同じような質問になりますけれども、大尾沢水源林の公有化の進捗状況は。

令和3年6月議会においても大尾沢水源林の公有化を提案し、今回で10年目となります。大尾沢林道愛護会からは本年度で発足54周年となります。愛護会の関係者からも行政の適切

な対応が求められております。

水源林としての規制のかからない状況では、安心・安全な水源ではなく、いつ断水になっても当然と愛護会の会員も申しております。このような状況下でよろしいのでしょうか。愛護会の協力に甘えている感があります。浄水場の整備計画は計画されておりますが、肝心の水源林の公有化事業は全く不透明です。進捗状況をお伺いたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、林議員、2本目のご質問の大尾沢水源林の公有化の進捗につきましては、いまだ進展はございません。また、大尾沢林道愛護会の皆様には、日頃、林道の管理などを実施していただき、この場をお借りし感謝申し上げます。安心・安全な水源地確保のため、地権者との協議を継続し、ご理解を求め公有化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 愛護会の方からは、なぜ、行政の方はそういう話合いの場を持ってくれないかということが私に問われています。だから、その辺で、こういう質問になったわけなんですけれども、いずれにしましても、やはり、ぜひ、その辺はしっかりと愛護会の皆さんと、要するに、私が見ている範囲では、4月の水神祭のときにそういう交わりは持っても、それ以降、そういう交わりを持っていない、それから、今回のこの導水管の不手際というのか、不都合による断水に近い状態になったという、そういう状態も、愛護会の方に言わせると、もう、なるべくしてなつたと、そういうような見解を持っておられる方もおります。そんなことで、水道行政に対して、そして、村民の大事なライフラインの一番の根源である、そういうところに対して、もう少し何とか、真剣というのか、熱意を持って対応していただきたいと、そういうのが、愛護会からの私に対する、私がたまたまこういう問題を掲げているものですから、私にそういう言葉が寄せられます。だから、これは、私でなくて行政に寄せられるのが本来の筋なんですけれども、行政に寄せられないところに、現在のそういうコミュニケーションのまずさというのか、もろもろの行政力のなさというのか、それが見受け

られるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今の林議員のご質問であります、言われるとおり、大尾沢の林道の愛護会の皆様とは、通水というか、水神祭のみの関わりとなっているのは確かでございます。また、林道の管理等、やっただいていただいているところへのお礼等も、その4月のときをお願いするだけとなってしまっておりますので、今後は大尾沢の林道愛護会代表の方たちとも意見交換等させていただいて意思疎通していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、大尾沢の164ヘクタールの山の様子を見ますと、林道がありまして、林道の、要するに山手側、そちらのほうは、小野沢もしくは西洗場、生産林組合の尾根続きみたいところで、そちらのほうは、しっかりとアカマツがあつたり何かして、愛護会の人たちの会員の中では、そちらは、非常に、山の富というのか、林産物に恵まれていると。片や、今度、林道の右側、そちらのほうは、やはり針葉樹で、スギ、それからヒノキ、そういうのと、あとは落葉樹等で、非常にそういう点では整備が入っていないというようなことで、現在、そこの下のところが取水箇所になっているもんですから、そちらのほうも、しっかりと手入れがされて、それで、要するに、雨水もしくは融雪水による涵養機能が発揮できるような山林の整備も進めていかないとというようなことで、やはりこれは、個人が、先ほど、西洗場、内山沢、内山の話の中では、大分、そういうことに関しては依存が高いみたいですから、早くそれを対応して、ぜひ、公有化なり何なりを進めて、そして、涵養機能の上がるような森林に育て上げていかななくてはいけないかなというふうに思っております。

そんなことで、ぜひとも、林道愛護会の人たちとしっかりとコミュニケーションを取って、そしてなおかつ、今後その成果が現れてきて、公有化が進むことを祈りたいと思ひますけれども、ぜひ早急にやっただきたいと思ひます。その辺の、もしスケジュールなり、そういうことが立つならば、ぜひお願ひしたいと思ひます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 議員、何か勘違いをされていると思うんですが、大尾沢の林道愛護会と大尾沢の水源とは、あそこは水神祭ということで、昔、あそこを針尾地区の人たちが水道として使っていたというつながりだけで、現実的には、あの山は愛護会のものでもありませんし、個人の所有物でありますので、何か林議員、どこかちょっと勘違いしているところがあると思うんですが、いかがかと。もう一回質問を、私、いただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今回の村長の答弁というか、あれに関しては、私も、愛護会と、それから、あその地権者は多少の関連はあっても全くコンタクトをしているとは思っておりません。そんなことで、ただ、ああいう場所に設置されていて、そして、その経緯とかもろもろについては、やはり、あの林道も使わなくてはいけない、そういう中では、やはり、そのところは、愛護会では、あの林道も公有化してほしいと言っていますし、そういう面では、林道愛護会の人たちの思いというの、かなえるなり、対応してやるのが行政の責務じゃないかなというふうに思っているものですから、こんなような内容の質問になっています。その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 大尾沢の林道愛護会の皆さんからは、あその林道を、今、あの林道自体は愛護会の方たちの持ち物ですが、村道に格上げしてくれないかということは去年の水神祭のときに伺っておりまして、それはちょっと停滞しておりますが、今後考えていかなくてはいけないんじゃないかなというふうに思っています。それと、大尾沢の第二水源自体のあその水源地、あその一帯を村有化するというのは、まだ継続、そのテーマは持ってございまして、継続中でありまして、地権者と、あまり事を起こさないように、うまく折衝を今後もしていきたいと思います。公有化に向けて、そんなことで今動いておりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 細かな質問もいたしましたけれども、これで質問は終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長（北村直樹君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

本日は、村のごみ処理についての基本方針及び取組姿勢について質問させていただきます。

平成24年4月より、朝日村は、松本市、塩尻市、山形村及び朝日村で構成する松塩地区広域施設組合が運営する松本クリーンセンターにおいて一般廃棄物の処理を行っています。その廃棄物焼却のメイン施設である松本クリーンセンターは、平成11年の供用開始以来22年が経過しており、施設の老朽化による処理能力の低下や補修費用の増加等のリスクが想定され、組合では、令和11年をめどに新しいごみ処理施設を建設する方針で、令和4年度には基本計画の策定を行うこととしています。

しかし、4市村で設立した松塩地区広域施設組合ですが、事業を統合してから10年が経過した現在においても、管理、運営、ごみ処理費用の住民負担など、一部事業が統合されず、各市村により独自の取組が行われ、居住する市村によって不平等にも思える状況が見受けられます。

組合の一大事業であります新ごみ処理施設建設の大きな節目である令和11年に向けて、私は、現在、統一されていない事業について、可能な限り統一していくべきと考えています。そこで、朝日村が、広域施設組合の構成市村の一員として、事業の統一や経費削減、効率的な運営を図るため、今後の施設組合事業に対する取組の姿勢及び村のごみ処理について、どのような考えや方針をお持ちになっているか、以下の点について質問させていただきます。

1、時間の経過とともに村民の記憶から消えつつある組合設立に至った経緯と、組合が一部事業を統一できなかった理由について簡単にご説明ください。

2、現在、各構成市村が独自に行っている事業について、村はどのように考えているか、また、新ごみ処理施設建設までには組合全体で事業の統一を図っていく必要があると思いますが、村の考えはいかがですか。

3、現在、塩尻市と朝日村の住民は、燃えるごみと埋立てごみについて一部負担（収入証紙）をごみ袋の購入時に払っていますが、同一焼却施設を使用しながら無料の市村があるのは不平等ではないか。住民税を払っているのに、ごみ袋に収入証紙があるのは税の二重取りではないかとの声を聞きますが、現状のままでよいと考えていますか。

4、朝日村には現在最終処分場があり、塩尻市と朝日村のごみ焼却後の飛灰等の埋立てが行われています。令和2年度までに56.6%が埋め立てられ、当初計画の令和15年以前の段階で満杯になり使用ができなくなるとの予想もあります。処分場建設には多額の費用と時間、労力がかかることは現在の処分場建設で経験済みであると思いますが、この喫緊の課題について、今から塩尻市と協議を進めていかななくてはいけないと思いますが、村はどのように考えていますか。

5、村の第6次総合計画や第3次環境基本計画、また、現在策定中の2050ゼロカーボンビジョンで取り組もうとしている村独自のごみの減量という課題を、今後どのような施策で進めていくか、村の考え、方針を伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、ただいま、中村文映議員ご質問の1番目、組合の設立に至った経緯と事業の統一ができなかった理由でございますが、ごみの減量、再資源化などの循環型社会構築のための取組が行われる中、松本市と山形村、塩尻市と朝日村が、それぞれ施設を設置してごみ処理を行っておりましたが、効率的な運営を図るため、平成22年より、ごみの共同処理に関する調査研究が始まり、4市村が協議を重ね、平成24年に新たな組合が発足しています。ごみの処理がここで始まったということであります。

ごみ処理事業につきましては、塩尻市と朝日村では、平成17年より、ペットボトル、容器プラスチックの収集の開始とごみ減量化を目的にごみ処理の有料化が始まりました。有料化導入により分別の徹底が図られ、ごみの減量につながり、現在に至っております。このことから、ごみの量に対し賦課される組合負担金への影響などを考慮し、事業統一に至っていない状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2番目のご質問の、ごみ処理事業の統一につきましては、村としましては、組合全体での事業統一は必要であると考えております。今年から新ごみ処理施設建設事業構成市村連絡会議が開かれており、会議では、資源物などの中間処理の統合などについて検討が始まっております。村としましては、このような会議の中で、事業統一に向け協議を行っていきたいと考えております。

続いて、3番目のご質問のごみ袋につきましては、1番目の質問の中でも触れましたが、ごみの減量、ごみの分別の徹底が図られ、令和2年度実績で、朝日村は生活系の可燃ごみの排出量1人1日約299グラムです。同じ組合では、塩尻市が316グラム、松本市440グラム、山形村476グラムとなっております。ごみの量は組合分担金の軽減にもつながります。また、証紙分の金額は塩尻市とのごみの収集運搬委託費用に使われており、税の二重取りには当たらないと考えております。今後、事業の統一等も関係してくる問題ですので、一体的に検討していきたいと考えておりますので、お願いします。

4番目のご質問であります。最終処分場につきましては、塩尻市との協議につきまして、担当課同士では連絡を取り合い協議を行っております。また、塩尻市の新しい市長が決まった段階で、最終処分場建設に向けた協議が始められるよう調整を行っていきたいと考えております。

最後のご質問、村独自のごみの減量問題につきましては、去年は塩尻市担当職員と一緒に、生ごみ処理を行い堆肥化している小諸市などが共同で運営している浅麓環境施設組合の視察などを行っております。また、塩尻市や朝日村の学校、保育園で行っている生ごみの堆肥化も参考にし、村内の生ごみ処理について研究を進めていきたいと考えております。

また、ごみの減量につきましては、村民一人一人のご協力が不可欠だと考えております。現在のコンポスト、生ごみ処理機への補助事業、また、食品ロスなどへの取組を村民の皆さんに周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、課長のほうから、施設組合の事業及び運営、また、歴史的な背景を説明していただきました。よく分かりました。

そうしますと、私は、今までちょっと別な認識もしてしまっていて、極端に言ってしまえば、事業を統一したときに、もう既にクリーンセンターは稼働しておりましたので、塩尻市と朝

日村は全く費用負担的などころをしていない状況だと思ったんで、その後も、収入証紙という形で、その費用を上乗せしてお支払いしているような、そんなことかなというふうに思っていました。そうではなくて、事業が統一されていないのではなくて、各市村のごみの処理の施策の違いという認識でよろしいですか。塩尻市なら塩尻市のごみを収集するに当たって、こういうふうを考えるということ、極端に言えば、各市村が施設組合の負担金を組合に支払うに当たり、住民に負担をお願いしているか、お願いしていないかという違いであり、突き詰めれば、首長さんのお考えというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今、中村議員のご質問なんですが、先ほど、私の説明したように、証紙分については、塩尻市と朝日村に関わってくる問題ですので、その証紙分は、ごみの運搬、塩尻市と朝日村の分に充てられておりますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。また、今言われた首長のお考えというところではありますが、もし、これは仮定ですけれども、松本市、山形村がごみを減量化したいというときには、多分、そういう考え、ごみ袋を有料化するというそういう考えも中には含まれますので、今現在はそこまで至っていないというところを、松本市、山形村のお考えというところをご理解いただければと思います。朝日村、塩尻市に当たっては、平成17年から始まったごみの分別、減量というところで、それを継続していきたいという考えでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今年度から、私、施設組合の議員として参加させていただいていたんですけれども、会議の中に、建設が主体で、運営についての話合いというのはほとんどされていなかったもので、その冒頭で、今初めて、そういう運用問題については各市村がそれぞれ独自にやっているということが、よく理解できまして、現在の段階では、ごみの有料化については、組合の問題ではなく担当市村の問題であるということが、よく分かりました。

先ほどの課長の説明の中で、料金の負担は、塩尻朝日衛生組合という組織があつて、まだ袋のところの一部そんな表示がされている袋がありますけれども、その時代から、先ほど課長がおっしゃったように、ごみの減量という目的で、そういう施策のもとに料金を住民に負担していただいたと。そのいただいた負担に関しては、その運営する上に使わせていただい

たんで、それは税の二重取りではないですよというご説明がありましたが、村民にしてみれば、同じごみ焼却場を使っている、金額が一緒じゃないというの、例えば、非常に不便でもありますよね、なかなか、塩尻市と松本市の袋を松本市内で買おうとすると、手に入らなかったりとか、それから、先日、私、ビッグに行って、そのごみ袋の売り場に行きましたら、そうしたら、塩尻市指定の可燃ごみは30枚で227円です。それから、破碎埋立てごみ袋が10枚で127円です。ちなみに、塩尻市と朝日村の燃えるごみ指定ごみは45リットル10枚で117円プラス600円、合計で717円です。それから、埋立てごみの指定袋は18リットル128.7円プラス300円で、429円です。だから、住民感情としては、なぜという思いが非常に強いかと思うんです。不公平感もあろうかと思うんです。ですから、先ほど、ごみの証紙代についての説明もございましたが、具体的に、証紙代というのは全体で幾らなのか、それから、朝日村のグラムはどういうふうになっているのか、それから、集めた証紙代の会計処理はどうなっているのか、その辺についてご説明をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 松本市と山形村は、塩尻市と朝日村の料金の違いという部分ですね、これは、先ほども申しているとおおり、考え方の違いで、ごみを多く出す人にはそれ相応の負担を求めるというやり方だと思います。ですから、これを今、1袋60円なり70円のを取らなければ、今度、村の税金でその処理費用を出すということになってきますので、これはごみを全然出さない人といっぱい出す人の、また不公平さが生まれてくるということですから、やはり、ごみを大量に出す人は、それは自分で相応にお金を払うという、私は合理的な考え方だというふうに思っています。そういうこともあるもので、なるべく、ごみは分別して、生ごみはあまり出さないようにするだとか、そういったごみ減量という考えにもつながりますから、その辺は、私は不公平じゃなくて、より合理的だなというふうに捉えていますが、あと、お金のどういうふうには説明していただきます。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 中村議員の証紙代の金額になりますが、すみません、今ちょっと手元にございませんので、収入証紙の金額は全部一括で塩尻市のほうへ入ってくるようになっていますので、それを、世帯なのか人口なのかで、ちょっと割らせてもらって村の分

というのが出るかと思いますので、そういうものは、全部一緒くたというか、収入証紙の金額も入れて、今回予算説明していただきました塩尻市との委託契約の中で相殺されて、運搬費の委託料の中で計算されて、それで出たものが塩尻市との委託契約になりますので、証紙の金額というものは、そういうごみの運搬等に使われているということだけご理解いただいて、ちょっと、収入証紙の金額のところは後日ご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 証紙のほう、課長のほうに今資料がないということでございましたけれども、先日、私、建設環境課のほうに行って担当のほうからお聞きしたことがありまして、その資料によりますと、廃棄物手数料として、朝日村全体として8,464万5,000円という金額が計上されています。その計算式をお聞きしたら、その10分の1ぐらいの846万5,000円が朝日村分として、朝日村の人口に割った形で塩尻市のほうが一括管理して、朝日村の負担分に充てているということのようでしたので、やっぱり、朝日村で今、証紙として集められているのが約840万円ぐらいだということなんですけれども、先ほど、村長がおっしゃったこと、私も一理あると思ひます。塩尻市の担当課のほうにもちょっとお聞きしたら、やっぱり、たくさん出していただき、一生懸命努力してごみの減量に協力してくれている人も、それが逆に不公平じゃないかと、だから、一定の負担をいただくのはかえって平等だという、塩尻市の課長さんも、そんなお話を聞いておりました。

ただ、その中で1点言っていましたのが、あくまで個人的な考え方として言っていたんですけれども、長野市が1リットル1円らしいんです、非常に1リットル1円というのが分かりやすい金額であるし、説明もしやすい金額というふうなお話もされておりましたので、先ほど、連絡会議とかいうのもあるということがございましたので、ぜひ、塩尻市、朝日村の中でも、その料金が、果たして今のままでいいのか、その辺について村民が納得できる検討もしていただくことも必要じゃないかなというふうに思っています。平均して、その840万円を世帯数で割ると、1世帯で年間5,000円以上の負担をしていただいているということですので、ちょっとその辺については一度考えていただければなというふうに思ひます。

それから、先ほど、課長もおっしゃっていましたが、やっぱり朝日村と塩尻市は圧倒的にごみの量が少ないと思ひます。それが、ごみの有料化の効果かもしれないし、いろいろな資料を見ますと、結構リバウンドしてしまつて、導入した当初は比較的ごみの減量に

寄与するんだけど、時間の経過とともに、どんどんそれが効果が薄れてしまうというような調査結果もあるようでございますので、固定的に考えずに、ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えるところですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 中村議員のご質問で、おっしゃるとおりだと思います。今後、令和11年、操業を始める松本のクリーンセンター、新ごみ処理場の開業に合わせ、そういうところを検討していき、村民の皆さんにも理解していただけるよう説明していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） やっぱり、朝日村、私も、この答弁をするに当たって調べたら、松本クリーンセンターで扱っているごみの総量に占める朝日村の割合というのは、たった1%なんですよね。それにもちょっと驚きましたが、人口的なことを考えたり、ごみの減量に取り組んでいる村の施策なんかによって、ああ、そうなるのかなと思いましたけれども、たった1%の村が発言しても、なかなか存在感がないかと思っておりますので、ぜひ、塩尻市さんと協議を進める中において、広域施設組合に対して、今、村長や課長のおっしゃったような考えを伝えていただきたいと思います。

あと、山形村さんも、最終処分についてとか、そういう問題については共通な課題があるかと思っておりますので、ぜひとも3市村で協力して、何らかの改善、住民に納得できるような方向で、ぜひ統一を図っていただけたらなと思います。これは要望でございます。

続きまして、最終処分場について、再度伺います。

この問題についても、ちょっと、また極端なことを言うわけなんですけれども、この課題、私、考えるには、今、松本市が新しい処分場を造りましたけれども、今度いっぱいになってしまったら、松本市さんに負担金を払ってでも、お願いして処理をしていただくか、また、現在と同じように塩尻市と新たな処分場候補地を探して建設するか、それか、もう最終処分を全て業者に委託してしまうか、私にはこの三択ぐらいしか思いつきませんが、村はどのように考えていますか。

また、先日、予算説明の折でしたか、村長が、次の最終処分場は塩尻市さんが引き受けて

くれるようなとの趣旨の発言もございましたけれども、実際そのような発言を裏づけるような覚書とか、そんなようなものは存在するのでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 中村議員のご質問であります、そういう覚書等は、ちょっと今ありませんので、これで、協議に入った段階で、塩尻朝日、今回は朝日村で建設があったもんですから、次はというところではあるんですが、一応、塩尻朝日で候補地を決めるということになるかと思えます。その協議もまだ始まっておりませんので、そういうところから協議をして、場所の選定等から、多分入っていかなければいけないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、塩尻朝日衛生施設組合というものはもうなくなっちゃったんですが、この松本クリーンセンターから出る飛灰、焼却灰の最終の処分は塩尻朝日が共同で行うことは決まっておりますので、そこは、これから、塩尻朝日の場所を選定して焼却灰を埋めていくというところは変わりませんので、ご理解していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） そうしますと、施設組合の中でも、飛灰について、最終処分については、そういう取決めが行われているということですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今までの経過をちょっとかいつまんで申し上げますと、朝日村の最終処分場も、ほぼ何年後かにはいっぱいになるというめどがついてきたというのが一つあります。それと、松本クリーンセンターが、建て替えるということで、松本クリーンセンターの焼却方法をどうするか、4つほど方法があるらしいんですが、その方式によって出る灰の量が極端に違ってくるということがありました。ですから、松本クリーンセンターの焼却方式が決まった時点で将来の灰の量が決まってくるもんですから、それを基に検討していきましようというのが1つ。それと、朝日村で、あそこが今現在あるわけですから、次は塩尻だよ

ねというようなことが会議の中で共同認識的に語られているだけで、まだ、それが最終的に決まったということではありません。ただ、我々、朝日としては、今度、塩尻市さんをお願いしますよという心はあります。ですから、あの焼却灰の施設というのは、満杯になっても、あと何十年と処理をしていかなければいけない施設でありますので、そういう負担の大きさは、お互いに持ち合いましょうということだと私は思っています。ですから、正式決定は、今度、先ほど申した新しい塩尻の体制が決まって、そして、それからもう一回歩み出すということになるかと思えます。そんなことをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 村長の説明で、飛灰等の量の問題とか分かりましたが、文書化されたものではないということですので、やっぱり、長い時間をかけて詰めていかなければいけないというふうに思います。それから、先日、塩尻市でお話をお聞きしたとき、村長のお話にも関連することなんですけれども、朝日村の現在の焼却場の場所については、奇跡的な場所だったという認識を塩尻市の方がされていました。今後、朝日村の中で今のような土地を探すというのは非常に難しいという認識も、塩尻市の方も言ってらっしゃいました。ですから、その辺について、やはり、私としましては、やっぱり新市長が決まるまで、9月まで待つのではなく、担当課同士は、その辺について膝を詰めて継続的に検討をしていただきたい、できれば今までの流れを新しい市長さんに継続、こういうふうな審議で来ている、こんなふうな流れで来ているということをしっかり引継ぎしていただくことが、やっぱり必要かなというふうに考えます。

それにつきましても、新年度予算の中で、協議が中断するというところで、朝日村と塩尻市の会議に対する予算がゼロ予算になったと説明がございましたけれども、ちょっと、その辺、喫緊の課題もありますし、懸案事項が山積みされておりますので、塩尻市さんの事情はあろうかと思えますけれども、ぜひ、その辺、しっかり話合いをしていって継続していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 中村議員のご質問、塩尻市の環境課の課長さんとも連絡は取り合って、その都度、最終処分場についての話合いは行っておりますので、これで、市長さ

んが決まるまでも話は進めていきます。その関係で、塩尻市さんのほうで調査のほうを行っているようですので、その結果等も確認させていただいたり、そういうことで継続審議という形で塩尻市とは話を続けさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ぜひ、話合いのほうをしていっていただきたいと思います。

あと、もう1点、ごみの堆肥化事業の調査研究をしていくという話が、先ほど課長のほうから出ましたけれども、どのような構想なのか、もうちょっと具体的に、どんな方法で、どんなふうに取り組んでいくのか、ちょっとその辺の説明を詳しくお聞きしたいんですが。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今、中村議員のご質問ですが、塩尻市と朝日村の学校、保育園は、既に生ごみを収集して堆肥化させているという状況は、先ほどお話しさせていただきましたが、処理業者が、塩尻市さんにはまだ生ごみを処理できる余力があるというお話を塩尻市さんから聞かせていただいておりますので、朝日村の生ごみをそこに持ち込めるか、持ち込む方法、あと運搬、また収集方法等も検討していかなければいけないんですが、ごみ処理場の余力はあるということですので、そこに持ち込むための施策というか、そういうところを研究し、例えば、全村ではなくても、どこか一部の地域で始めて徐々にやっていくか、そういうところも、まだ検討段階でありますので、そういう処理業者があるというところだけは、今、確認できおりますので、そういうところへの持込み、収集、運搬というところを研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今の課長の説明ですと、朝日村に独自のごみ処理施設を造らなくても、今、村外に、そういう業者さんがあって、受け入れてくれるような体制も、お願いすればできるというふうな認識ですよね。私も、それは、村が大きな投資をしなくて済むということであれば、そういう業者さん、利用できれば利用して研究を進めていっていただきたいと思います。村長が予算提案の中で、自分の家庭での実践をお話いただきました。生ごみと可燃物を分けてやったら半分になったというお話をされていましたが、私も非常にそれ

が大事かと思っています。どうしても、時間があるときは私もコンポージャーなんかやるんですけども、時間がないときは生ごみも一緒にやってしまいます。それから、極端な言い方をすれば、45リットルの袋が満杯にならない日なんかは、生ごみも入れちゃえみたいな形で出しているようなところもありますので、ちょっとその辺につきまして、やっぱり、今、ゼロカーボンビジョンを策定中でございますので、ぜひ、村民に対して、学習会とか、それから村の補助なんかも説明していただいて、ごみの分別をしていただき、家庭で処理できることは家庭で処理をしていくということを村民の皆さんに周知徹底していただけたらなというふうに思います。なかなか、松本市の都心部でそれをやろうとするのは無理ですけども、朝日村の場合は、比較的、皆さん住宅地が広くて、そういう家庭内での処理をすることも可能かと思っておりますので、ぜひ、朝日村の取り組む一つの大きなものにしていただきたいと思います。

あと、課長おっしゃったとおり、やっぱり、収集するにも、今まで、可燃ごみ1つだったんですけども、生ごみ用と可燃ごみ用と2つにしなければいけないようなこともあるかと思っておりますので、その辺の堆肥化事業については、しっかり検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ぜひ、そのようにしていきたいと思っております。ただ、考えれば考えるほど、複雑で、コストがかかるなどは少し思うんですけども、絶対今後必要なことだと思っておりますので、そういった事業に先鞭をつけていくということにしていきたいと思っております。また、具体的にアイデアが出てきたらお話をしたいと思っておりますが、何しろ、生ごみを出さなければ、私のうちの家庭の場合でしたら、燃やすごみは半分になります。ここがポイントだと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 村長のほうの発言、非常に大事かと思っておりますので、ぜひ実践していただきたいと思います。全国には、ごみゼロに早くから取り組んでいます徳島県の上勝町みたいところもあります。あそこは、ごみゼロを実践し、村に焼却施設がないという村でございますので、コロナが収まったら、ぜひ、先進地視察とか行っていただいて、研究し

ていつていただきたいと思ひます。

あと、最後にもう1点お聞きしたいんですけども、現在、朝日村では教育委員会と、それから建設環境課のほうで、生活支援から、ごみ袋の配布を行っているかと思ひますけれども、これはどのような取組なのか、説明をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 建設環境課のほうは、要介護、介護状態になった場合、おむつとかそういうものに対して、年間何枚、すみません、ちょっと枚数はあれですが、そういうところに補助をしていますのと、あと、新生児、赤ちゃんから……新生児というか、子供の関係は教育委員会のほうでお願いしたいと思ひますが。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 中村議員ご質問の、教育委員会がごみ袋を配布している内容ですけども、出産祝い金と一緒に、お子さんが生まれた際に、やはり、おむつを使いますので、子育て支援の一環として配布をしているものでございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 村民の皆さんからは、ありがたいという声をお聞きしています。しかし、その配布期間、たしか、教育委員会のほうは新生児だけの期間だったと思うんです。それから、建設課のほうも、枚数的に、25リットルですか、ちっちゃいほうの袋を何枚かということ、ちょっと私も、数字的なあれ、分かりませんが、それで十分なのかということなんです。自宅で介護を行っていたり、子育てをしている方にとって、ちょっと今の配布枚数では足りないんじゃないかというふうに私は思っています。先ほど、お話もありましたけれども、紙おむつは非常にかさばります。大変だという声も聞いていますし、それから、やっぱり袋代の費用もばかにならないというお話も聞いています。実際のところ、我が家にも少し前まで孫が2人いて、おむつをしていたときに遊びに来られると、すごい量のおむつの量が出て、ごみ袋がすぐいっぱいになってしまったという経験をしています。これは要

望なんですけれども、介護や子育てをしている世帯にアンケートや聞き取りを行っていただきまして、必要な枚数を受け取りやすい配布方法を研究していただいて、もっと村民福祉を充実させていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいまの中村議員のご質問ですが、枚数等、すみません、すぐ言えなくて申し訳ないんですが、袋の種類だったり枚数だったりは今後検討させていただきたいと思います。また、受け取り方法、今、コロナ禍もありますが、そういう配布方法につきましても、ちょっと検討をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 前向きなご答弁、ありがとうございます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

ここで昼食の時間を取りたいと思います。

再開を13時30分といたします。

休憩 午後12時09分

再開 午後 1時30分

○議長（北村直樹君） ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 齊藤勝則君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤勝則議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。私は3問の質問をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず1問目といたしまして、役場の正規職員以外の人の職員の待遇改善について。

実は私、昼食をある村内の飲食店でとっているときのことでした。ふと耳にしたことが、私はすごく大切なことと感じ、今回質問することにいたしました。それは、正規外職員の待遇、その中でも、そういうような職員の退職金についてです。もちろん正規職員は退職金の規定が設けられておると思いますが、その他の職員について、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

1番目といたしまして、退職金事業制度というのが国の中でもあるわけですが、当村は、そのようなところに、そういう人たちの加入をしているのでしょうか。ここら辺、まず聞きたいことと、それから2番目といたしまして、もし入っていなければ、そのような人たちに対し、ほぼ正規の職員と同じような仕事をし、労苦を共にしているわけですが、何か退職の時点では、それに対する感謝としての報償は考えているのでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいなと思います。説明をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 齊藤勝則議員ご質問の役場正規職員以外の待遇改善について回答させていただきます。

ご質問の役場正規職員以外の職員についてのご質問ですが、現在の役場職員は全員が正規職員であります。ご質問の正規職員以外とは、令和元年度までの一般職非常勤職員である現在の会計年度任用職員と理解させていただき、回答させていただきます。

それでは初めに、会計年度任用職員の退職金事業の制度に加入しているかというご質問ですが、当村では、会計年度任用職員への退職手当等の支給はしておりません。

地方公務員の退職手当は、地方自治法の規定により、地方公共団体は条例で退職手当を支給することができることとされ、退職手当額並びに支給方法は条例で定めなければならないとされております。

長野県内の全市町村は、特に町村は、退職手当に関しては長野県市町村総合事務組合により共同処理され、町村職員退職手当条例を根拠として退職手当の支給がされております。条

例の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員、いわゆる正規職員及び職員に準ずる者が支給対象者とされております。

この職員に準ずる者の定義でありますけれども、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務すること、また勤務した日が1か月に18日以上、その月が引き続いて6か月を超えることという条件がございます。これに該当する会計年度任用職員は、フルタイム会計年度任用職員と言われております。朝日村では、このフルタイム会計年度任用職員の採用はしておらず、朝日村の会計年度任用職員は、その条件以外のパートタイム会計年度任用職員であります。したがって、朝日村の会計年度任用職員の方への退職手当の支給はしてございません。

次に、会計年度任用職員が退職金制度に未加入の場合、労苦に対し何か報償をするかというご質問につきましては、会計年度任用職員の処遇改善は、令和2年度から大幅に改善されてきております。令和2年度の会計年度任用職員制度導入の際、総務省から会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルが示されて、全国の自治体において同等の制度が導入され、朝日村においてもマニュアルに沿った制度の導入が行われております。

処遇改善の主な内容は4項目であります。報酬額の引上げ、期末手当の引上げ、正規職員同様の休暇制度の創設、さらに本議会で提案させていただいております会計年度任用職員の育休取得緩和、以上であります。特に報酬額の引上げにつきましては、その報酬額が東筑摩郡下の自治体の中では最高額の状態となっております。

そのほかに、処遇改善といたしましては、働き方改革の推進であります。今年度、3年度から特に取り組んでいる働き方改革の推進により、会計年度任用職員も含めた役場全職員の環境が改善されてきております。今年度の11月末までの成果といたしましては、有給休暇の取得状況が、正規職員が月に0.95日に対しまして、会計年度任用職員は1.52日、また時差出勤の活用状況では、正規職員が月に10.42%に対しまして、事務職の会計年度任用職員は10.91%、このように会計年度任用職員の働き方改革は正規職員以上に進んでいる状況であります。

なお、今後も全職員が働きやすい環境整備を進め、効率的な行政運営に携われる職員育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから説明がありまして、よく分かりました。

当時、この中でも朝日は非常にこういう会計年度任用職員に対してはトップの扱いをしているということでございます。私も、この話を聞いたのは、実は一番の目当ては、目標は、中小企業、長野県の中で言えば多くの中小企業が、こういう制度で入っていて、事業主が各そういう個人に対して補填をして、また国がその上、上乘せで補填をするというのが、この中小企業退職金事業であります。今聞いておりますと、そういうものはないけれども、いわゆる有給休暇の取得とか、あるいは育休、それから賃金についても引き上げているというようなことで、いろいろ力を入れてやってくれているということで、私も自治体が中小企業の退職金事業制度に入れるのではないかとということから、実は、そういう制度を使って、ある企業に勤めた方がそういうことの担当をやっていて、事業主がある程度の補償を出して、その上に国が補填をするというようなことをやっていて、非常に働く人のためにいろいろ考えているという話を聞いて、これは自治体でも可能なことではないかと私は思って、その退職金事業ですかね、この制度に対しては思ったわけですが、今、課長の話だと、村としても国のほうから、総務省のほうからの説明で力を入れてやっていると話を聞きましたので、そうすれば、こんなにダブってしなくても、今村のやり方を見ますと、非常に力を入れておるということを感じましたので、この中小企業退職金制度というのは、これはやらなくても大丈夫かなと、私もこの話を聞きまして、安心したわけです。

実は、そういうふうにあるお店でそういう話を聞いて、これは本来に行政にそういう方がいるんだと、そういう方の力も非常に大きいという中で、ぜひやっていただきたいなと思って、今回は取り上げましたけれども、今の課長の話聞きまして、それぞれに賃金アップとかいろいろやってくれているということで、安心しましたので、この件につきまして、私、これ以上質問はしないつもりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。

高齢者の買物、乗り物の対策と、それからJAの生活店舗のなき後の対応ということでございます。

今年度末にはJ A生活店舗がなくなると聞いております。私はハイランド合併の当時から、この合理化で合併の当時から、このように先々にはなってくるのではないかなど、何となく危惧していたわけですが、現実となりそうで、非常に残念です。私も高齢者の一員であり、時々、実はこのJ Aの店舗を利用して行っているわけですが、大体1時間に6人か7人かと思いますけれども、高齢者の方が足を引きずりながら、やはり人との交流も求めてか知りませんが、そういうようなところへ来て、話をしながら買物をしているという姿を見て、これが果たして10月頃になってなくなったら、どうなるだろうと。高齢者の足はますます外へ足が向かなくなってくるんじゃないかと、閉じ籠もりがちになるんじゃないかと、こういうことが苦になりました。

このままJ Aさんのやり方でいきますと、なくなるとは思いますけれども、そうすれば、どうするでしょうか。近くのショッピングセンターへ、こういう人たち、あるいはスーパーに行く人がおるかもしれませんが、今現在の交通の便の状況からいきますと、そういう人たちに対応するところまで、私は今の交通の便もいってないじゃないかと思えます。

本当に私はこの地域でお祭りとかいろいろあると、私はファミマではちょっと間に合わなくて、農協へ行ったりして買物をしていたわけですがけれども、そういう点からも、ぜひとも、もし店舗がなくなるんなら、それに代わるような何か施設というものは考えられないのかと、あるいは商工会その他とも話合いの上で、そういうものがどうにかできないものかと、このようなことを思っているわけですが。

それも、そういう店舗に代わる施設等ができないならば、さらには移動販売、こういう高齢の方々に対しての移動販売で、例えば車でそれぞれの地域へ回って商品を渡したり話をしてもらったりして、高齢者の状況を伺うこともできますし、そういうものがぜひ必要じゃないかと。そうしないと、ますます高齢者の足は遠のくうちに、閉じ籠もりになってしまうと、そういうことがすごい心配であります。

もしこの店舗ができないならば、近隣の店舗に頼るわけですが、交通の便を今も村は多少便を、買物バスとかそういうものをやっておりますけれども、今のJ Aの利用の数から見ると、もうちょっと足を増やしていただかないと、ちょっとお年寄りの生きがいがなくなるんじゃないかなど、そんなふうに思います。その点、どう考えるのか聞きたいです。

それから、もう一つ、あれは何のアンケートだかちょっと忘れちゃったんですが、今若者向け住宅は村も本当に力を入れて頑張ってくれておりますが、あるアンケートでは、住宅はあってもショッピングセンターが近くにないと、何か魅力がないと。果たしてこれで

定住してもらえるのかと、こんなようなことも、あるアンケートの一部を見まして心配したわけです。

以上、ここに書きました①、②、③、これについてどんな考えでいるかお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員ご質問の高齢者の買物、乗り物の対策とJ A生活店舗なき後の対応についてお答えいたします。

私からは、①と③について回答させていただきます。

J A生活店舗につきましては、11月末をもって閉店し、移動販売は行わないということをしてJ Aからお聞きしております。①の生活店舗に代わる施設や移動販売につきましては、村としては現在のところ考えておりません。しかし、自家用車をお持ちの方や村の買物バスに乗車できる方はよいと思いますが、村の買物バスに乗車することも難しい高齢者に与える影響は大きいと懸念しており、こうした買物弱者の方には、宅配事業等への誘導などを検討する必要があると考えますので、今後研究してまいります。

③の若者向け住宅があってもショッピングセンターがなくて定住してもらえるのかということにつきましては、村内に品揃えのある店舗があれば、定住の選択肢として高くなると思われませんが、新たな誘致等については、現在のところ村としては検討してございません。他地域におきましても、ショッピングセンターがない地域はございますし、若い方は自家用車を保有いただくか村のバスに乗車いただければ、影響は少ないと思っております。

村では、子育て、福祉、健康、環境、防災等、様々な施策を展開し、魅力ある村づくりを進め、定住を促進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうからは、2つ目の齊藤議員さんのご質問でございます近隣の店舗に頼るならば交通の便をどうするのかというご質問でございます。

齊藤議員の近隣の店舗への交通の便についてでございますけれども、高齢者の買物の交通対策としましては、現在、山形村のビッグまでの買物バスの運行を、一昨年8月から試行

的に行っております。買物バスは火曜日と木曜日の週2便で、火曜日につきましては古見・小野沢ルート、木曜日につきましては入三・針尾・西洗馬ルートで運行をいたしまして、今年度2月までの実績では、1便当たり5.5人の利用がある状況でございます。

また、当村では、一昨年から当村と松本市、山形村の1市2村で連携して、地域の公共交通に取り組んでいくこととし、昨年8月に新たな地域公共交通計画を策定しております。この計画の中では、高齢者の皆さんから要望の多い近隣市村へ通じる買物、また通院バスにつきまして、現在の交通体系の見直しを図るとともに、今行っております買物バスを拡充する新しい路線の運行にも取り組むこととしております。

この見直しと新規路線の運行計画につきましては、来年度3市村で設置します松本市公共交通協議会におきまして、来年4月からの運行を目指して協議を進めることとしておりますけれども、松本市公共交通協議会の下部組織としまして、村内に朝日村部会を設け、今後、村民の皆さんや利用者の皆さんからご意見をいただき検討を進めることとしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。

この中で、産業振興課長のほうからも、現在は店舗とかそういうものは考えていない、そんなような答えがありましたし、また、企画財政課長のほうからも、交通の便について、3市村で検討して、次年度からはしっかりしたものを積み上げていきたいというようなことを言われました。

その中で、私が殊に言いたいのは、なかなか代わりの施設を造るとなると大変だということとは重々分かっておりますけれども、やはり私が一番心配なのは、高齢者が生きがいを失うんじゃないかということが一番なんです。それはといいますと、私がやはり今のJA店舗を利用する中で、ファミマさんとは違って、ファミマさんもありがたいんですが、客層が違います。結構高齢の方が1時間に六、七人、もっといますかね、利用していますけれども、JAさんにとってみれば、これは大変な数で、もう少し増えないと店舗の維持というのは難しいなと思うんですけれども、さりとて高齢者の生きがいづくり、その点ではやはり今4,000人いる、徐々に減っていますけれども、村の中で、ファミマだけ1店舗というのは、

私は、住宅は確かに力を入れているんですけども、並行してそういうものも造っていかなきゃいけないじゃないかと、こんなふうを感じているわけです。

例えば東北の大震災を見ましても、まず最初につくったのは、生活が困るということで、あれは簡単な簡易店舗ですね、そういうもので、いろいろな生業の方が入って、いわゆる今のJAの生活みたいな対応をして、それがやがて現在ではさらに大きくなって、地域の店舗に発展した中でのまちづくりになっていますけれども、私はこの4,000人いる村でファミマだけの1店舗というのは、ちょっと魅力に欠けるじゃないかと、殊に若い人たちから見ても、ショッピングが、車の都合はありますけれども、大変じゃないかと。

もう一つは、地域に落とす税金ですね。そういうものについても、私は違いが出てくるんじゃないかということで、やはり村内に生活店舗に代わるようなものがあってくれたら、高齢者の方も、例えば知り合いと行き会えば話もできます。買物ばかりじゃないんです。話合いもできて、生活のいわゆる生きがいつくり、そういうことに私は絶対つながっていると思っていますので、ぜひそこら辺は今後考えていっていただきたいと。

今の時点では大変なことだと思いますけれども、ぜひ将来的には今のJAの店舗に代わるようなものをやっていただけたら、私はありがたいと思います。

それから、買物バス、先ほども答えがありました、週に二度ぐらいのバスが出ているそうですけれども、この便数では、私は高齢者のいわゆる生きがいつくりには、ちょっと難しいかなと。私も実際、親戚の年寄りを連れてたり女房も連れて買物バスに乗ったことがあるんですけれども、やはり六、七人いますが、大体日にそのぐらいは少なくともいるはずですよ。

JAを見てみれば、少なくとも、もっとそれ以上の方が店舗を利用しているんですね。ただし、JAにとっては、まだまだ不足がちで、これを継続するのは大変だなということに分かります。それならば、やはり高齢者を対象にして、やはり生きがいつくりという点で、もう一步考えて、何か代わるものはできないかなと。

振り返ってみますと、JAの歴史を見ますと、今より生活が本当にものがない時代でしたけれども、朝日にはJAでは古見支所、針尾支所、西洗馬それぞれの箇所に拠点があったんです。生活に必要なものが、そこへ行けばある程度そろったのが、今から大分前の時代ですが、そのときにできて、今のこの近代化した時代に、人口増を狙っている村としては、私は、望んでいる村としては、そういうところに住宅ばかりでなく力を入れていっていただきたい、そこら辺を思うんですが、そこら辺についてはどう考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今回の齊藤議員のお話は、いわゆる高齢者の生きがいくりのためにと
いうようなところに主眼がいておりますよね。それと、今のお話は、JAがいろいろ判断
する前に、JAに向かって、まずは言ってもらいたいと思います。

村がスーパーマーケットを経営するなんていうことは、今はできません。

私も、高齢者の方たちが買物に困る、これは分かります。だけれども、それがイコール村
で何とかしろというのは、ちょっと私は、もう少し考える余地もあってもいいんじゃないか
なと思います。

ただ、今これから多分JAの店舗が空いてくるでしょうから、交渉事で村内の企業の方で
すとか、また村外の企業の方でも、あそこで店舗をやってみたいという方がいれば、本当に
私はうれしいと思いますが、そういう道を募集をかけたというものの協力はできますが、
村でそういったことを運営や経営は、私はちょっと今の時点では考えられないというふう
に思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長からも申しましたけれども、私もそう、ちょっと考
えたんです。店舗さえあれば、村の中の有志で、いろいろそこへ起業をしていただくとい
うようなこともできるじゃないかということも、実は考えたわけでございますけれども、今、
村長のほうからも言われましたが、私はまずこれ、行政のほうへ出したというのも、ちょ
とよくないかと思うんですけれども、取りあえず村も人口増対策ということでやっている
ものですから、そこら辺でぜひ一考していただけたらありがたいというようなことで、これ
を挙げたわけですが、予算もかかることですので、今後ぜひ何かうまい、高齢者ばかり
じゃないですけれども、村の魅力づくりというようなことで考えていただけないかなとい
うことをお願いして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3問目の質問でございます。

幾人かの議員さんからも出されておりましたけれども、松枯れ対策についてでございます。

最近の松枯れの状況を見ておりますと、何となくマンパワーが大丈夫なのかと心配しているのは、私だけではないと思います。それは、村内のあちこちの箇所を見ても、まだ赤茶けたような松の木を散見するわけでございます。

今現在は村内の団体で処理を行っておりますが、新年度の予算を見ますと、140%の大変な伸びであります。1,700万円強ですね。この事業の村の取組についてお聞きしたいと思います。

伐倒燻蒸は、今年度の実績、令和3年度の実績から見ると、果たしてどの程度できたのか、それもマツノマダラカミキリが羽化するまでに間に合ったのが何本ぐらいか。もしこれが羽化する前に間に合わなければ、たとえ令和3年度にやったとしても、これは次年度にこの松枯れというのは延長していくんじゃないかと、蔓延していくんじゃないかと思うわけでございます。

先ほども述べました1,700万円というのは、村のほうからも提示されましたが、140%の増加の予想を立てているということでございますけれども、この140%に対して、果たして今年、新年度に向かってこれが対応できるか、非常に心配しているわけであります。今伐倒燻蒸をやっておりますけれども、それには労働安全衛生法安全規則安全講習会を一定時間受けた人がやるのが大事だと言っておりますけれども、当村のそういう資格を持っている人が一体どのぐらいいるのでしょうか。

松本では、今市内の業者で処理しているとのことですが、当村はどのように考えているのでしょうか。

①番としまして、村長は、今年度の実績から新年度の駆除体制はどのような対応策で臨むのかお聞きしたいと思います。

また②番目として、村内で駆除処理できる技能者をいかに育てていくのか、考えをお聞きしたいと思います。

当然、③番目としまして、松枯れが増えれば駆除費用も増えていきます。駆除費を地元いかに還元していくのかも課題です。費用対効果についても、感染木をマツノマダラカミキリが羽化する前に一気に1本も残さず伐倒燻蒸をしないと、私は松枯れは回避できないじゃ

ないかと、期待できないじゃないかと、そんなふうに考えておりますが、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

松枯れ対策についてでございます。

まず、令和3年度における疑わしい木は約100本となっております。この3月末までに伐倒燻蒸処理を行います。この駆除木は、昨年10月以前に枯れた松でございます。マツノマダラカミキリが産卵したと疑われる疑わしい木でございます。11月以降、新たに感染が疑われる松につきましては、今後確認し処理してまいりますので、ご承知お願いいたします。

議員ご心配のとおり、村内における松喰い虫被害は、感染が初めて確認した平成28年の17本から、約6倍の100本の被害が単年度で発生している状況でございます。そのため、村では今年度、朝日村松喰い虫防除対策協議会において、朝日村松喰い虫被害対策基本方針を策定し、新たな方策で令和4年度より実施してまいります。

村内における被害は、市村境の古見や小野沢地域に被害が集中しております。今後も被害の増加は避けられないものと予測しています。そこで、村では3つの対策を講じてまいります。

1つ目は、現在県に申請中の松喰い虫被害地認定を受け、それに基づく補助制度を活用し、村内標高1,000メートル以下の松林で単年度で陽性木が発生している区域を守るべき松林とし、伐倒駆除を実施します。

2つ目は、陽性木がここ数年同じ地域で集団的に発生している古見の横出ヶ崎から中古見地域、小野沢のピュアラインあさひから最終処分場までの河岸段丘区域を周辺松林とし、新たにこの区域の赤松を全て伐採し、他の樹種に植え替える樹種転換を行い、被害拡大を防ぎます。

3つ目は、標高1,000メートルを超える区域や被害が確認されていない区域は、その他の松林として被害が入り込まないように注視するとともに、被害が出た場合は伐倒駆除を行います。

以上、新たな方針を今後山林地権者等のご理解の下推進し、松喰い虫被害を抑えてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、駆除体制につきましては伐倒駆除は村内林業従事者、樹種転換につきましては村外の林業団体に委託また補助を行い実施してまいります。

次に、村内で駆除できる技能者をいかに育てていくかというご質問でございますが、議員ご承知のとおり、村内の山は傾斜が急峻な地域が多いのが実態でございます。安全対策のための知識や技能が必要です。森林環境贈与税などを活用し、林業に興味を持っていただけるよう、チェーンソー講習会等々の補助や人材育成に取り組ながら、その方策を検討してまいります。

次に、駆除費の増加、駆除費の地元への還元、費用対効果等についてお答えいたします。

今後被害が更に拡大すれば、議員ご心配のとおり駆除費も膨大になっていくと予測されます。そこで、伐倒駆除事業では、来年度から県の被害地認定が認められる予定でございますので、補助が受けられる見込みでございます。

樹種転換事業では、特別交付税措置される起債を活用してまいります。

また、一部森林環境贈与税の活用も図り、財政負担の軽減を図りながら、松食い虫被害を何とか食い止めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから述べてもらいましたけれども、古見と小野沢地区のあそこは全面的に切ってしまうと、森林を、松をなくしてしまうというようなことで、あと1,000メートル以上の高度に対しては、伐倒燻蒸をしたいということでございますが、今現在、先ほども申しましたけれども、村の団体に伐倒燻蒸をやっていただいておりますけれども、新年度、1,700万円以上のこの認定とかいろいろあれば、以上のあれが認められているわけでございますけれども、これに対して、一体今年は、新年度は何本ぐらい駆除を予定しているのか。

それからやはり心配なのは、羽化する前にやらなきゃいけない、一挙に駆除していかねければ、私は松枯れは収まらないと思っておりますけれども、その点についてもお伺いしたいと思います。

極端なことを言いますと、私は140%から言うと、本数はかなりの量になるんじゃないかと思っておりますが、新年度計画している伐倒処理される計画は、何本を考えているのでしょうか。

そこら辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

また、もう一つ、教育もやるということでございますけれども、先ほども言いましたけれども、いわゆる切る際の安全対策の法令というのがありまして、その資格をやはり取らないと、なかなか危険極まると、さっき傾斜があるということで、本当に伐倒の費用が余計にかさむという部分も出てきますが、そういう教育に対しては、どのように考えているのか、また私も思いますが、早期駆除をやるには、やはりドローンとかいろいろな操作もしっかりできる人がいて、目視だけでなく正確に把握するということが一番大事だなと思うわけでございますけれども、そこら辺についての教育はどのように考えているのか、また、できれば林業が成り立つようなことを私も考えておりません。それは、そういう危険木をあれするときには、林野整備という段階で、なりあいではないわけですね。いわゆる退治していかないと治らない、そういう点から、この林野整備について、基本的に村にはそういう林野整備についての資格を持っている、さっきも言いました労働安全基準法とか、いろいろなことを取得している人は今何人ぐらいいるのか、そこをお聞きしたいし、また、今年、新年度、どのようにその過大な松枯れを解消できるものか、そこら辺の見通しもちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員2回目のご質問にお答えいたします。

まず、今年度予算的には、議員ご承知のとおり、まず伐倒駆除の関係でございますが、1,724万6,000円を見込んでございます。そのうち守るべき松林とさっき申しましたところと、周辺松林という部分では約1,200万円、そしてその他の松林ということで、全く被害が見えていられないところについては約400万円ということで、計1,700万円ぐらいの予算をもってございます。こちらは当然、松喰いの状況が非常に早いという部分でございますので、少し多めの予算をもらせてもらっておりますが、やはり約120本程度の松の伐採の予算を確保させていただいているというのが現状でございます。

こうならないように、そのために樹種転換を図っているわけですが、この樹種転換については、大体羽化するのが6月の下旬でございますので、それ以降は基本的には木は切らないというのが原則でありますので、秋口から大体樹種転換というのは入ってきますので、当然今年度は、その前のときは伐倒駆除で対応しなきゃいけませんので、今年度はそれを併

用しながらやっていくわけですが、そんな中で抑えていく予定でございます。

そして、続いてドローンとか、そういったものの技術を活用しながらということでございます。職員が令和3年度におきましてもドローンの技術を取得し、ドローンでとにかくいち早く位置を特定し、業者につなげていくという手順を踏むようにドローンを活用いたしました。

今後も、職員が替わっても、ドローンというのは引き継ぎながら、ドローンを活用した方法で位置を特定するなど、また場所を特定するという方法を早く、どこよりも早くやって対応し、やってまいりたいと思っております。

また林業のいろいろな技術を持たれている方が何人ぐらいいるのかということについては、ちょっと把握してございませんので、また確認したいと思っておりますが、チェーンソー講習会とか、ああいったところに多くの方が来ていらっしゃると思いますが、村民が全てやっていると、村民がいない部分もございますので、より多く村民の方々も来ていただいて、そういったことを学んでいただくという機会もやっていきたいと思っております。

ただし、やはり林業の木を切るというのは、普通の簡単な木を切って倒して焼くということではございませんので、そういうところについては、しっかり講習を受けていただく中で、勉強していただいて、やっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） これで最後にしたいと思っておりますが、伐倒駆除と樹種転換を考えながらやるということですが、本当に教育を広めて、村民の中でその資格を持った方が大勢増えるということが、私は非常に大事だと、こなすために。今現在もある団体が頑張ってくれておりますけれども、それでこなせばいいんですけども、今後そのことが本当に心配でございます。この教育については、林災防というんですかね、そういう機関がありまして、そこで9時間ぐらいのいわゆる訓練を受けるわけでございます。安全の講習を、実地を9時間ずつ、それは例えば切った木が場所が悪くて引かかったとかいうようなことで事故が起きないようにというようなことで、いろいろ教育をしていないと、何かあったときには大変だということですので、ぜひ村としても、そういう教育に力を入れていってほしい、そんなことをお願いしたいと思っております。

今年、新年度は非常にたくさんの本数が予定されております。今までは村内の団体でやっていただいておりますけれども、随意契約でやっておりますけれども、今後、一般競争入札みたいなこともやらないと、早期には、私はこの駆除というのは難しいじゃないかと思いますが、その点だけ最後に聞きまして、終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、齊藤議員のご質問ですけれども、今村内の一企業さんに本当にご苦労願っているわけですが、もうすぐ能力的に足りなくなることが考えられますので、今現在ほかにもそういったことができる会社がないかというようなことで、手探りで探しておりますので、また今後は何社か複数社で、そういったことが対応できるようになればいいかなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうから答えをいただきましたが、ぜひ力を入れていただいて、村内でこれが解消できるような方向にそれぞれ持って行っていただければ幸いかなと思ひまして、私はこの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 9番、小林弘之でございます。今回3問の質問をさせていただきます。

1番目の質問に入ります。

1. 医療の充実について。

先日、3月3日に役場職員と一緒にフューチャー・デザイン・ワークショップに参加させていただき、テーマ「行政改革の先に朝日村が目指す未来とは？」ということで、グループワークでの実施をしましたが、まとめの中で、どのグループも住みやすい村、安心して暮らせる村、年をとっても安心して暮らせる村など、皆さんも共通とした思いを感じました。

朝日村総合計画の中で、基本戦略「安心して暮らし続けられる村をつくる」、主要施策「保険・医療の充実」等で、本村では医療機関や従事者の不足が課題となっています。アンケート調査では、朝日村から移転したい理由として、医療機関への通院の不便さを挙げる人が44.9%となっており、医療機関の充実や通院のための公共交通の充実が求められています。そこで質問をいたします。

(1) 以前は朝日村でも3か所の診療所がありましたが、現在、朝日村では1か所しか診療所がないことから、当村では危機感を感じているのかどうか、また医療機関（診療所）を増やすことについては、必要であると思うかどうか。

(2) 公共交通の充実では、村営バス（広丘）、デマンドタクシー（村内）がありますが、村外の医療機関への交通手段の確保対策はどうなっているのでしょうか。

(3) 医師の確保。総合計画の中で、医師の確保では令和6年3名となっていますが、歯科医師を含む数なのでしょうか。

以上についてご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條浩充君登壇〕

○住民福祉課長（上條浩充君） それでは、小林議員の1つ目と3つ目の質問について、私から回答させていただきたいと思います。

まず医療機関が1軒になったことに関する危機感についてのご質問についてでございます。

村に医者3軒あった頃に比べますと、現在近隣に診療所が増え、そしてそこに受診することができていたり、救急や高度医療が必要な場合には、松本医療圏域で連携体制がとれておりますので、適切な医療が現在受けられている状態でございます。したがって、1軒の診療所、医者でよいと考えております。

しかし、現在懸念されている課題として、朝日村の開業医は既にサラリーマンの退職年齢を超えていることから、今後、開業医が閉院した場合に、村に診療所がなくなることが想定されます。この診療所がなくなった場合には、村民が身近な場所で体の相談をしたり往診な

ど、在宅医療を受けられない可能性が出てくると思います。また、行政が行っているワクチン接種や検診、災害医療などの公衆衛生に関する事業や、医療、介護、福祉事業などが、今までのような体制では進めることができなくなる可能性があると考えています。

そのため、近い将来、医療体制の確保について、早急に手を打たなくてはならないことは事実でございます。

実は昨年から、村内の医師と信州大学医学部公衆衛生学教室、村出身の医師、松本保険事務所などにより、相談を重ねてきているところでございます。そこで今年は、朝日村医療体制検討委員会を開き、より深く研究と検討を重ねて、新規開業医または村直営診療所などの可能性を導き出して、関係機関に働きかけを始めていく予定でございます。

次に、総合計画にある医師の人数ですけれども、こちらは歯科医師も含めた人数になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから小林議員ご質問の2つ目の質問項目でございます公共交通の関係でございますけれども、村外の医療機関への交通手段の確保はどうなっているかというご質問でございます。

現在、村外の医療機関への交通手段としましては、広丘駅へ通じて下ります村営バス広丘線のほか、デマンドタクシーを近隣市村の公共交通また民間の路線バスに接続して、村外の医療機関への交通手段を確保している状況でございます。

接続している箇所は4か所ございまして、そこで5つの交通機関と接続を図っています。まず、塩尻市の旧原口郵便局前では、塩尻市の信交バスに接続をしまして塩尻方面へ、松本市の上今井では、民間のアルピコバスに接続して、松本空港方面から松本市内へ、今井道の駅では、松本市の西部コミュニティバスに接続をしまして波田の松本市立病院、反対方向は村井のまつもと医療センターへ行くことができます。

また、山形村の上大池車庫前で山形村の福祉バス、それとアルピコバスにそれぞれ接続をしまして、山形村福祉バスは山形村の村内へ、アルピコバスにつきましては和田方面から松本市内の医療機関に通院できるよう交通手段の確保を図っているところでございます。

これにつきましても、先ほど齊藤議員のご質問にもお答えさせていただきましたとおり、昨年8月策定しました松本地域公共交通計画により、現在の交通体系の見直しを図るとともに、高齢者の皆様の買物また通院の交通手段として、新たな路線バスの運行について来年度

検討を行っていく計画でありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） （1）ですが、いわゆる村としてはなくてはならない、医師がいなきや、従事者がいなきやいけない、危機感を感じているということではないんですね。

ですので、アンケートにもあったように、44.9%、約50%ですが、そういう中で、アンケートを取った中で、既にそういう村民の皆さんが感じていることに対して、もっと前々に手を打っていく必要があったんじゃないかと。今の1か所の診療所はあるんですが、先ほども言いましたように、先生は頑張っているんですけども、当面という中じゃなくて、やはり速やかな対応を取っていくべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の小林議員のご質問ですけれども、現在村内に内科医さんは三村医院の1軒、それで、私も三村先生と時々話をしますが、早く次の体制をつくってくれと最近言われています。こればかりは村がまず開業医の皆さんに対して朝日村に開業してくれないかというのは、先ほども、それはちょっと違いますが、いわゆる投資対効果的にやはり開業は難しいというのが現状のようです、すぐにね。

ですから、私も施政方針の中で述べておりますが、5年くらいをめどに、村として自前の施設を造ってお医者さんに来てもらうか、または開業医さんを探すか、いずれにしても村内に内科医を絶対に残さなくちゃいけないという思いで、今、今年度からやっと準備会議から検討会議というふうに、そのステージを移しまして、検討していきたいという、今まさしくその時期であります。

いずれにしても、村内に内科医は絶対なくちゃいかんというのが、今の思いでありますので、その実現に向けて、方策はどうであろうと実現に向けて努力していくということしか、今のところは返事ができません。非常に危機感を持っております。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

[9 番 小林弘之君登壇]

○ 9 番 (小林弘之君) ありがとうございます。

村長のほうから、そういうお言葉を聞いて、先ほども申しましたけれども、移住したいという、そういう50%ぐらいある。ですので、定住とか人口の増加を含めて、これからの医療従事者の確保をぜひ前向きに早急に、やっていっていただきたいと思います。

以上です。

○ 議長 (北村直樹君) 小林議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

[9 番 小林弘之君登壇]

○ 9 番 (小林弘之君) 2問目ですが、消防団活動について。

消防団員各位には、本業を持つ傍ら、村民の安心・安全、消火活動、災害時、予防活動等、日夜献身的に消防活動に従事していただき、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、3年前に当時私が団長をしていたときに、処遇の改善を小林村長と何度となく取り組み、改善をしていただき、本当にありがとうございました。現消防団員も感謝しているかと思えます。また、近隣市町村の中でもいち早く団員報酬を団員個々に支払っていることは評価しております。

1月5日の信濃毎日新聞で、「消防団員報酬 支給を効率化」と題して記事が出ていました。消防庁は2021年4月、減少が続く消防団員の待遇改善を図るため、報酬の引上げと団員への直接支給を進めるよう全国の自治体に通知しています。また、システム開発のパスカルを使って、個々の団員の出勤状況を把握して報酬を支払う業務の効率化をするサービスがあると記載されています。

そこで次の質問をさせていただきます。

(1) 消防団員処遇改善。一旦処遇改善を行ったが、現在、近隣市町村で待遇改善をしようとしているが、団員報酬、出勤手当、活動訓練手当等、引き上げる考えはあるのか。

(2) 報酬支払いの業務の効率化。現在、団員への報酬、手当はどこまで直接支給しているのか。近年、地震、豪雨などの自然災害の増加で団員の出勤機会が増える中、出勤手当等、報酬支給の事務処理量の大幅増が予測されますが、DX化、システム導入の考えはあるのでしょうか。

(3) 消防施設整備の支援。当村が配備している消防ポンプ車、小型ポンプ付き積載車は、いずれもマニュアル車であるが、近年AT車の普及の中で、ほとんどがAT車両運転免許証を取得していると思いますが、現在、消防団員の中でマニュアル車の運転ができない団員は、

どのぐらいいるのか把握しているか。

(4) 消防団員の確保について。庁舎交流テラスに「地域の心をひとつに消防団募集中」と横断幕が掲げられているが、近年、全国的に消防団員の成り手不足が指摘されています。当朝日村消防団でも団員の減少傾向もある。団員不足で第3分団の休止、第4分団に統合とお聞きしましたが、現状、消防団だけでは団員確保は困難、難しいかと思うが、村として団員確保についての方策を考えているのでしょうか。

(5) 消防団員の定数。消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例第2条に、定員170名とするとありますが、消防団規則第3条、団員の階級別の定数142人とあるが、定員と定数の差をどう考えるのか。

以上についてご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） 小林議員に忠告いたします。

発言をする前は、必ず挙手をしてから発言をするよう、お願いいたします。

ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 小林弘之議員ご質問の消防団活動について、回答させていただきます。

初めに、消防団処遇改善について、引き上げる予定についてであります。処遇改善は、議員ご指摘のとおり、令和2年度に分団運営交付金、団員報酬、退職報奨金の改善及び勤続報奨金の新設を行ってきております。また、本定例会に条例改正を上程させていただいておりますが、団員及び班長の年額報酬、出動手当の令和4年度からの改善であります。

これは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条において、国及び地方公共団体は消防団員の処遇の改善を図るため、出動訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとするとしていることを踏まえ、ご指摘の令和3年4月、総務省消防庁の通知によるものであります。

改善内容は、団員報酬を現在の2万1,300円から3万6,500円へ、班長報酬を2万8,100円から4万円に引き上げ、出動手当を今までの一律1回2,000円を、火災、災害等の出動時に1日4時間以上の場合8,000円、4時間未満の場合4,000円への改定であります。

なお、この改定は、松本消防協会構成市村との協議により、均衡が保たれる改正案となっております。

次に、報酬支払い業務の効率化について回答させていただきます。

初めに支払い方法ですが、令和3年4月、総務省消防庁の通知では、報酬は団員個人に自治体が直接支給するとされており、当村では報酬の改定に併せまして、令和2年度から報酬、退職金、報奨金及び勤続報奨金につきまして、階級関係なく対象者全員へ直接支給しております。

出動手当につきましては、現在、消防団分団の意向により、各分団からの出動報告書の実績により、団員から了解の下、各分団の口座へ振り込みをしております。なお、この出動手当の直接個人に関しましては、令和4年度中に各分団と協議をする予定となっております。

これらの支給事務処理につきましては、令和4年2月より、支払事務の処理のICT導入、いわゆる電子決済化を稼働しており、事務の効率化が図られております。

次に、消防施設整備の支援について回答させていただきます。

議員ご質問のマニュアル車を運転できる団員数の把握でございますが、来年度、令和4年度朝日村消防団員で、オートマチック車免許のみの団員は2名であります。

次に、消防団員の確保の村としての方策について回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、社会情勢の多様化や常備消防の活動等により、毎年度新規団員の確保が大変厳しいものとなってきております。朝日村消防団員170名の定員であります、ここ数年定員割れの状態となっている状況であります。

消防団員は有事の際に地域を守るために率先して駆けつけ、村民の生命、財産を守る地域の消防防災リーダーです。村では、令和2年度から、区へ地域を守る人材確保として、区として団員確保の協力依頼ということで、文書で依頼を区長宛に依頼書を送付させてもらっております。

次に、最後に、消防団員の条例の定員170人と帰属の定数142人の差について、回答させていただきます。

条例、規則といった形で、非常に分かりにくいわけですが、この条例と規則では、どちらも朝日村消防団の定数を170人と定めております。説明であります、朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例では、第2条において消防団員の定員を170人としております。また、朝日村消防団規則では、第3条において、消防団員の階級別の定数を団員142人を含め、ほか団長、副団長、分団長、副分団長、班長の階級別定員を定めて、その総計を170人としてございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） （1）ですが、団員3万6,500円、班長4万円引上げの説明がされましたが、3月の定例会、全員協議会でも説明をさせていただきましたが、くどいようですが、いま一度聞きます。今回で団員1万5,200円、班長で1万1,900円の大幅な引上げはありますが、副分団長、分団長は3年前の改善も今回の改善でも引き上げていません。また、班長と副分団長では9,000円の差しかありませんが、役割、責務の重視から引き上げる必要を感じますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 小林議員2回目のご質問に回答させていただきます。

今回、繰り返しになりますが、団員は3万6,500円へ、班長は4万円へということで引上げとなります。この金額につきましては、松本消防協会全市村同額となっております。

今回、ほかの階級につきましても、松本消防協会で打合せをする中、朝日村の副分団長の報酬が4万9,000円ということで、この4万9,000円という金額が松本消防協会の中では上位から4番目ということになってございます。また、分団長におきましては、朝日村は9万4,900円ということで、松本消防協会の中では上位から2番目に高い金額となっております。

一番は、この副団長の4番目というのが高いか低いかということではありますが、朝日村の人口に対する団員数の割合というのが、松本消防協会の中では上位から4番目ということで、ちょうど真ん中に位置しておりまして、この4番目という位置が妥当ではないかということで、今のところ認識してございます。

なお、議員ご指摘の班長と副分団長の役割の違いというところも併せまして、この報酬等につきましては、今年度も引き続きそれぞれ検討をしてみたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） それでは、そういうことですが、強く私は要望します。近隣市町村はともあれ、相乗効果も踏まえて、副分団長以上の処遇の改善をどうかお願いします。

○議長（北村直樹君） 回答のほうをいただきますか。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 結構です。

○議長（北村直樹君） 小林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

はい、どうぞ、小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） すみません、消防団活動についてですが、（2）の各分団で出動手当、訓練手当等は、その分団への支給ということになっていますが、今後、その団員からそういう分団での改善の中で、そういう個人支給というところが、これから私はあるように思うんですが、そういったことから、直接支給というのは考えられるか、どうでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 小林議員のご質問に回答させていただきます。

今回、報酬の団員への直接支払いについて協議をしている中、手当についてもどういふものかということで、消防団のほうと協議いたしました。協議した時点では、手当については、その費用を各分団の運営に充てているということで、この令和4年度にもう一度協議をしたいということで、今継続協議ということになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 分かりました。ぜひ適切な対応をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

（3）マニュアル車の運転できない団員は2名ということですね。今後、先ほど消防団が新しく入ってくることになると、AT車のみという人も今後入ってくる。そういう中で、2名、この人たちは要は免許がないわけですので、運転したくもできない。この一朝有事の中

で、そういう人材がもし当てはまったときに、速やかな出動ができないということが目に見えているわけで、今後そういう人たちの朝日村の村民の安全・安心、生命、財産を守る人材を確保するために、村として運転免許証の限定解除の助成制度の公設を提案したいのですが、考えはどうでしょう。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 小林議員のご質問について、回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、最近の免許取得者はオートマチック車限定という免許取得の方が、非常に多くなっている状況です。そういう方たちに対して、マニュアル車まで運転できるような免許の取得について、助成をしている自治体は、この松本消防協会管内では、ございません。

ただ、現在調べてみますと、2人の方が明らかにマニュアル車が運転できないということ、また消防団の積載車については全てがマニュアル車ということで、その限定解除による取得費用というのが6万1,600円ということになってございます。それを全額助成するか、または一部個人的なものということで、どのようにするかという内容、制度につきまして、今年度至急に検討を進めまして、年度途中であっても、もしまた議員の皆様にご相談させていただいて、助成制度等設計をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 分かりました。事故が起きてからでは遅いですので、ぜひそういった形で、村としての、金額はともあれ、そういうのを構築していただきたいと思います。

次ですが、消防団員確保もありましたけれども、各区長に投げてあるという中で、投げるだけじゃなくて、消防団とか行政の皆さんも含めて、要は地域密着とした対応を一応考えていったほうが、村民の皆さん、また地域の皆さんが理解する中で確保できるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、小林議員のお尋ねの件ですけれども、なるべく消防団活動に積極的に参加してもらうような人材を発掘するというような意味で、朝日村では前もって消防団員に対する報酬のアップだとか、そういうことをやってきたんですが、一向に変わらないという現状があります。それと、昨日か今朝のニュースで見たんですが、長野市消防団だと思いますが、やはり成り手不足を解消するために、ポンプ操法大会への参加をしないでいいからとか、何かすごいことをいろいろ考えているなって、私たちが踏み込む以上に、いろいろな諸行事に参加しないでもいいから団員になってくれというようなアナウンスを始めたというニュース、たしか昨日か今日ありました。

ですから、朝日村も何が足かせになって新入団員が増えないのか、どうもその辺をもう少し私たち行政サイドも聞いてみる必要があるなと思います。

私たち若い頃は、消防団に入って当たり前だという時代でしたから、そんなに苦はなかったんですが、でも当時もいました、入らない人がね。第5分団でも一、二名いました。やはり平和ぼけをしてきて、もし災害があったら、もし火事があったら、俺たちで火を消すんだという気概のある人が、だんだん薄れてきているというのも、もしかしたらあるかもしれません。

ですから、どんなことをしたら消防団活動に本当に積極的に参画できるのかということ、もうちょっと練りたいと思います。

それと、今ある年齢層で線を引いているようなところもありますが、今後は50、60、70の方でも地域の消防活動というものに参画してもらおうと。たしか昨日も、そのような一つのアイデアありましたね。それも私もいいと思います。そして、女性隊員ね。いろいろなことがありますので、いろいろな角度から研究してまいります。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） ぜひ村としても確保に、それで、まだそういう今報酬とか、そういう話もしましたけれども、消防団員の中でもよく理解できていない人もいるかもしれません。ですので、そういうことで、村でもこういうふうに手厚くしているんだよというのを理解し

てもらう中で、ぜひ団員の確保についてもお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員、2問目の質問を終了してもよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 小林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 3番目としまして、児童の社会スポーツの振興についてです。

未来へ希望あふれる子供たちのために、各種スポーツ、運動に取り組む場、機会の充実に
より、青少年健全育成や村民の健康づくりとありますが、次に質問いたします。

（1）第2次朝日村教育大綱。基本方針「文化・芸術・スポーツ活動を通じて活力と潤い
のある生活を実現する」の主な取組の中で、スポーツや運動の充実とありますが、現状はど
うか。

（2）文化事業及び体育事業への助成。社会教育関係助成金交付要綱。体育事業への助成
状況、件数、総額、平均助成額の状況を教えていただきたい。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、小林議員ご質問のスポーツや運動に関しての現状につ
いて、お答えをいたします。

現在、当村でのスポーツ施設あるいは体を動かすことができる施設としまして、スポーツ
施設の条例から申し上げますと、朝日村農業者トレーニングセンター、テニスコートを含む
朝日村運動広場、それから朝日ゲートボールセンター、そして朝日ローラースケート場及び
朝日アイススケート場の4施設が、朝日村スポーツ施設設置条例で定められております。そ
のほか、あさひプライムスキー場や朝日マレットゴルフ場などがございます。

教育委員会が所管いたします施設の今年度の利用状況で申し上げますと、トレーニングセ
ンターでは8,430人、コロナ前の令和元年度と比べますと約5,200人減少しております。テニ
スコートを含みますグラウンドでは、今年度5,975人、令和元年度と比較しますと約1,400人
の減少でございます。新型コロナウイルス感染拡大によりまして、感染対策での休館等を行

っている対応によりまして、活動が制限されたものによるものと考えております。

利用者では、トレーニングセンターではバドミントン、ふわっとテニスなどのサークルグループ、それからグラウンドの利用では学童野球であったり、OB早起き野球そしてサッカーなど、例年行われている団体が、制限により利用が減っている状況でございます。

コロナ感染対応により、活動の自粛、休止をしている団体の中には、今後の存続も難しいという声も聞きます。団体の活動が戻るとかどうかが危惧するところでございます。第2次朝日村教育大綱や第6次総合計画にありますスポーツや運動の充実を今後進める上で、大きな課題であると捉えているところでございます。

また、公民館活動では、分館の在り方や本館事業の体育祭の開催方法についても、重要課題であり、スポーツの推進を含めた社会教育、社会体育の今後の在り方について、見直しが必要な時期となっており、令和4年度は、公民館活動の検討委員会や体育祭などの企画会議を重ね、方向づけを行ってまいりたいと思います。

次に、文化事業や体育事業への補助事業の状況でございます。

当村では、朝日村社会教育関係補助金交付要綱に基づき、村内での活動する団体へ補助金を交付しております。結成後1年を経過した会員数5名以上の団体へ、認定の5年から3年以内に限り交付がされ、また社会教育に対して顕著な活動をしていると認められた団体へは、期間を延長し、交付がされているものでございます。

今年度は、新たな団体への交付はございませんでした。補助を継続している団体では、青少年育成の観点から、学童野球教室、ソストテニスクラブ、サッカークラブなどの5団体があり、子供たちを指導していただいている皆さんには感謝を申し上げるところでございますし、この5団体への補助金総額は29万円となっております。この金額は、青少年の参加人数による算出をしております。

最近では少子化もあり、参加する子供も年々減少している状況です。各団体の活動が継続できるよう、補助金の算定基準の見直しや団体への申込みチラシを小学校で配布を行うなど、参加者確保に努めているところでございます。

一方では、民間のスポーツジム等へ加入するなど、独自でスポーツを楽しむ方もおられて、スポーツをする場の変化も見られるところでございます。しかしながら、仕事や家庭の状況、個人の考えなど、いろいろな要素でスポーツから離れている方もいる中で、多くの村民の皆さんからスポーツ、運動に関わる機会が必要であると捉えているところでございます。

今後、公民館活動の見直しとともに、スポーツ推進員、社会教育員など、教育委員会組織

またはこれまでも質問の中にもありましたが、地域の皆さんと一緒に、今後スポーツの推進をまた図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 先ほど言われました学童とかテニスとかってあるんですけども、その件数とか助成金額、平均というように聞いたわけですが、それ、言われましたっけ。言ってないですよ。

それと、先ほど説明ありました助成期間の3年以内に限り交付するもの、ただし社会教育に顕著な活動をしていると認められた団体には交付延長と先ほど言いましたけれども、顕著な活動の基準というものは、どういうことですか。説明をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） まず、補助金の関係をお答えさせていただきます。

先ほど5団体に29万円補助をさせていただいているとご回答いたしました。人数によって算出基準がありまして、例えば学童野球ですと人数が朝日の対象人数が9名ということで、金額的には4万円、そのほかテニスクラブですと22名だったり、そのほか多いところではエアロビクスを子供たちに教えているサンライズの皆さん25名には8万円ということで交付をしています。そのほかスキークラブが26名で、これはシーズンが限られておりますので4万円、サッカークラブについては13名ということで、5万円ということで交付をしております。平均しますと五、六万円になるかと思えます。

それから顕著な活動ということですが、現在では一般の大人の方のサークルがありますけれども、特別活動に対して具体的なところは、皆さんが楽しみながら活動していただいているということで、継続している補助をしている団体はございません。今継続している団体は5団体あるということで、これは……

○議長（北村直樹君） ここで持ち時間の50分が終了しました。

一般質問を終了としてください。

○教育次長（上條 靖君） 青少年健全育成の中で……

○議長（北村直樹君） 発言は控えるようお願いいたしました。50分が終了しました。

○教育次長（上條 靖君） ということですので、お願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 例外はございません。自席にお戻りください。

ここで10分間の休憩を入れます。

再開を3時20分といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（北村直樹君） ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、塩原智恵美議員。

塩原智恵美議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 10番、塩原智恵美でございます。

私は今回、1問質問させていただきます。

朝日村教育行政の現状と課題でございます。

平成27年4月から地方教育行政法が大きく見直され、制度の抜本的な改革が行われました。新制度開始から今年で6年がたちました。教育委員会の政治的に中立であることを前提として、大きく見直しされたのは主に次の4項目です。

1、教育長の任命について、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、任期を3年とする。教育長は教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどり、教育委員会の会議を主宰し、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2、教育長が教育行政に大きな権限と責任を持つことから、教育委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を進めるための会議の透明化

を図る。

3、教育長は教育基本法に基づく教育振興基本計画を参考にして、教育、学術、文化振興に関する総合的な施策の大綱を定める。

4、村長は総合教育会議を設け、それは村長及び教育委員で構成し、会議は村長が招集する。

こうした背景の下、百瀬教育長は平成31年3月議会の同意を得て、朝日村の教育行政に携わってこられ、3年の任期を迎えられました。この間、小学校のGIGAスクールをはじめ、文科型コミュニティ・スクール、教育大綱策定等、コロナ禍ではありましたが、教育環境を整えていただき、深く感謝申し上げます。

また、村の第6次総合計画では、教育分野での重点目標を特色ある教育と生涯学習の充実とし、そのための主要施策として、未来の村を担う子供たちの生きる力を育む教育を行うことと誰もが生涯にわたって学び続けられる環境をつくることを掲げました。

しかしながら、今、直面しているのは生涯学習の中核ともいえる入三分館が消滅するという危機的な事態です。また、保育の現場では、昨年4月採用の正規職員が退職や病気療養中になっているという声が耳に入りました。こうした状況の下、村の教育行政の現状と課題と思われる以下5項目についてお尋ねします。

なお、ご答弁は、教育長はこれまで私も十分、その思いというのは受け止めて感じておりますので、簡潔に要旨のみという形をお願いをしたいと思います。

1、私たち村民が入三分館の危機を初めて知ったのは令和2年5月の公民館報の記事です。内容は地域の置かれた厳しい状況でした。少人数、高齢化で分館役員を出せず、役員を担うことが心身ともに負担になり、生活に支障が出るため、分担金の徴収はせず、分館行事もしない、よって令和2年度の早い時期に活動を停止したい。これを教育委員会に要望した。こうした内容でした。

これを受けての対応は次のとおりです。

この年、9月17日、教育委員会と公民館長の連名で社会教育委員会と公民館運営審議会に諮問しました。その内容は、20年先も公民館活動がさらに活性化する体制づくりが必要という、こうした前提で朝日村公民館の分館再編成及び役員体制について意見を聞きたいという諮問でした。

答申は2か月後、11月25日に出ました。内容は、入三分館の置かれている、人口が少なく高齢化が深刻な状況、を厳しい現実と受け止めつつも地区や地域の行事は継続してほしい。

さらに分館長、主事など役員選出が難しくなった場合は本館とのつなぎ役を設けるなど、公民館事業に参加できる仕組みを検討いただきたい、こうした内容でした。

この答申を受けて1年以上が経過する中、教育委員会と公民館長はどのように対応しましたか。また、分館再編成はどのような結論に至りましたか。

2 番目です。

これは、私は保育園の働く環境を整える、そうしたための質問をさせていただきます。

令和3年度あさひ保育園に3人の新規職員が採用となりました。しかし、1名は数か月で退職、残り2名は療養休暇中と聞きました。若い保育士の採用は保護者にとって待ち望んでいたことであり、今後の保育に期待する村民が多い中、こうした事態に園児はもちろん、保護者の不安など、かなり影響は大きいと考えます。

教育長はこうした事態に陥っていることをどのように受け止めておりますか。これらの対応はどう進め、復職のめどは立っているのでしょうか。なぜこうした事態に至ったのか検証はしたのでしょうか。原因は分かりましたか。一連の状況について定例の教育委員会へは報告はされているのでしょうか。

3 番目、第6次総合計画では、生涯学習について次のような記述があります。これまで村は朝日村生涯学習基本構想に基づいて、誰もが生涯にわたり学び続けられるための環境づくり、基盤整備に取り組んできました。この中の生涯学習基本構想はいつ策定したのでしょうか。総合計画では基本構想の見直しをするとありますが、進捗状況はどうでしょうか。また、生涯学習基本計画についてあるいは振興計画について、どのようにお考えでしょうか。

4 番、教育基本法に基づく朝日村教育振興基本計画の必要性をどのように受け止めていますか。

5 番、村民への透明性を高めるための情報公開についてお尋ねします。

法律では、教育委員会会議録をはじめ、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価、そして総合教育会議の会議録は公表するように努めるとされておりますが、ホームページでは教育委員会会議録は一部のみで、ほかは公表されておられません。したがって、社会教育委員会への諮問、答申、これも大事な内容ですが、公表されておられません。こうした状態をどのように感じ、どのように対応されますか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、塩原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

答弁は要旨のみということでありまして、必要最低限のことは申し上げさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

令和2年の社会教育委員会の答申を受けた以後、教育委員会と公民館長はどのように対応した、また、分館編成はどのような結論に至ったかのご質問であります。

まず、この入三分館の分館役員の成り手がなく、活動ができないとの申入れがあり、令和2年度から活動が止まった状態が続いております。ちょうどその3月から新型コロナウイルス感染症により全国的に緊急事態宣言が発令されたことも受けて、学校の休業をはじめ、公民館活動も休止を余儀なくされたこともあり、実質的にはどの分館も活動が止まってしまいました。誠に残念であったというほかありません。ご承知のとおり、その後はコロナの状況を見ながらの各種施設の感染防止対応が続き、様々な事業や会合も制約を受けながらの活動が続いております。

議員のお話にあった社会教育委員からの答申を受けてからの1年は、コロナ禍を避けつつ社会教育委員会を3回行いました。公民館長が主宰する分館長・主事会、これも3回実施しました。会ではコロナ禍における各分館の活動状況を確認し、入三分館の現状についても分館長より報告がなされ、公民館活動、また分館活動について意見交換を重ねてきたところであります。

こうした中で、活動を見直すにも住民の生の声を聞きたいという意見も出され、今回のアンケート実施となりました。結果は全協でお話ししたとおりであります。また、昨年12月の総合教育会議でも公民館活動の在り方について話題となり、村長と教育委員が意見を述べ合う機会も取りました。これらを受けて、来年度は新たな公民館活動の在り方を検討する委員会を設けていく考えです。

また、分館編成であります。社会教育委員会で検討した結果、例えば大石原地区は針尾区に、入二は古見区にするとか、入三分館と針尾分館が合併するという案も検討がなされましたが、人口の均一化のみを考えた再編は地域の活性化を妨げるおそれがあるということ、また、入三分館の名前が消えてしまうことが本当によいかという思いもあり、合併等の案は当面見送ることと答申されました。これについても今後、もっと深めた議論が必要だと考えております。

続いて、塩原議員2番目のご質問にお答えします。

今年度、あさひ保育園に新規採用した職員が退職や療養休暇に入っているということについてのご質問であります。

まず、こうした事態に陥っていることをどう受け止めているかというご質問であります。今回、子供の保育に情熱を傾け、希望あふれる仕事に就かれた新規採用の職員が年度途中で体調を崩されて療養されるという事態になったことについては、保育園を預かる立場として誠に残念なことであり、ご本人、また保護者の方には大変申し訳ない思いでいっぱいあります。若い先生方が子供たちとともに元気いっぱい楽しい園生活を送り、保育という自らの職能を高めていく機会を失うという事態についても大きな責任を痛感しているところであります。

先生方への対応ですが、速やかに医療機関に受診を勧め、治療に専念をしていただいているところであります。また、詳しい状況については個人情報に当たりますので、これ以上のお話は控えさせていただきますが、人事担当課と連携を取りながら対応に当たっております。

復職についてでございますが、お一人の先生は先週末から復職しております。また、もう一人の先生はいましばらくの療養が必要との連絡を受けております。一日も早い回復を祈っているところでございます。

次に、こうした事態になった検証をしているかということですが、それぞれの先生方についての状況を把握しつつ、その原因になった事柄について確認を行ってまいりました。お一人お一人の原因についてはここでは申し上げられませんので、よろしくお願ひします。

今後につきましては、既に対応していることもございますが、新任職員へのサポート体制強化や職員間の情報共有の在り方の見直し、正規職員と会計年度職員の仕事のバランス等を図り、組織強化をしてまいりたいと考えております。その上で、先生方が心身ともに元気で明るく子供たちに接することができる保育を一刻も早く実現させていくことが肝要だと考えております。

一連の状況についての教育委員会への詳しい報告はまだしてございません。ここで事実確認及び対応策等が確認できましたので、今月の委員会で報告させていただく予定です。

続いて、塩原議員3番目の質問にお答えします。

生涯学習基本構想についてのご質問でございます。

まず、朝日村生涯学習基本構想は平成13年に作成しております。次に、この基本構想の見直しですが、現在はまだ着手しておりません。今年度、村の教育大綱を策定したところであ

り、生涯学習基本構想までは手が回らなかったというのが正直なところでございます。

この生涯学習基本計画は、教育大綱のように策定義務が課せられているものではなく、市町村においては必ずつくらなくてはいけないというものではございません。また、第6次総合計画においては、生涯学習において具体的な方針や内容が明記されております。そうは申しましても、本村では前回基本構想を策定してから20年余がたっており、その間、社会の状況も大きく様変わりしております。生涯学習の在り方も実際と変わってきておりますので、必然的に見直しが必要であり、できるだけ早く見直しに着手したいと考えております。

ただ、先ほどお話しさせていただきましたが、生涯学習の大きな柱の1つである公民館活動の在り方の検討がその前に必要であります。来年度は公民館活動の方向性を確認しながら、生涯学習の在り方についても併せて研究をしていきたいと考えております。そして、再来年度には生涯学習基本構想についての見直しを考えております。

続いて、塩原議員4番目の質問にお答えをします。

教育振興基本計画の必要性についてのご質問でございます。

まず、教育振興基本計画については、教育基本法の第17条に規定されていますが、その2項において、地方公共団体は国の基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなくてはならないとしております。つまり、この教育振興基本計画は地方公共団体においては作成については努力義務であるとされています。努力義務であることから、現在、本村では教育振興基本計画の作成には至っておりません。

この教育振興基本計画は、教育の具体的な施策や取組について規定するものでありますが、本村では、この具体的な施策については第6次朝日村総合計画において教育、学術、文化等に関する施策の具体的な展開方法を定めております。また、今年まとめました教育大綱では、この総合計画を基礎として整合を図り、策定しているものでございます。

したがいまして、教育振興基本計画を今の段階で早急に策定する必要はないと考えております。ちなみに近隣の状況でございますが、当地区5村のうち、教育振興基本計画を策定しているのは山形村のみとなっております。

最後に、塩原議員の5番目の質問にお答えします。

情報公開についての現在の状況をどのように感じ、今後どのように対応するかというご質問でございます。

まず、法的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条において、教育委員会

会議を公開すること、また、議事録を作成し、公表するよう努めると規定されており、議事録公表は努力義務が課せられているところでございます。

本村においては、教育委員会は規定どおり公開とさせていただいているところであります。また、議事録もできる限り、迅速に公表に努めているところでございますが、議員ご指摘のとおり、現在は11月までの議事録が公表されているという状況です。遅れていることにつきましてはおわびを申し上げる次第であります。ただ、これは録音を起こす作業等、事務手続等の手間、労力が大変多い仕事のため、鋭意努力しているところでございますが、少ない職員数での対応が厳しいのが現状であります。

また、教育に関する事務管理及び執行状況の点検及び評価については議会に報告をいたしました。公表はしておりませんでした。早速公表をしたいと思っております。社会教育委員会の諮問と答申ですが、これは公表義務はございません。そこで村民の皆さんには公民館報で答申の内容についてお知らせをしているところであります。

情報公開は、村民の皆さん、住民の皆さんへの説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を執行することが原則であります。そのため、できる限り、遅滞なく公表すべきものについては公表してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 今、教育長が15分くらいご説明されましたね。私、自分の持ち時間がやっぱりありますので、今、私が求めているところがないなと思うところをご答弁されておりました。これから先のことはよろしくお願ひしたいと思っております。

今、いろんな計画のところは努力義務だからつくらなくていいみたいな、そんな感じでお話しされておりました。私、ちょっと調べたんですね。

県の教育委員会のホームページに、令和3年度市町村生涯学習推進体制の調査結果が公表されています。結論からいいますと、県下77の市町村のうち、生涯学習基本計画が策定されているのは66の教育委員会。残り11の教育委員会は計画がありません。朝日村はここにあるんです。それから、教育振興基本計画ですが、これは全国の自治体ですが、1,718の自治体のうち、策定済みが82.7%です。未策定が17.3%、朝日村はこの中にあります。

生涯学習基本計画、長野県下11の中に朝日村がある。教育振興基本計画、全国の中で83%がつくっているのに、うちはその中に入らない。これはなぜかなと思ったところです。確かに朝

日村は教育大綱をつくりました。でも、あそこには具体的なアクションプランはありません。何をどうしてどのようにして進めて、あの目指す姿になるのか。何にもないです。総合計画の中もそうです。よく見てみれば、そういうことになっています。それを決めていくのがこの計画なんですね。

そういうことでよろしいのでしょうか、その受け止め。この数字の受け止めと計画がないことで教育長、よろしいと思っているのかどうか、そこのご答弁をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 塩原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

計画がなくてよいということは全く考えておりません。計画していくことは事業を進める上で非常に大事な一番最初の部分でございますので、計画をきちっとつくって、それを執行していくということが事業の進め方になっていくかと思えます。そういった意味で、生涯学習基本構想につきましても、先ほど申し上げましたようにやはり見直しが必要だというふうに捉えております。できるだけ早めに着手をしたいと考えております。

また、教育振興基本計画につきましては、やはり私ども、教育大綱をつくる中でその大きな枠を、きちっとした方向性を出して示しておるところでございます。また、具体的内容につきましては総合計画、ここの中で示しているところであります。ですから、ある意味ではその2つで教育振興基本計画になるものだと私どもは捉えております。

しかし、教育振興基本計画は策定努力義務だということで、つくらなくていいということは考えておりません。また、その必要性を検討させていただきながら、今後の対応を考えさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 教育大綱をつくりました。昨年12月です。この大綱は本来でしたら第1次大綱が平成27年策定、平成31年3月が賞味期限です。本来でしたら、教育長が就任された令和元年度、これが切れ目のない仕事をされているということであれば、令和元年度策定なんです。でも、村の総合計画が令和2年度スタートでしたから、遅くとも令和2年度の大綱になるのが本来の筋だったし、多分ですが、教育長のミッションだったと思うんです。

ね。

それでもう1点です。そこのところをご答弁いただかなくてもいいです。私はそういうふうにちょっと考えるところです。

それで教育大綱なんですけれども、第6次があるから教育基本計画は要らないと、そんなような、ちょっと場合によっては考えなきゃ、検討するというようなことだったんですが、その2つだけで、教育基本計画というものをご覧になったことはありますか。どういうものなのか、その計画は知っていますか。

それで、教育大綱は教育基本計画、これの中に大綱の要素が入っていれば教育基本計画でもいいと言われるほど重要な計画です。これは社会教育行政を進めていくための大事な計画なんです。そこのところの認識を持っておられるのかどうかです。教育基本計画はそれだけ重要なものであるということ、取りあえずお伝えさせていただいておきます。

先ほど、私、答弁はいいと言いましたが、令和3年度の教育長任期があと3か月で終わるところでできた大綱なんです、本来だったら令和2年度の仕事だったじゃないのかと、そこのところのご答弁をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、塩原議員のご質問についてお答えをしたいと思います。

教育大綱については、前回の第1次教育大綱の期限が平成31年3月で切れるということでございまして、基本的には塩原議員が申し上げているとおり、令和元年に大綱を更新していくというのが通常のことかと思えます。そこのところで私の教育長としての仕事を本当はしていかなきゃいけないところでも、その仕事になかなか着手ができないので、つい翌年に回ってしまったというのが1つあります。そんなこともありまして大変申し訳なかったかなということを思います。

いずれにしても、教育大綱、現在定めさせていただきましたが、村民の皆さんのお声を聞きながら、充実した教育大綱にすることができたと、そんなふうに思っております。ご協力に感謝をしたいと思います。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 教育長、これはご存じでしょうか。今、公民館事業が停滞している。コロナでますますそれが加速している。分館長にちょっとヒアリングしました。コロナ禍で事業ができなくなったこの時間の中で、人とのつながりづくりのための公民館という命の部分、その部分に対する研修だとか、あるいは今回生きた教材だったんですが、入三分館のあの課題を十分協議したのかと伺いました。そして、たしか今年に入って分館長・主事会をやっていると思いますけれども、その中でアンケート結果に基づくと方向を示しましたけれども、あの3つの方向の内容について分館長・主事会ではどのように検討したのか、この2つを聞いたんですね。

そうしたら、まずアンケートですけれども、それは当然、分館長・主事会から出たアンケートの提案だったですから、会議の中で、この発言は分館長ですよ、その内容についてゼロから方向を決めていくのかと思ったら、もうできていたと。だから十分な意見も出なかったし、深い話し合いはなかったと。

それともう一つは、そういったコロナの中における公民館の命の肝の部分なんですけど、そういったことの話合いはなされたのかという話の中なんですけれども、来年度の事業計画もそうだったんですけども、もうほとんど決められている中で時間の短縮の中で会議が進み、そう深い議論には至らなかったという、そういうことでした。さらに言っていたのは、それほど熱いもの、結局、主催者側のほうの話だと思うんですが、そうしたものを受け止めるような、そんな会議ではなかったという、そういう話がありました。そうなってきますと、その会議の在り方そのものが問われるのかなと。

結局、分館長・主事会の皆さんにいかに意見を出してもらうための準備をどうしているかというところですね。例えば主事と公民館長が事前に意見を出してもらうためにどういう会議の運びにしていくのかとか、そういったところが大事なところなんですけれども、なされていたのかなと思うところです。いずれにしても、分館長たちは複数ですけれども、そういった意見がありました。

そうする中で、分館長たちの声の中に分館事業が非常にやりにくいという声があったんですね。それは分館運営の意識の中に、分館事業の存在価値を認められないという分館運営があるためになかなか事業が、思う事業ができないという。さらにこのコロナで、その希薄化が膨らんでいってしまっているということで、これは入三だけに限らないほかの分館にも影響のあることが起きていると。

そうした中、教育長、ちょっとあれなんです、中央教育審議会が答申した平成30年12月21日付の内容というものは、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興策というものが出ているんですが、こうしたものはお読みになったことはありますか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 中教審のその資料については、まだ目を通していなかったかと思えます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） これはどうしても見ていただきたい。教育長という立場であれば、こういった中教審の答申、これは地方教育行政法のところでどんどん変わっていく文科大臣の諮問機関です。世の中がどのように動いているかというのが中教審の答申の中でみんな見えます。私はちょっとそれをざっと見たんですけども、そしたら人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興策というものにヒットしました。

つまり、私がこれから言うことは、公民館はこういうことに取り組んできたんですかというところなんです。取り組んでこなかったがために公民館活動の中に大きく影響しているとしたら、やっぱりこういったことの情報をしっかり取るべきではないかと、それを言いたいわけです。

その中身です。人口減少、高齢化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、SDGsに向けた取組など持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域の運営に主体的に関わっていくことが重要である。誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要である。具体的には、楽しさをベースにした地域防災、健康長寿など、関心の高い学びのきっかけづくり、社会で孤立しがちな人に対してほかの課との連携した、例えば福祉とか住民福祉課とか、そうしたほかの課と連携した地域への出前的な取組、もう公民館講座はこういう方向に動いているんです。

さらに、地域の抱える課題について共に考える学びの場を住民に提供したり、分館研修のテーマとして実践している、こうしたことがやっぱり大事だと私は思うんですね。こうしたことをやってきていけば、入三分館をはじめ、ほかの分館活動に少なからず影響を与え、人

づくりやつながりづくり、地域づくりに結びついたんじゃないかと考えるところです。これは重要な視点だと思います。

こうしたことをやっぱり世の中の動きをキャッチしないで、先ほどから私が言っているのは、計画がない中で社会教育の事業を進めている、社会事業を進めている。羅針盤がないのと同じじゃないかと、そういうことなんです、申し上げたいことは。

こうした国の動きだとか、それから分館の活動のこと、社会教育委員の答申のこと、そうしたことは今、教育長の答弁の中では全部来年度からだとおっしゃいました。なぜ教育長の任期中にこういったことを一定のめどをつけるとかそうしたことは、理由はおっしゃっていましたが、大綱があったからということをおっしゃっていましたが、それを進めていくのも教育長の仕事じゃないですか。お願いします。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの塩原議員からのご質問にお答えしたいと思います。

教育振興基本計画あるいは生涯学習基本構想等、今、お話がありましたように計画がなければ羅針盤のない船が動いている、そういうようなお話もございましたが、確かにそのとおりでございますけれども、ただ、大きな方向性としては大綱を決めたり、あるいは総合計画の中で方向性を示させていただいておりますので、その方向で私はよいかというふうに思っております。

また、来年からの取組についても、今後の公民館活動あるいは生涯学習等についても、現在、公民館活動の在り方をまた検討していくというようなことも含めて、来年取り組んでいくという方向で進めておりますのでご理解をいただければありがたいと、そんなふうに思います。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 私の申し上げていることをもう一步進めて言いますと、今年、昨年度ですか、村は行革大綱をつくりました。大綱をつくりました。アクションプランも同時につくっています。それを評価検証する住民組織もつくっています。教育大綱も同じだということをお申し上げたいんです。そこをご理解いただきたいと思います。

保育園の課題について再質問します。

この質問は村民から聞いたものですが、実は村外からも指摘を受けたものです。原因が職場の環境にあるという情報でした。一刻も早い改善が必要と感じ、質問することにしました。

先ほどのご答弁で、1名の方が復職されるということでした。とてもよかったですと思います。新任保育士3人の状況報告を定例の教育委員会にはされていないということでした。この教育委員会の会議、これは教育長の権限にあります。法律では教育委員の皆さんは地域住民の声を反映するために任命されており、会議における教育長の在り方は委員によるチェック機能が発揮できる報告の時期、対象となる事項、こうしたものを実施するようにと書いてあります。さらに、これは教育委員会の規則に適切に定めろと書いてあります。うちの規則にはありますか。

教育委員会は執行機関であります。教育行政の重要事項や基本方針を決定する組織です。教育長は教育委員会の意思決定に基づき、この教育委員会の意思の決定に基づいて事務をつかさどり、その事務を支えるために教育委員会の事務局を置くと。私はなるほどな、そういう組織だったんだと改めて今回、勉強させていただきました。したがって、教育長は教育委員会の意思決定に反する事務執行はできないとされております。

先ほど、会議への報告がなされなかったと言いましたけれども、地域住民などの代表の意見を聞いて教育委員会の会議を開くとしたら、それは当然、報告義務ではないかと。これは私の知る人の話の中でそういったことの話がありました。

それで私のほうで申し上げたいのは、教育委員会の今回の保育所の関係における報告義務の件と合わせまして、保育所の現場の話なんですけれども、4月から新規採用の保育士も就くというふうなことを聞いております。お預かりする園児たちが元気で楽しい生活を送るためには職員の働く環境が最も大切だと考えるところです。

そこで、私の知人に県が設置した保育専門相談員がいます。この保育専門相談員とは保育士の質を上げる専門家です。その方が次のように言っています。

保育所の肝は、第1は保育士同士の信頼関係、第2は保育の質の向上で、質の向上とは担うべき人の配置と機能する職員集団であること、保育の要は主任の役割が大きいと、このように言います。また、新人の育成ですが、特に気をつけることは2つ。よいところは褒める、自信をつけさせながら伸ばす、この2つだと言っております。

こうした職場環境を整える権限は教育長にあります。先ほどのご答弁の中では、そこまで踏み込んだご答弁はございませんでした。再発防止とか改善に向けた考えをお聞かせくださ

い。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 塩原議員のただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

再発防止に向けた取組ということでございますが、先ほど申し上げましたように4月から
の新任職員がまた入ってまいります。また、そういった中で新任職員へのサポート体制の強
化、職員間の情報共有の在り方、また、正規職員、会計年度職員の仕事等のバランス、そこ
ら辺の組織強化を図りたいと申し上げたところでございます。

また、やはり保育園の先生方、私は一生懸命、職務に尽くしているというふうに思ってお
ります。子供たちに寄り添いながら日々の保育に当たってくれております。そういった意味
で、今回のような状況になってしまったということは、本当に私、先ほど申し上げましたよ
うに残念なことで責任を痛感しているところでございますけれども、これをやはり再発防止
に努めていくというような意味で、先ほどお話にもありましたけれども、保育士同士の信頼
関係の構築というのも非常に大きな大事な部分でございますので互いの、今現在、コロナ禍
で学年をきちっと分けながらの指導、保育に当たっておりますので、なかなか先生方のお互
いの情報共有とかあるいは交流というのができにくいというような体制でもあります。その
辺のところを再度見直させていただきながら、保育の互いの職員の交流、また、信頼関係の
構築に結びつけていきたいと、そんなふうに思っております。

いろんな意味で、これから4月からの保育園の職員の体制というのを見直しをかけさせて
いただくと、そんなことを思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） やっぱり根本的なところの原因がしっかりつかめない以上、この
ことは繰り返されるおそれがあると思います。答弁ができないとすれば求めませんけれども、
その根本的なところを、例えば教育長、全職員から聞き取りをして、何が起きているか、そ
このところをしっかりと対応いただきたいと思います。その上で4月からスタートすることに
備えていただきたいと。

そして、先生方が伸び伸びと仕事ができ、新しい職員を育てていってあげる。あるいは励

ましの言葉がすごく落ち込んだときに一筋の光になるような、そんな職場の環境を整えていただく。そのためには現場だけに任せるのではなくて、教育委員会、教育長ほか事務局のほうでやっぱり保育所に出向いて、どういう状況が起きているのか確認作業が必要だと思います。そんなことも繰り返しながら対応していただきたいと思います。

時間が来ましたので、私もそろそろまとめたいと思いますが、1つ、教育長、お願いがあります。お願いといいますか、今回、この仕事を全部やってきた中で、私が先ほど、法律の抜本的な改正があったと。抜本的な改正ですよ。地方教育行政法の改正です。このことについて文科省の通知が出ております。平成26年7月です。その内容をよくご覧になっていただきたいと思います。

私は先ほど、真っ先の質問のところで4項目掲げましたけれども、その内容のことについてももう一回おさらいというような意味でご覧になっていただき、そのことはぜひ教育委員会議で共有していただきたいと思います。

やはり朝日村の一番の中心になるのは教育委員会です。4名の委員の皆さん、これは地域住民の代表です。そこに教育長が構成員として入っております。その教育委員会が機能する会議になるためには、教育長のほうから会議を主宰していますので、そういう適時適切な情報が流されない限り、教育委員の皆さんは審議を深めることもできないんです。

それをするためには、私が先ほど申し上げた平成26年の文科省からの全国の県、ほかに通知された通知文がございますので、その内容を確認いただいて、どういうことが教育委員会の機能として求められているか、教育長として何を求められているか、大綱と総合教育会議だけじゃないんです。大事なところはそこにあります。そのところをよくご覧になっていただいて、そして近々に会議が開かれるようですね、その会議でもよろしいです。そういうものを指し示していただいて、皆さんで共有していただければと思います。

その通知の中に、教育委員の皆さんの研修が必要だと書いてあります。聞いてみますと、どうもあまり研修の場がないようであります。やっぱり研鑽を積んでいただかないと、私たちの大事な教育委員会ですので、委員の皆さんはとても熱いご意見を持っていらっしゃると思います。会議録を見ました。そしたら朝日村の社会教育はこの人員体制で大丈夫かというような意見も見ました。結局、幅広い分野の教育というところを担っているのに、事務局体制を心配しているわけなんですね。でも、それは令和2年だったような気がしましたけれども、そこから先、体制に変化はないですね。

もう一つ言わせてもらったら、山形村には社会教育主事がいるんです。教育長ほか1名で

す。朝日村は公民館主事はないと言っていました。こういう中で社会教育を今、進めているんですね。計画がない、人力的な体制がない、そして今に至っているという、とても残念なことだと思いますが、これからぜひそういったことをよく研究していただいて、間違いのない朝日村のための教育行政を執行していただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時11分

○議長（北村直樹君） ただいまより一般質問を再開いたします。

ここで、皆様にご報告いたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長いたします。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 1番、羽多野美映でございます。

私は2問の質問をしたいと思います。

1問目、住民への情報提供の在り方について。

先日、村では新型コロナウイルスオミクロン株の急速な感染拡大による第6波への対応として、2月の回覧板中止の決定をいたしました。このことに関しましては、中止の根拠について丁寧な回答をいただきましたが、今後の情報提供の在り方について、想定外の事象が起こった場合だけでなく、通常の生活においても誰もが情報を得ることができるような新たな発信方法を考える必要があるかと思えます。

今回の件につきまして質問すべきことを考えておりましたが、先日、村長の施政方針の中に挙げられていたため、質問の内容を改めて検討しました。村長が述べられた9つの公約に沿った新年度の重点施策の中で、第6番目として、行政の見える化として村の重要施策はどのようなものか村民の知りたいことが分かる、行政としてお知らせしたいことが分かる、その仕組みづくりが重要とおっしゃっておいりました。現在、朝日村では広報、回覧板、村ホームページ、告知放送、LINE、ケーブルテレビなどの手段で情報を発信しています。今後、ユーチューブなどの動画配信、ローカルFMなどの新しい情報媒体の活用検討と情報発信ツールの整理を行うとのことでした。

いずれにおいても情報発信の取組としては積極的なものと思われまます。しかし、村民の反応を見ると、これはデータ的に見ているものではございませんが、これらのツールを積極的に利用しているように思えないのが現状です。

そこで、以下の質問をいたします。

1、あらゆる受け手を考慮し、情報発信を実行しているにもかかわらず伝わらないのはなぜか。今後、それを分析し、データ化していく必要があると考えますが、いかがですか。

2、また、発信力が弱いという点では、村の独自性、自由な発想が表現されず、通り一遍の情報発信のために面白みに欠ける部分、これは聞き手の興味を引くというような方法という意味ですが、あると思われまます。どこにポイントを置いているのかを工夫した情報発信をすべきと思いますが、いかがですか。

3、今回、新型コロナウイルス感染予防に関する啓発活動について、長野県では阿部守一知事本人のメッセージが発信されました。残念ながら、朝日村ホームページにある村長の部屋を訪れると、更新日は2019年8月17日となっております。メディアを利用したメッセージや動画の発信も今後、村長自身が積極的に行っていく必要があり、村長が村民にとって身近な存在であるための情報発信を模索する必要があると思われまますが、いかがですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めまます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから羽多野議員の住民への情報提供の在り方についてのご質問でございますけれども、1つ目と2つ目のほうの回答をさせていただきます。思います。

まず最初に、あらゆる受け手を考慮し、情報発信を実行しているのにもかかわらず伝わら

ないのはなぜか。今後、それを分析し、データ化していく必要があると考えますが、いかがですかという内容のご質問でございます。

当村の行政情報の発信につきましては、広報、回覧板、ホームページ、告知放送、ケーブルテレビ等で発信をしており、行政情報の発信を行っているツールはほかの市町村に比べても多い状況でございます。また、村民の皆さんの情報発信に対する満足度といたしましては、3年前、第6次総合計画策定時に行いました村民アンケートでは、行政情報を十分に入手できていると感じますかとの問いに、十分に入手できている、ある程度入手できているとする人の割合は60.6%で、全く入手できていない、あまり入手できていないとする人の割合は31%となっておりますので、村民の皆さんにはある程度、村の情報は伝わっている状況にあると思います。

また、ホームページのアクセス数につきましても、平成30年度は年間25万件の実績でしたが、現在は47万件と約2倍に増加してきている状況にあります。これらは村民の皆さんがホームページから行政情報を取得する機会が増加している状況にあると思います。

また、昨年からは新たな行政情報の発信ツールとして運用を開始しましたメール配信につきましては現在194名、公式LINEにつきましては現在443名が登録を行っている状況でございます。こうした中、本年度はユーチューブによりまして、議会本会議の様子を試行的に情報発信する予定でございます。

こうしたインターネットの普及やICTの変化により、情報発信のデジタル化が大きく進展しまして、これまで紙媒体での行政情報の発信に加え、電子媒体のツールも増えてきていることから、それぞれの媒体を同等に扱うのではなく、どの媒体で誰に何を伝えるのかを整理し、効率的な運用を図ることが必要な時期になってきていると思いますので、今後、アンケート結果や登録者の状況、そういったものを分析しまして、情報発信の整理、見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、お願いしたいと思っております。

続きまして、2つ目のご質問でございます。発信力が弱いという部分で、今後、工夫した情報発信をすべきではないかというご質問でございます。

独自性、また自由な発想の部分による情報発信という部分では、特に広報とか回覧板によるものがあるのではないかと思います。特に広報につきましては年4回の発行のため、各担当で住民の皆さんにお伝えするお知らせの情報が多くなっている状況でございます。また、あまり紙面を増やすと読んでいただけないということもありまして、特に村民の皆さんが知りたい特集的な記事が少なくなっているような状況にあると思います。ちょっとそういう部

分で面白くないとか、村の自由な発想とかそういったものが情報発信できていないのかなという状況にあると思います。

また、現在、広報紙に掲載したお知らせを回覧板で行いまして、さらに告知放送と三重の方法で住民の皆さんにお知らせしている状況も多く、お知らせのような情報については回覧板と告知放送と行き、広報紙等につきましては村民の皆さんが知りたい、行政として伝えたい村の独自性のある特集記事のようなものを掲載する、そういった見直しも必要になってきていると思います。

また、広報あさひにつきましては、紙面の構成やデザインが長い期間、変更されていないということもございまして、この点につきましては、現在、広報企画委員会議によりまして、新年度から広報あさひについては新しい紙面構成、デザイン等にしていきたいということで見直しを進めているところでございます。

また、羽多野議員からお話のありました表現だとか説得力、ポイント等につきましては、今後、広報企画委員会を中心に内部のほうでも検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 羽多野議員のご質問にお答えいたします。

最初に、いろいろご指摘をいただきありがとうございます。今、課長のほうで答えた内容と若干かぶるかもしれませんが、私の思いをお伝えいたしたいと思います。

まず最初に、今、話をしたとおり、非常に多くの媒体を使って情報発信をしています。これがもしかしたら多過ぎるのかなというような気も最近しておりまして、ちょっとアイデアを言っていましたけれども、特徴的なものに絞って、より具体的に発信するという方法を模索したいというのがまず最初です。

どういうことかといいますと、回覧板を見なくてもまたは情報が何もなくても暮らしていけるんです。ですから、もし知りたいことはどこを見たらいいのかということですね。それと今、村は何を俺たちにお知らせしたいんだろうというこの2つの観点で、もしかしたらもう媒体は回覧板とホームページ、この2つだけにしますと言ってもいいのかもしれませんが、知りたいところがいっぱいあり過ぎるもので逆に戸惑っちゃう。そんなことも1つとしてあるのかなんていうことを最近思っています。

でも私、一番都合のいいのがLINEのお通知メール、あれは毎日、ピポッとといえば、ああLINEが来た、村から来た、明日はごみの出す日だな、あれは非常に便利だと思っています。ですから、そんなような、先ほど議員のほうでもおっしゃっていましたが、特徴あるそういったもののコンテンツの開発をしていくことが今、大事なのかなというふうに思っています。

ですから、本当に数えたら、全部の媒体を使って発信をしていますから、何かやっぱり総花的で、どこを見たらいいのか分からんようなふうになっちゃっている可能性もあるかなというふうに思っています。数撃ちや当たるというようなことで今やっています。ですから、そこをもうちょっと整理する必要があるというのが1つ。

それと私からの情報発信という件ですが、村長の部屋というところを確かに更新したのはいつだったのかなと思うくらいなんです。それで、大事なのは今、SNSばかりで、首長さんの中でもいろいろ自分で毎日のようにSNSで情報発信している方もおりますし、私は一切、それはやっていません。ですから、その辺はSNSをどうやって使いこなすかという、いろんなことの人々の思いでありますから、それはそれとしましても村長の部屋のコンテンツの見直しというのは私、大事だと思いましたので、これはSNS的に自分のことだけ発信するというコンテンツじゃないと私は思っていますので、必要なところを村長の部屋でどういった情報発信をするかというのはまた内部でもんで、そしてあそこをうまくどうしたらいいのかということ併せて検討してまいりたいというふうに思っております。

そういったことで、今、村は何を俺たちにお知らせしようとしているかというときにまず見に行く場所が分かる、そして、あれはどうなっているのかと知りたいときに見に行く場所が分かる、もうこの2つくらいのコンテンツでいくのが本当は一番いいのかとも思っております。

そんなことで、いろいろこれからもまた研究を重ねてまいりますので、もしかしたら整理整頓して少なくなるかもしれません。もうやり切れないところまで来ていますので。ですから、そんなことも視野に入れながら今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 新しい情報手段を用いるということだけであたかもよい取組をして

いるような感覚に陥らないためにも、きちんと使いこなせる職員を配置するということが大切かと思えます。現在、LINEやホームページなどはどなたが行っているのか教えていただきたいと思えます。

それから、LINEに関してですけれども、私も利用させていただいています。ごみの通知は非常に便利で、あそこの中に例えば、私の場合は告知放送を聞く時間がなくて聞かれないものですから、その告知放送が文章で入ってきたら空いた時間に読めるのになというふうにも思ったりもします。そのような形で新しい情報発信の手段を組み合わせるというような方法もあるのではないかと思えます。

それから、村長の部屋に関してですが、早急に対応、対策をしていただきたいと思えます。それはなぜかといいますと、やはり更新日が2019年、見るたびに2019年、これは見る側にとってはとても残念で、イメージがとても悪いものだと思いますので、今後、早急に対応していただきたいと思えます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員の2回目のご質問でございますけれども、私のほうからホームページ、LINE等の作成している職員体制についてお話をさせていただきます。

ホームページ、LINE、それとメールの配信サービスにつきましては、職員が自分の机の上のパソコンから更新等ができるようになっておりまして、全職員がそういった作業ができるようになっておりまして、全職員が必要なホームページ等につきましては更新等、新規のページ等を作成いたしまして、その作ったものを課長が承認をしまして、課長が承認したところでホームページのほうに掲載されるような仕組みになっております。

ですので、全体的な管理は行っておりませんので、各課で課長が責任を持って情報については発信をしていくというような形になっておりますので、お願いをしたいと思います。

あと、先ほど羽多野議員からご提案がありました告知放送の文面等をそちらのほうに掲載していくということについては、また今後検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと村長のホームページの部分でございますけれども、比較的、ああいったところの村長の挨拶では、どちらかというと村の紹介みたいな形で掲載されていることがありまして、

長期間にわたって同じような文面になってしまっておりますので、それも早急に見直しをさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 先ほど、塩原議員の質問に関連し、ホームページの情報公開が遅れている部分があるというやり取りがございました。その部分で仕事量が間に合わないとか職員の方が負担になっている部分というのはないのか、あるのかということを知りたくております。

というのも私、議員モニターをやっているときに、議会の進行状況を知りたくてホームページをのぞくんですが、なかなか更新されずに定例会の内容が分からないということがございました。やはり情報をできるだけ早くというスピード感を持ってということもあるんですけども、情報の量が多過ぎて発信する負荷がかかるといいますか、仕事量が多いために職員に負担になっている。それを文章化したりとか映像化したりとか、伝えられるような形にして発信するということが手間が負担になっていないかどうか。負担になっているとすれば、その職員配置を専門的な部署にするとか負担にならない、ふだんの日常の職務に負担にならない方法で情報発信もなおかつできる、村民の方に情報を伝えるというシステムづくりというのは、今後検討されるかどうかということをお教えください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） 人事、組織の関係になりますので私のほうから答弁をさせていただきます。

ホームページの掲載というのはやっぱり遅れている項目というのがありまして、先ほど、教育長からも申し上げたとおり、会議の議事録なんかはやっぱり起こすのに時間がかかりますので、どうしてもアップに時間がかかります。羽多野議員おっしゃった議会の議事録、こういうのもやはり時間がかかりますので、全協の議事録なんかは特に職員が一から起こしておりますので、時間がかかっております。

そうしたことに対応するために、総務課のほうでは会議録システムに自動文字起こしのシ

システムを入れてみたりとか、あるいは議会事務局は今、総務課の職員が1人兼務で入っているわけなんですけれども、そういったところを新年度は兼務を解消できればいいなというふうに思っております。そのような形で、議事録の作成についてはできるだけ今よりも早く対応できるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 会議録のシステムなどを使って文字起こしをしているとのことですが、更新をする時間と期日などの目標を決めていただいて、ここまでアップをするというように、この議事録はどのぐらいかかったけれども、今回の議事録は早かったとかそういうばらつきがあっても、やはりホームページを見る側にとってはいつも安定的に情報が発信されないという印象があると思いますので、そこの目標設定も含めて、今年度中にやっていただきたいと思います。

それから、これらの新しい情報手段が利用できない村民へどう対応するかということが、新しい情報発信に加えてさらに重要だと考えます。回覧板を楽しみにしている方がいる一方で、体の調子が悪いためにそれを回すことができないという方もいらっしゃいます。こうした方々を考慮に入れずに新たな発信方法を模索することは無責任かと思えます。

先ほど、LINEのことも提案しましたが、告知放送を文字化して配信するとか、回覧板の内容の静止画像を流すなど、親しみのある従来の方法を残しつつ、多くの村民がやり取りできる方法を考えるべきだと思います。これらの提案についてどうお考えですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今回の提案についてどう思われますかと、急に聞いた提案でありますので、それも含めて全体的に今後検討してまいります。

人、千差万別でして、例えばうちの年寄りには耳が聞こえないもので告知放送は駄目です。そしてテレビのほうも目がかすむだとか、やっぱり大きな字で書いたものでないと駄目だとか、もう本当に個人個人の状態によって違いますから、そういったところを踏まえて、こういったことが大勢に伝わるかということ再度研究してまいりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 村長の区切りとなる今年度中に、世代交代に対応できる情報発信の整備を早急に行うように努力していただきたいと思います。

いろいろな手段を組み合わせる、新しいものを模索する、こういったことでいつでも簡単に手元に情報が届く環境を早急に整備していただきたいと思います。

これで1問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 2問目、全村民が参加する村政を目指す投票率向上の取組について。

先日15日に告示されました朝日村議会補欠選挙におきましては、欠員2のところ4人の立候補があり、2011年以来、10年ぶりの村議選となりましたが、全体の投票率は56.28%でした。この数字は2021年10月31日の衆議院議員総選挙の朝日村の投票率である57.92%を下回ります。参考データとして、国政選挙では2019年の参議院選、2021年の衆議院総選挙区及び比例代表、いずれにおいても東筑摩郡内では常に最低の投票率を示しています。

今回の補欠選挙におきましては、投開票日前夜からの降雪も大きな影響があったという見解もありますが、調べてみると晴天だった場合、逆に外出が増える傾向があり、投票所に行かないために投票率が低いというデータもありますし、期日前投票ができるようになってからは、当日の天気によって左右される可能性が小さくなってきているともいわれています。

これを踏まえ、以下の点で質問します。

1、投票率が低いということは住民の声が届きにくくなり、特に地方では固定票により政治に偏りが出ると考えますが、このことについて選挙管理委員会ではどう受け止められておられるか考えをお伺いします。

2、補欠選挙が行われることは1月5日付の市民タイムズで報道されました。このことを受けて、選挙管理委員会では投票率を上げるための周知活動をどのように行ってきたかお聞かせください。

3、東筑摩郡の中で筑北村の投票率は常にトップであり、2021年の衆院選に至っては80%

近くの投票率を誇ります。お年寄りの利便性を目的とした移動投票所を設けるなど、積極的に投票率を上げる取組がうかがえます。2021年10月24日付の信濃毎日新聞では、松本市でも若者の投票率、お年寄りの利便性を目的とした移動期日前投票所を開設したという記事がありました。移動投票所の設置について村ではどう考えているか、また、今後開設する予定があるかお聞かせください。

4、平成28年に18歳選挙権が開始となりました。世界の9割の地域が選挙権年齢を18歳以上と定めている中、デンマークでは若手の投票率が80%を超えるそうです。朝日村では年齢別に比較しますと、18歳、19歳では49.15%であるのに対し、20代の投票率は30%台と非常に低くなっています。選挙権年齢の引下げにより、若い世代が村政に関心を持つためにどう働きかけをしているかお聞かせください。

5、若い世代の投票率を上げるということについては、啓発活動として小・中学校で出前講座をするなどの取組を積極的に行うべきと思いますが、いかがでしょうか。このことにより、若い世代が朝日村に対する興味、関心を強くする、村に対する意識を高めるきっかけづくりができると考えますが、選挙管理委員会、教育委員会双方のご意見をお伺いします。

6、最後に、コロナ禍における選挙活動においては、できるだけ人を集めない方法で、どのように立候補者の考えを伝えるかでいずれの候補者も苦慮したと思います。それぞれの創意工夫により伝え方は様々ですが、基本的な部分で公平、公正に立候補者の考えを伝えることは重要で、これは有権者の知る権利でもあります。

そこで、今後は立候補予定者の公開討論会の開催について検討する必要があると考えます。公職選挙法で廃止になった立会演説会の側面を持ちますから、開催方法としては今後検討すべきですが、地方紙、地方ケーブルテレビ、インターネットの情報ツールを用いて、直接会場に行かずに討論の様子を見ることができるとするのは、候補者の質も高めることと有権者の意識を高め、村政に責任を持つという意味で大きな役割を持つのではないのでしょうか。

全国的に見ても、公開討論会の開催数は徐々に増えているところではありますが、開催については中立的な立場の主催者が公正なルールの下、公平な発信を促すなど慎重な対応も必要になってきます。このことを踏まえ、今後、集会を開かない方法で候補者を広く周知する活動について検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

村澤選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 村澤由人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（村澤由人君） 羽多野議員の質問にお答えします。

初めに、政治を考える上で、自由な投票により自分の意思を表明することは大変重要なことだと思っております。現状について選挙管理委員会はどう受け止めているかというご質問ではありますが、議員のご指摘のとおり、当村では東筑摩郡内で最下位であります。そのときの社会情勢、政治的課題、有権者の意識等、様々な要因が考えられますが、選挙は民主主義の根幹であり、多くの有権者の意思を反映すべきことだと思っております。投票率の低さは大変残念であり、深く憂慮しているところです。投票率の向上は重要な課題だと考えております。

次に、補欠選挙における周知活動についてどのようにやったかというお尋ねでございますので、お答えいたします。

今回の欠員2名を発生したという連絡を議会からいただいたのは1月4日でございます。それで1月7日の金曜日午後30分より委員会を開催し、選挙期日を決定いたしました。

投票率を上げるための周知活動とご質問ですが、補欠選挙の期日を知らせるに当たって、有権者の世帯へ入場券を発送し、そのほか告知放送、村のホームページにおいて周知活動を行ってまいりました。回覧板はまん延防止等重点措置の期間でありましたので配付できませんでしたので、告知放送による周知を重点的に行ってまいりました。

次の近隣の移動投票所の取組についてお聞きされて、我が村でもやるのかやらないのかという質問でございますが、筑北村は投票所の統廃合、松本市においても統廃合があり、中山間地域の投票所までの移動が確保できないとの声があり、また、議会からの提言があったとお聞きしております。

期日前投票所の移動投票所の開設は、投票率を上げるための取組についてというよりも投票の機会の確保につながっていると思っております。移動投票所の設置に当たりましては、期日前投票所を開きながら別の場所で投票所を開くということになりますので、村の場合ですと、村役場に期日前投票所があつて、そのほかにまた移動投票所を開設するということになります。投票管理者、立会人、事務従事者の確保と設備の整備も必要になり、さらに投票に際して選挙人名簿との照合においてですが、電話、要するに通信インフラがあるところかどうかというようなことから始まって、どこにしたらいいかということの課題等もあります。

この開設の予定があるかというご質問でございますが、現在のところ、考えておりません。しかし、投票の機会を確保するという観点からは、将来に向けて1つの案だと考えております。

4番ですが、若い世代が村政に関心を持つためにどのような働きをしているかというようにお尋ねでございますが、若い世代に関心を持つためにどのような働きをしたらいいかということは、若い世代と全世代に通じて難しい問題だと思います。現在、18歳、19歳、20代の若い世代をターゲットに期日前と選挙当日の立会人の公募を行ってきました。

また、選挙に関する広報を含める前に、選挙とはどういうことだということを目で見てもらうために、立会人ということは非常に大事な、身にしみて、選挙というものはいかに公平で、いかに正確で、いかにミスがないようにやっているなということを知らしめるために非常に重要なことだと思っております。

また、成人式での呼びかけは、二十歳からの選挙権が18歳になりまして、成人式との誤差というか、差がありましたもので、18歳に下がってからは成人式で選挙管理委員長が推奨するとか、選挙について若い人に何か語りかけるということは中止いたしました。その代わりに、選挙に対するパンフレットを配布しております。

若い人が積極的に政治に参加することが期待されております。選挙委員会としましても、機会をもって啓発活動に努めてまいりたいと思います。

5番にあります若い世代の投票率を上げるということについてでございますが、委員会は朝日小学校へは毎年明るい選挙啓発ポスターコンクールへの作品の応募を呼びかけ、児童会選挙への投票箱の貸出しを行っております。

ポスター作成に当たっては、学校で学んだ政治や選挙を広く伝えるために先生や保護者と一緒に学習しなければ上手なポスターはできないと思います。政治や選挙に関心を持ち、積極的に応募していただくことを期待しております。現実には応募していただいております。

それから、児童会選挙というものがあるそうですが、それに対して委員会として投票箱の実物をお貸ししております。

その次に、ご指摘の出前講座につきましては、教育委員会と小学校と連携して取り組んでいくことを模索しておりますが、今、まだ現実には行っておりません。中学校の出前講座につきましては教育委員会の管理市の松本市に検討を依頼して、これから依頼していく所存でございます。

6番目ですが、コロナ禍においてたくさんの方がいろいろ病んだり、いろいろした中で、立候補者の本音というか、素顔というか、そういうものをお伝えするにはどうしたらいいかというようなご質問でございますが、集会という言葉の中で、私が考えるにこの集会は個人演説会のことだと思います。

というのは、ここにいろいろ書いてありますが、公職選挙法では個人演説会以外、立会演説会とかあいうものに対して選挙管理委員会は一切タッチできませんし、推奨もできません、という法律になっておりますので、個人演説会に対してのお答えをしたいと思います。

個人演説会は選挙運動ということで、特定の選挙について特定の候補者の当選を目的とし、投票または投票を得ようというために、直接または間接に選挙人をお願いする有利な行為でありますので、告示期間を長くすれば長くするほど村民には伝わるとは思いますが、現実には5日しかありません。その中でいかに知らせるかということですが、公示される前からは候補者をオープンというか、この人が事前審査に来ましたよということとは言えない、しゃべれない、言わない。だから5日間しかありません。ポスターの掲示場の設置、選挙公報の発行は法令に基づいてやりましたが、実施に努めていることにおいて非常に業者の方にも大変なご苦勞を願って、実施できたのを感謝したいと思います。

選挙委員会で、ここにあります立会演説会とか公開討論をできるかできないかということは、今後の法律の解釈の仕方か法律の改正を待つよりほかないと思いますので、今のところ、開かない方法での候補者を広くやるために、立会演説会とか公開討論会ということは考えていませんというような言い方は悪いですが、できませんので、できるできないというお答えは避けたいと思います。

大体、以上、そんなところですが、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私のほうからは、羽多野議員の5番目の質問に付け加えてお答えをさせていただきます。

若い世代の投票率を上げることについての取組についてのご質問だと思います。若い世代の投票率を上げることの重要性は以前より叫ばれている課題であります。選挙権年齢が18歳に引き下げられた平成28年7月以降も我が国の投票率は低い状況が続いております。

子供たちに自らが主権者としての自覚を持って、よりよい社会形成に参画していくための資質や能力の育成を図っていく教育を主権者教育と呼んでおりますが、現在、主権者教育を行っているのは主には高校あるいは中学校が中心でございます。小学校段階では主に社会科で水道あるいは消防学習、防災学習などの地方自治、国の政治の学習の中で行われているのが現状でございます。

朝日小学校では、これまで地域の皆さんのお力をお借りして、コミュニティ・スクールの

事業を行ってまいりましたが、今年はその仕組みをさらに推し進めて、より地域と学校と密接に学校教育を進めていくという新たなコミュニティ・スクールを立ち上げております。そこで、子供たちが朝日村に対する関心を高め、また、朝日村に対する意識を持っていくという学習ができれば大変すばらしいことだと思います。

先ほど委員長のおっしゃるとおり、今後は選挙管理委員会が中心になりながら、学校と連携した出前講座などの取組が模索されていくことによって、子供たちの朝日村やあるいは政治への関心を高めることにつながればよいかと私は思っております。

私からは以上であります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 先ほどの選挙管理委員長からのお答えですが、残念ながらちょっと時間がないので、いろいろと質問したいことがたくさんあるんですけども、今回はできないかと思えます。

私が知りたかった答えは残念ながらありませんでした。1つ疑問に思ったんですけども、1月9日の成人式において、選挙の期日が既に決まっているのにもかかわらず、明るい選挙の通知を出したということのみで、選挙があります、投票をすることに意義がありますといったような内容の働きかけ、選挙管理委員会はそういった周知活動というのは積極的に行っていくべきかと思えますけれども、それも含めて、全てにおいて何か決まっていることをしているのみのように私には感じられました。

これは朝日村に対する郷土愛、政治に対する関心を高めるために、朝日村独自の投票率を上げるための取組を今後、選挙管理委員会ではしていく必要があるのではないかと思います。積極的にこの方法について模索していただいて、活動していただきたいと思えます。

それから、主権者教育に関してですが、これはやはり年齢が高い高校、大学生というところが中心になってくるかとは思いますが、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根づく子供たちを育てる地域振興、地域創生の観点からも、小さい頃からの子供への教育は非常に重要なことと考えます。

そして、子供は変化するものに対して非常に興味を持ちます。というのは、自分が働きかけたことが変わるということに非常に印象を深く持つと私は考えています。自分から、自ら発信することがどういうふうに関りに影響を与えていくのか、そういったことを小さい頃か

ら社会と関わることで、自分が関わっていくとどう変わるのかという体験を地域を挙げて、学校を挙げてしていくということが今後の教育活動にも重要かと思います。

選挙に関しての問いは、教育だけでなく、私たちの社会活動に関しても重要な問題でした。今後、この取組を村の特徴を生かした方法で進めることによって、明るい村づくりになると期待して今回の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） これで羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 良 二 君

○議長（北村直樹君） 次に、2番、高橋良二議員。

高橋良二議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

私は1問だけ質問をさせていただきます。

移住婚について。ある新聞の一面が目にとまりました。朝日村の移住婚事業、都市部の男女に移住先と結婚相手を同時に紹介する。昨年10月から1月下旬までの約4か月で県外から18人の申込みがあった。一方、村内からの申込みはたったの4人です。

県外から申し込んだ18人は東京、神奈川、大阪など、20歳から49歳で、女性15人、男性3人とのことです。スキーや登山が好き、自然を感じながらパートナーと生活したい、移住生活は1人よりパートナーがいたほうが楽しそうといった理由です。一方、村内からの申込みは30代から40代の男性4人、成立したカップルはまだないとのことです。

そこでお尋ねします。

都市部の男女18名は村内に来たことがあるのでしょうか。また、来たとしたらどのような感想を持ったのか、どのようなイベントを行ったのかお聞きします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、高橋議員の移住婚のご質問にお答えをさせていただきます。

この移住婚でございますけれども、都市部から地方に移住を希望する独身者に結婚相手と移住先を同時にサポートする取組でございます。このサービスにつきましては、東京でございます一般社団法人日本婚活支援協会が提供しているものでございまして、当村につきましては移住婚の受入れ自治体として昨年10月に登録をしております。受入れ自治体につきましては、現在、全国で7市町村となっております。県内では当村のほかに駒ヶ根市と山ノ内町が登録をしている状況です。

この移住婚の流れとしましては、東京の婚活支援協会がホームページで移住婚の募集、受付を行い、応募者の情報を受入れ先の自治体に紹介をしています。朝日村では地域おこし協力隊の信時隊員が担当として開設している婚活支援センター結日m u s u b iがこの情報の受付窓口となりまして、婚活支援協会から紹介をいただいた応募者と連絡を取って、本人のプロフィールを作成いたします。そのプロフィールを村内の登録者に紹介をする仕組みとなっております。お互いの希望が合えば、村の婚活支援センターが仲介役となりまして、オンライン面談または直接お見合いを行う仕組みになります。ですので、特にイベントを行うようなことはございません。

現在、東京や神奈川、大阪などの都市部を中心に全国の20代から40代の女性、高橋議員が新聞をご覧になったときは18名でございましたけれども、現在は24名となっております。内訳は女性が21名、男性が3名でございます。皆さん、朝日村への移住と朝日村民との結婚を希望されている状況です。

当村に移住婚を希望されている方は、先ほどもございましたスノーボードや登山が好きで、自然を感じながらパートナーと生活したい、移住生活は1人よりパートナーがいたほうが楽しそうといった理由のようでございます。

応募者の多くは、応募の申請ページにある受入れ自治体の紹介ページやその市町村のホームページ、移住サイト等を見て、移住婚の受入れ先を決めていることが多いと思いますので、朝日村に直接来られているかどうかというのは不明でございます。ただ、先日、当村を移住先として希望されている神奈川県40代の女性でございますけれども、朝日村がどんなところか実際に訪ねてこられたようでございます。村内をぐるっと状況を見られて、改めて朝日村への移住の思いを強くされていたようでございます。

一方、残念ながら、先ほどもございました当村の登録者が現在、30から40代の男性4名のみとなっている状況です。昨年10月にこの移住婚の受入れ団体として登録した後、村内に回覧板での周知、また、朝日村消防団を通じたチラシの配布、それと村内の事業所へチラシを

配布して呼びかけを行っておりますけれども、登録者につきましては伸び悩んでいる状況でございます。対象者は20代から40代の男女で、今後も引き続き登録していただけるよう呼びかけを行ってまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 20代から40代の方4名ということでありましてけれども、この方たちのほかにおりますよね。その方たちにはどういう連絡、電話とかそういう手段は選ばなかったんですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） 村内の登録者の呼びかけにつきましては、先ほどもご案内させていただきました回覧板での周知、それと消防団を通じたチラシの配布、それと村内事業所へのチラシの配布ということで、昨年10月に登録してからまだ半年もたっていないものですから、取りあえずそういった形で呼びかけを行っています。

村内の独身者の名簿とかそういった情報は婚活支援センターでも持っていないものですから、取りあえず全村的に呼びかけ、特に独身の方がおられると思われる事業所とか消防団とかに声をかけさせていただいている、そんな状況でございますけれども、希望されている方たちが多い状況がありますので、村内の登録者をどうにか増やしていきたいということで、これからちょっといろいろまた方法を探っていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 高橋良二議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 先ほどから伺いましたけれども、ホームページとか回覧板または消防団というところに告知というか、お知らせをしているという、そんなことでありますし、オンラインでの開催ということでありましたので、朝日村の現状を見てもらうこともなかなかかなわなかったわけですがけれども、できたら1回くらいは朝日村に来ていただいて、実際を見てもらうのが一番だと思うんです。そこでまた違った面のやつが浮かぶかもしれませんので、ぜひそんなところを次回は企画をしていただいて、私の質問は終わりにします。

○議長（北村直樹君） これで高橋良二議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時12分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年朝日村議会3月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和4年3月18日(金)午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで及び議案第1号から議案第38号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第4 議案第39号 課設置条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第40号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第41号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第9 議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の議案提案説明
- 第10 議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の議案内容説明
- 第11 議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の質疑、討論、採決
- 第12 議員派遣について
- 第13 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君

10番 塩原 智恵美 君

11番 北村 直樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小林 弘幸 君	副 村 長	小池 貴浩 君
教 育 長	百瀬 司郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩原 康視 君
企画財政課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 浩充 君
建設環境課長	大池 守 君	産業振興課長	清沢 光寿 君
教 育 次 長	上條 靖尚 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	上條 裕子 君	書 記	石田 和香 君
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時19分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 羽多野 美 映 議員

2番 高 橋 良 二 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで
及び議案第1号から議案第38号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第3、発委第1号から発委第3号まで並びに承認第1号から承認第3号まで及び議案第1号から議案第38号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、発委第1号 議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発委第1号は可決されました。

次に、発委第2号 朝日村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発委第2号は可決されました。

次に、発委第3号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発委第3号は可決されました。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度朝日村一般会計補正予算（第10号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度朝日村一般会計補正予算（第11号）について）を議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、議案第1号 朝日村土地改良事業負担金賦課徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度朝日村例規内容見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 朝日村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 朝日村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 朝日村県営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 担い手研修施設（かたろう舎）設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 朝日村女性・若者等活動促進施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 朝日村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鳥飼いの清水休憩所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 朝日村スクールバス設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 朝日村農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 西洗馬集荷所トイレ施設設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第12号）についてを議題としま

す。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和4年度朝日村一般会計予算についてを議題とします。
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

羽多野議員。

○1番（羽多野美映君） 議案第32号に対する附帯決議案を提出したいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいま羽多野美映議員から、議案第32号 令和4年度朝日村一般会計予算に対する附帯決議案が提出されました。

朝日村会議規則第14条第1項の規定により、附帯決議案は成立しました。

附帯決議案の提案理由の説明を求めます。

これより附帯決議案を配付させます。

〔附帯決議案配付〕

○議長（北村直樹君） 羽多野美映議員、登壇し、附帯決議案の説明を求めます。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 附帯決議案についてご説明申し上げます。

理由。

「小学校給食費無償化事業」及び「高校生通学費支援事業」の開始が、村の財政負担にならない執行方法とするため、教育委員会をはじめ議会が十分な熟議を行い、双方ともに理解の上執行することを求めるもの。

議案第32号 令和4年度朝日村一般会計予算に対する附帯決議（案）。

朝日村は令和2年3月に第2期子ども子育て支援事業計画を策定しました。子どもは次の時代を担う大切な存在であり、子どもを育てることは未来の朝日村の活力になることは言う

までもありません。村全体で子どもを守り育てることの重要性は十分認識するところです。

ただいま、令和4年度当初予算が可決されました。「小学校給食費無償化事業」と「高校生通学費支援事業」は令和4年度から新たに始まる事業で、2つの事業費は合わせて1,659万円です。今後、毎年実施することが予想され、10年間では1億6,590万円の予算が必要となります。可決された予算ではありますが、議会での説明は昨年12月に一度あったのみでした。3月議会に提案されましたが、議員の中には事業には賛成こそすれ、今後の執行方法等を十分に議論する余地があり、理解を深める必要があるという声があります。よって下記の点に留意し、適切な対応を求めるものであります。

記

1 財政負担の考慮

(1) 今後10年間に教育機関は、村の公共施設中・長期計画によると約10億円の老朽化による改修工事が予定されている。その先10年は一部建て替え計画となる。(詳細は以下①～④の通り)

(2) インフラの主たるものとして水道事業の老朽化対策。今後10年間で約15億円。(詳細は①、②)

(3) その他、下水道、道路、橋等、老朽化対策工事が計画されている。

上記事業は、村民生活のために必ず実施するものである。ロシアのような地政学的リスクなどの世界経済情勢の影響の中で事業予算は大きく増加することも懸念される。そしてさらにこの10年の計画の中には自然災害等突発的な事象に対する緊急の事業費はこの財政計画の中には未計上である。一方では人口減少による税収減は確実である。さらに10年後から先の財政計画は未確定である。こうした不確実性の中で令和4年度から取り組む補助事業に対しては慎重に対応することが求められる。

2 税金の使い方の公平性

小学校給食費無償化事業および高校生通学費支援事業は一律の補助である。一方、国はコロナ禍による子育て世帯(高校生まで)への支援は基準を設けて実施している。ひとり親世帯、非課税世帯、障害児世帯、生活急変世帯等である。こうした基準にもとづく補助金の在り方を検討する必要がある。

3 以上のことから予算を執行する前に1、2の留意事項を視点とした執行方法を、教育委員会、議会がそれぞれ早期に熟議検討し、最善策を目指し一本化する。

以上決議する。

令和4年3月18日、朝日村議会。

○議長（北村直樹君） お諮りします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので、省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定しました。

これから、羽多野美映議員から発議のありました議案第32号 令和4年度朝日村一般会計予算に対する附帯決議案について質疑を行います。附帯決議案について質疑はありませんか。清沢議員。

○3番（清沢正毅君） この案を今見させていただいてまして、私が思うところは、第32号一般会計予算を既に決議をしました。執行に当たって、附帯決議案でございますけれども、この中で私が感じるところは、今後執行方法を十分に議論する余地がある。理解を深める必要もある。1番目は、財政負担の考慮という項目がありますが、私の判断は、この予算案というのは、十分に長期財政計画を議論してきて、行政のほうもそれを見た中で、きちっと予算化して、事業化して、財政負担については十分大丈夫ですよという判断の下に提案されているわけですね。

10年しかありませんというのは、分からないわけじゃありませんが、20年、30年、どうなるか分かりませんが、10年は一つの節目で、見直すことはやっぱりできるんですよ。その段階で財政難が明確に出てくれば、それは見直しということはあるかもしれません。ただ、今現在の長期財政計画の中で、十分に議論をされて、事業予算をきちっと立てて提案されて、それを認めた後に、さらにそれが検討していく必要があるという附帯を出すことは、私は必要ないだろうというふうに思います。

と同時に、事業内容を一応認めた後で、それについて議会と教育委員会がしっかり議論しろという内容が入っていますが、十分この予算事業案が提案された中で、本会議で既に1週間以上たっているんですね。その議論は、その中で一生懸命やってきているはずですよ。

12月にも提案されていますけれども、今回の議案が提出された中でも、全協でお互いに行政の考え方、議会の考え方、十分そこで議論しているはずなんですよ。あのときの全協だけで理解できなければ、本来であれば昨日まで期間があるんですよ、審議期間が。その中でもっと、行政と議会が激論を出し合いながら、思うところを出し合いながら、方向性を定めていって、本当にこれでいいのかどうか。

この附帯決議案の一番最後に、以上のことから予算を執行するに当たって、執行方法を教育委員会、議会がそれぞれ早期に熟議検討し、最善策を見いだす。熟議検討は、この協議の本会議の中の審議で尽くされなきゃ、本来おかしいでしょうと。

昨日までやってきて、それでこういう話になってくるなら分かるけれども、やっぱり審議期間をきちっと使って、熟議をして判断をするというのが本会議だと、私はそう思いますので、だから、それをやってきた結果、先ほどみんなで全会一致で議決をしているんですよね。ということは、全ての財政面の内容もきちっと対応しながら予算化された、だから認めましょうと。

それから、もう一つは、一律の補助であるというのをこの事業内容では説明しているわけですよ。だけれども、不公平感が発生するというふうな中で、再度補助金の在り方を検討する必要があると。議決した後でまたそれを再燃させる、それをさらに検討し直すというのは、議会の議決の重要性からすれば、本来おかしいでしょうと。

例えば附帯決議の中では、じゃ執行するに当たって、しっかり該当する皆さんに納得できるようにきちっと説明をしてやってほしい。この事業を進めるに当たっては、そういう機会を持って、確実に皆さん、受け止める人というのはいろいろ温度差があるんですよね。だから、それを解消するためにきちっと説明してやってほしいとか、そういうようなことがあれば、多少附帯性のある案になるんですけども、既にそれを提案されて、全ての人たちに一律にやりましょうという事業計画を認めていった後で在り方検討というのは、やっぱり議案の審議期間の中でそれを尽くして行って、今日の最終議決の段階だというふうに私は思っていますから、この附帯決議案の内容については、適正ではないかなというふうに思います。

また、税金の使い方の公平性ということですけども、所得関係について、例えばどこで線引きするのということになると、かなり、温度差というんじゃなくて、難しいところが出てくるんですね。どこで線引きするかによっては、差別化になってくる可能性もあるし、不満も出てくる可能性もある。また、小学校で子供たちが給食の無償化で、該当している小学生と該当外の小学生、子供たちってうんと敏感なんですよ。

例えばの話、これは仮定の話ですけども、じゃ、隣の人は無償で食べています、私は金払っていますみたいな誹謗中傷的な、あるいは学校の中でのいじめや何かに結びつく可能性だって十分にあるんですよ。

国も10万円補助するときに、どこで線引きするか難しいし、いろんな批判が出てきて、一律やりましょう。これも当然予算化して、きちっと財政の中でやりましょうとやってきてい

のと同じように、小学校の子育ての家族の、じゃどことどこを高額所得者、あるいは生活困窮者、線引きしていくこと自体が難しいし、それを対象にしていくことによって、偏見とか中傷みたいなのも生まれてこないとは言えないんですよ。

やっぱり村は、いろんな地方自治は、今子育て支援に一生懸命力を入れてやってきている。そういうところでは、一律で今回やりましょうと行って事業計画予算を取っているのに、それを認めているんだけど、執行にはよくないよ、もっと議論しなさいよという附帯案は、私は必要ないだろうと、こんなふうに私は思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対し、附帯決議案提出者の羽多野議員、賛成者、林議員、齊藤議員、塩原議員、何かございましたら。

塩原議員。

○10番（塩原智恵美君） 村の予算は、年度末へ来て不用額が出れば減額します。計画していても全て削除ということもあります。また、工夫によって計画した予算が縮減されることも、これまで私たちは何度も目にできております。予算は可決しても、その内容の工夫次第では、幾らでも変更することはあるんです。そして、私たち議員は、その執行状況を見ている、見届けている、チェックしている、それが私たち議員の職務です。

そうしますと、今回可決されました。でも、その中で不具合が生じているかもしれないという今回の理由がありますけれども、その視点で、もう一回その機関が熟議することは全く私は問題ないと思います。

事実、私は今回、教育委員会の会議録を見ました。教育委員とは政治的に中立でなければならぬという大前提があります。でも、その会議の中で、今回のこの件ですよ、村長の公約だからという言葉が出ているんです。これを教育長は容認しています。そうすると、その会議はどうなりますか。しょうがないねという空気が容認する会議になるおそれが十分あります。そうしたことも確認しないで、そういう発言はやめていただきたいと思います。

それから、税の公平性です。税の公平性については、国は去年の臨時特別給付金の関係なんですけれども、先ほど羽多野議員が説明したとおり、あの条件が出ているんです。ちょっと解釈の中にずれがあるかと感じました。計画です、財政計画。これは、この12月の議会で、財政課長から私は確認しております。公共施設の個別計画は、実施設計をしないと正確な数字が出てこないと説明されましたよね。ということは、10年の計画はあるけれども、まだその計画の中には、机上で計算した事業があるんです。それが1.5倍に膨らむかもしれません。

特にこのロシアは大きく影響すると思います。そうしたことを我々議員も認識する点があると思います。

よって……

○議長（北村直樹君） 塩原議員、失礼します。

ここで一旦、暫時休憩を取ります。

[「すみません、今、質疑の時間で……」 「すみません、ちょっといいですか。これ、質疑の時間なんです、私も賛同者なんです。今、議長からそういう促しがありましたので、発言をしているところです。考え方のずれがあってははいけませんので説明しております。質疑ではありますが、その内容を一方的な形でまとめるのはいかがかと思えます。議長、よろしいでしょうか」の声あり]

○議長（北村直樹君） 確認いたしますので、少々お待ちください。

[「もしあれでしたら……」の声あり]

○議長（北村直樹君） そうですね。そうしましたら、ちょっと進行の確認をいたしますので、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を10時25分といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（北村直樹君） ただいまより本会議を再開いたします。

先ほどの羽多野美映議員の議案第32号につきまして、質疑の途中でございました。質疑がございましたら、お願いいたします。

塩原議員。

○10番（塩原智恵美君） 私の先ほどの発言の途中で、この協議の事項が中断されたので、最後のまとめのところを発言したいと思います。

今まさに、この議案第32号の附帯決議がいいか悪いかという、その点で、これだけ熟議がされています。私は、こういうことが大事だと思うんですね。

それで、今回の新しい通学費補助の関係、給食費の無償化の補助の関係、このことについて

て、この3月議会の中で、こうした熟議と言われるようなことがなされなかったのは、私の反省でもあります。これを私ばかりでなく、ほかの議員の皆さんも数名、やっぱりここに名前を連ねていない方も、感じている方がおられるのは事実であります。

そして、昨年12月の全員協議会の中で、この関係については初めて説明がなされ、そこからこの3月の議会上程に至るまで、村からはその関係の説明はございませんでした。でありますので、私は、このことが上程されるかどうかは、上程されてから初めて知るところであります。

そういう中にありまして、十分な熟議という観点で考えますと、先ほど申し上げましたが、これを実際に執行していくことを考える機関、教育委員会そのものが、私が会議録を見る中では、会議録の中にそれが表れていないのが分かりました。さらに、政治的に中立でなければなりません。村長の公約だからという言葉も飛び交っておりまして、それが教育長のほうから静止する発言もない会議録でした。こういう理由が、それぞれ熟議の必要があると、私は判断したところです。

それから、先ほどの財政の話、それから税の公平の話、こうした観点は、新しい事業を進めていく上においては、しっかりと検討して、理解する必要があるかと考えております。

今回の提案理由が、この2つの事業の開始が村の財政負担にならない執行方法とするためだと。そのために、まず教育委員会、そして私たち議会がこのような熟議を行って、双方とも理解の上、執行していく。議会はそれをチェックしていく。そうしたことに、可決はされましたけれども、することに全くの問題はないと私は考えます。

そうしたことで、この附帯決議案に賛同したものでございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、再質疑はございますか。

清沢議員。

○3番（清沢正毅君） 私の考えをさらに申し上げたいと思います。

今の塩原議員の賛同者の意見を聞いての話でございますけれども、塩原議員のお考えとはとても思えない発言のような気がしました。というのは、常日頃、予算は確実性を持ってきちっと立てるものである。それから、後で変更していく、そういうことを最初から考える予算なんてあり得ないですよ、もっと精度よく予算を立てないのはおかしいじゃないですか、こういう発言をよく耳にしておりました。

環境が変わったら、後で議論すればいいじゃないですか、変更すればいいじゃないですか。そういうことは、予算を審議し、議論し、決定していく中では、塩原議員の常日頃のお考え

からすれば、私は違うのかなというふうに感じましたので、お話をさせていただきました。

やっぱり議論は、予算をきちっと精度よく、議論を重ねて、行政もきちっと提案してきているわけです。いろんなリスクも、いろんな環境変化も、長期の財政計画の下にきちっと計画されて、計算をされて予算は出ている。ずっと私はそう信じていますから、後で修正したり、いろいろするという含みながら、それを決議していくということは、本来はあり得ないんだというふうに思います。

それから、議論を尽くしていないということであれば、逆に会議を延長してでも、ずっと議論すればいいじゃない。決議しておいて、後でも議論しましょうというのはやっぱりおかしい。会議は自由に延長できます。期間が長くなっちゃうかもしれません。実施の時期が遅くなるかもしれません。それによって、村の動きにも支障を来すかもしれないけれども、別に議論を重ねていないんだったら、重ねる期間を取ればいい。あと1週間でも2週間でも、極端な話、会期延ばして、みんなで議論して、いいか悪いか判断すればいいわけだ。それをなくして、一旦議決して、後でまた内容を吟味しましょうというのは、やっぱり私はおかしいというふうに思います。

であれば、逆に修正動議を出しておいて、その部分だけ認めないで、後でそこはやりましょうという手段だってある。それもない。それで、確認をし、決定し、やりましょうとって、後々また変更すればいいやという何か含みが最初からあるのは、やっぱりまずいなど。

公平性の問題について、先ほど言いましたので、それについては言うことありませんが、ということが私の、この附帯決議に対しては必要性がないだろうというふうな考え方でございます。

もう一つ、申し訳ない、先ほど塩原議員から言われた中で、そういう発言はやめてもらいたいという言葉が、先ほど私が話をした後で、そういう表現がございました。議員は、やっぱり自由に物事を考えて、その人の考えをきちっと表現しているんです。そういう発言はやめてください、それは撤回していただきたいなということも重ねてお願いして、私の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

○10番（塩原智恵美君） 発言は撤回させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

今回の思いとするところは、予算は可決する。そして、日頃私の発言していることについての清沢議員の発言した内容は、まさにそのとおりであります。私は、そういう中において、

村の予算とはそういうものだと今も思っております。変わっておりません。

ただ、今回のこの内容を見る中で、私が一連の教育委員会、そして議会の中での熟議の在り方というものを見る中で、また、ほかの議員のご意見も伺う中で、やはりこれはもう少し、みんなで内容を深める必要あるだろうなというものは、思ったものは事実であります。

そして、このことは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、予算は可決されます。ただ、なぜ可決したかというところなんですけれども、これは、先ほど羽多野議員が説明したとおり、ああした国の基準に基づくところの、そうした人たちのことが救済できなくなってしまうおそれがある。一番大事に考えたところは、そこだったんですね。まず低所得世帯、ひとり親世帯、障害者の世帯、そういった方たちの給食費とか通学費の関係は確保しなければいけないだろうと。じゃ、それ以外のところは、財政負担に影響を与えるという原因があるとすれば、そこのところは検討してもいいんじゃないかなというのが共通して認識したところであります。

実は昨年12月の議会で、灯油の福祉の補助がありましたよね、記憶にあるかと思えますけれども。あのときも福祉補助であります。国の政策は、そうしたところに手当てを施すものでした。でも、村は一律の支給をしたわけなんです。私はその本会議、当日出されたので、最終日でした。そこで、基準を設けるのがふさわしいではないですかと村長に申し上げました。村長は、よく分かるから対応していくとご答弁されました。

そういった経緯も踏まえまして、今回の発議になったと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員に伺います。3回目の質疑はございますか。

○3番（清沢正毅君） いいです。ずっと私が言ったりや、まだ言いたくなっちゃいますから、いいです。もう私が申し上げたいことは申し上げましたので、あとの皆さんがどうお考えになるか。

○議長（北村直樹君） ほかに。

中村議員。

○7番（中村文映君） 議員の皆さん、私は、小学校給食無償化事業、それから高校生の通学費支援事業、これに対して、今の子育てをしている人たちにとって、これは非常にいいことだと思ひまして、賛成しました。村長の公約もありましたけれども、私自身が、これはいいことだと思ひました。

先ほどちょっと、論議が尽くされていないという考えがございましたけれども、私の中で

は、十分それは、私の議員生活の中で実現しようと思っていたことですので、それは私の中では、もう議論は尽くされているということでございます。

あと、もう一点、清沢議員もご指摘しましたけれども、公平性ということになれば、一部の方にやること自体が、私は不公平だという考え方を持っています。今、日本社会、私が子育てした20年前は、全て国民が中流だという認識の下で、いろいろな施策も行われてきましたけれども、今は上級と下級、中間層がなくなっている、そういう時代になってしまいました、日本の現状の中では。

その中で、今、もちろん下層の方たち、苦しんでいる方たちは多いです、そこに流れている中間層の方たちが非常に多いです。その中間層たちの声を、今一番ボリュームの多いその方たちの声を聞くということでは、やっぱりこの施策は、私は村民生活の福祉を充実するという上で、非常に大切な施策だと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対して、答弁はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ほかに質疑はございますか。

林議員。

○6番（林 邦宏君） 議員の皆さん、私がこの附帯決議に賛同したのは、本当に素朴というか、村民の目線で見たとときに、こういうのはどうなんだろうかという、そういうことで、これ賛同しています。

例えば、給食費1食230円ということで対応しています。例えば、アレルギー体質の方は、対応できなかつたらお弁当持ってこなきゃいけない。そうすると、その方は給食費は、要するに不用になりますから、その方は現金を給付するのか。例を言えば、そういうことになると思いますけれども、前回の説明の中ではそういう説明をされていませんし、それと、やはり例えば、病気等で長期間にわたって休む場合は、当然給食は召し上がらないわけですよね。そうした場合はどういう対応されるのか。そういう運用の内容については、担当部門から何も質問、質問というよりも、聞くことができませんでした。

そして、高校生の通学費の補助に関しては、5月のときに、通学の証書と、それから口座を提出すればそれでよろしいという、そういうことで過ぎております。もしその生徒の方が、途中で退学もしくは休学したような形になってきた場合、当然通学していないわけですよね。そうすると、そういう方の支払いはどうするのか。そういう、要するに運用規定的なものが

なされていないで、これを執行しようとする。私、もし村民の方から、そういうことはどうなっているんだと聞かれても、返答のしようがないんですね。自分の持論で話すしかない。

そんなことで、やはりこれに関しては、しっかりと税金を運用するわけですから、それに対して、やはりしっかりと定めをして、それにのっとって対応する。そういうことで運用していかないと、やはりこの内容については、中身がやはり不足しているんじゃないかということで、熟議という言葉も出ていましたけれども、私もそのとおりだと思います。

皆さん、そういう質問を住民の方から受けたときに、素直に、はい、こういうふうになっています、こうしますと答えられるかどうか。その辺が私、一番のポイントになるんじゃないかなと思います。

羽多野さんがこういう附帯動議を出したときに、やはり村民に対しては、これはやはり自分自身もするべきところでやっていないから、この予算を執行しなくちゃいけないし、それだったら、そこに附帯条件をつけて対応するのがよろしいんじゃないかなと、そう思って今回の附帯決議については賛成したという、そういう思いですから、どうぞご理解ください。

○議長（北村直樹君） 中村議員、再質疑はございますか。

○7番（中村文映君） 結構です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

○3番（清沢正毅君） 今、賛同者の林議員のお話を聞いて、さらにちょっとお話をさせていただきたいと思ったんですけども、先ほど来、議論を尽くすのであれば、もっと会期延ばして、どんどん議論すればいいじゃないかと、私はそう発言しました。

先ほどの林議員の賛同のご意見は、そのときに聞けなかった、そういう説明がなかった。説明がなかったんじゃないくて、聞いていただければ、もっと説明が出ているはずなんですよね。議論を深めるというのは、議案審議は審議期間を持って、会期をずっと設定しているんです。尽くせなかったら、会期を延ばしてもらって、どんどん質問して、行政から回答得ればいいじゃないですか。そういうことが議会の果たす役割である。

そういうことが聞けなかった、質問ができなかった、だから附帯決議をつけて後で聞きましょう、後で議論しましょう。やっぱりそれは、私は議会としての果たす役割としては違うだろうというふうに思います。

議員資質としても、そこはやっぱり考え方を正していかなきゃいかん。そのための議会、審議会、会期、そういうことなんですよね。やっぱり疑問があるなら、疑問残して決議をする。でもこれは、反対、賛成で多数決で決めますから、当然、賛成する人、反対する人、中

にはいます。でも、反対するなら反対、それなりに議論を重ねてきて、一生懸命理解をしながらも、やっぱり違いますねというんだったら、それはそれで全然問題ないですけども、そういう回答をもらえなかったから、後で議論しましょう、それを附帯にしましょうというのは、やっぱりちょっと違うなというふうに思いました。

私の考えとして、ここでお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

○10番（塩原智恵美君） 私、こう思うんですね。議会は議決したら、全てそのままでいいんだというのではなくて、これからの議会は柔軟性を持ちながら、原理原則は清沢議員がおっしゃっているとおりです。まさにそのとおりです。それをやらなければいけないと思います。でも、これからの議会は、もっと柔軟性を持たせて、いろんなことに対応していく、そういう議会の体質があってもいいのではないのかなと思うんです。

その柔軟性とは、今回提案したような附帯決議の内容を対応していくという、そういうことです。私は、こうだったからいいじゃない、変えなくていいよというのではなくて、これからの議会に求められるのは、いろんな世の中の動きだとか、今決めたことでさえ、あした変わるかもしれないという世の中の動きです。そういう中で議会が求められるものは、その柔軟性を受け入れていくこと、そう思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） どうぞ、中村議員。

○7番（中村文映君） 今、塩原議員の答弁をお聞きして、一言だけ付け加えます。

私は、これで出発点だなというふうな認識を持っています。もちろん、今現在280円で計算されています。でも、今、穀物市場、非常に上がっていて、果たして280円で給食費が、子供の栄養を考え、十分に満足できるものができるかどうか、今の情勢の中では厳しくなっているようなこともあるかと思います。そういう点については、280円という予算が取られましたけれども、さらに考えていかなきゃいけないことだと思います。

それから、給食の無償化はされましたけれども、質の高い食品、地場産品を使ってほしいという保護者の皆さんの声もあります。そういうのにどう応えていくか。また、さらに求めているのは、私がお聞きするところによると、中村さん、無償化よりも、私は有機栽培、有機食品を子供に与えてほしい。という子育てをしている。私たちよりもさらに上を望んでいる方、あるかと思うんですよね。

ですから、私は今、ここが出発点、朝日村の無償化の出発点であり、さらに、もし附帯決議をつけるのであるならば、そういうことを今後、議会で教育委員会なりと協議しながら取り組んでいくというのが議員の姿勢かと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員の質疑に対して、答弁はございますか。

羽多野議員。

○1番（羽多野美映君） まさに、先ほど中村議員のおっしゃられたとおりでございます。

この子育て支援事業は、村全体で子供を守り育てることの重要な事業でございます。このことに関して、このようなご意見が出るということは、今後この事業に関して、さらに意見を深め、議論をしていく必要があると私は考えております。

これから、もちろん中村議員のおっしゃるとおり、物価の上昇、これは避けられないものでございます。それに加えて、人口減少で税収が下がる。そういったところを踏まえ、これは小林村長の肝煎りの事業だと私は感じております。子供を育てるために、大切なお金を村が使うわけでございます。その点におきまして、どういった形で今後、さらに子供に潤沢な支援をしていくために、どういう形でやっていけばいいかということの意見交換は、この事業にかかわらず、子育て支援に関しては、さらに大切なこととなってくるはずで、そういうことを踏まえて、私はこの附帯決議案を提出する決心をいたしました。

そして、先ほど清沢議員がおっしゃいましたけれども、予算の組立てに関しては、清沢議員は信じているとおっしゃいましたけれども、大変私、議員になったばかりで、まだ1か月になっておりませんが、内容がちょっとまだ勉強不足で分からない点がございしますが、議会は信じているでは駄目だと思っております。チェック機能という働きをしなければなりません。

とても私は勉強不足で、この予算に関しても、まだまだ不十分な部分はあります。調べなければいけない部分もあります。ですから、これを信じてはいけません。これは大変、村の行政に関わる方々にも大変失礼な発言かと思っておりますけれども、信じているのではなくて、これで大丈夫か、こういうことでいいのか、こういう討論が議会には必要で、行政と教育委員会と、そういうところが一緒になってこれから考えていく、それこそが子育て支援につながっていく、私はそう考えております。

○議長（北村直樹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立少数です。

したがって、附帯決議案は否決されました。

次に、議案第33号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和4年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和4年度朝日プライムスキー場事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和4年度朝日村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第4、議案第39号から日程第7、議案第42号まで及び日程第8、同意第1号の議案を上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第9、ただいま提出されました議案第39号から議案第42号及び同意第1号の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例4件、人事1件の計5件でございます。

まず初めに、議案第39号 課設置条例の一部を改正する条例につきましては、課の分掌事務の内容を、地域及び行政の情報化に関する事務を総務課の分掌から企画財政課の分掌へ移行するために改正するものでございます。

次に、議案第40号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第41号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年8月の人事院勧告を踏まえ、改正するものでございます。

次に、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、教育長の任期満了に伴い、法令に基づき、教育長の任命につき議会の同意を求めるもので、任期は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

以上、提案いたしました議案等につきまして、ご説明を申し上げましたが、担当課長より補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第10、議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前11時21分

○議長（北村直樹君） 本会議を再開します。

◎議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の質疑、討論、採
決

○議長（北村直樹君） 日程第11、議案第39号から議案第42号まで及び同意第1号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第39号 課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。同意第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで……塩原議員、どうぞ。

○10番（塩原智恵美君） 教育長は当事者ですが、そののいるところで同意の案件を進めてよろしいのでしょうか。

○議長（北村直樹君） この後、退席をしていただきます。

○10番（塩原智恵美君） 分かりました。

○議長（北村直樹君） ここで、百瀬司郎教育長の退席を求めます。

〔教育長 百瀬司郎君退場〕

○議長（北村直樹君） 百瀬司郎氏について、教育長の任命につき同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、百瀬司郎氏の教育長の任命につき同意することに決定いたしました。

百瀬司郎教育長、入場してください。

〔教育長 百瀬司郎君入場〕

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第13、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長より、目下、各委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君） ここで、小林村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、令和4年度当初予算等、多くの議案を審議いただき、また、原案どおり可決をいただきました。ありがとうございました。

来月からは令和4年度がスタートいたします。議会初日の議案提案説明でも触れましたが、まずはコロナワクチン3回目の接種を4月下旬までにスムーズに終了できるよう、万全の体制を持って進めてまいります。そして、お認めいただいた一般会計当初予算33億2,800万円並びに各特別会計予算を、計画どおり、遅れなきよう執行してまいり所存でございます。

また、大尾沢浄水場の導水管事故の復旧工事等、緊急事態に対する予算執行に関しましては、タイムリーにご相談をさせていただきます。大型な補正予算が予測されますので、ぜひご協力をお願いいたします。

新型コロナも次々と変異株が現れ、第7波も心配するところでございます。村民の皆様方には、まん延防止等重点措置は終了いたしました。新規感染者が再び増加している地域もあり、年度末、年度初めや春とともに、人の移動が活発となるこの19日から4月10日まで、県から感染防止対策強化月間というものが打ち出されました。引き続き感染防止対策の下、コロナに打ち勝ち、地域経済の再生にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

そして、ただいまは、先ほどは子育て等の議案について真剣なご議論をいただきました。子育てに優しい村実現のため、仕事を進める上で、我々も丁寧に皆さんと相談して進めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議員の皆様方におかれましてもご自愛をされ、新年度も朝日村発展のため、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

今議会、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年度朝日村議会3月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時31分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員